

2012（平成24）年度版

第二次人権が尊重される
三重をつくる行動プラン

年 次 報 告

平成24年10月

三 重 県

第二次行動プラン「年次報告」

《 目 次 》

- I 年次報告の考え方
- II 平成23年度をふりかえって

<平成24年度版年次報告>		頁 数
●施策分野1 「人権が尊重されるまちづくりのための施策」		
人権施策 101	人権が尊重されるまちづくり	1
人権施策 102	人権尊重の視点に立った行政の推進	7
●施策分野2 「人権意識の高揚のための施策」		
人権施策 201	人権啓発の推進	11
人権施策 202	人権教育の推進	24
●施策分野3 「人権擁護と救済のための施策」		
人権施策 301	相談体制の充実	31
人権施策 302	さまざまな人権侵害への対応	36
●施策分野4 「人権課題のための施策」		
人権施策 401	同和問題	41
人権施策 402	子ども	47
人権施策 403	女性	53
人権施策 404	障がい者	59
人権施策 405	高齢者	65
人権施策 406	外国人	70
人権施策 407	患者等（患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等）	76
人権施策 408	犯罪被害者等	81
人権施策 409	インターネットによる人権侵害	85
人権施策 410	さまざまな人権課題（アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、性的マイノリティの人びと、ホームレス 等）	90

2012（平成24）年度版

「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」にかかる年次報告

I 年次報告の考え方

1 年次報告について

「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」（以下「第二次行動プラン」という。）は、「人権が尊重される三重をつくる条例（平成9年10月施行）」に基づき改定した「三重県人権施策基本方針（平成18年3月改定）」を多様な主体で着実に推進していくため策定しました。第二次行動プランの計画期間は、2011（平成23）年度～2014（平成26）年度の4か年であり、今回の年次報告は、2011（平成23年度）の取組状況について取りまとめました。

人権施策の進捗管理については、第二次行動プランに基づく取組状況を「年次報告」としてまとめ、次年度に向けた方向性の検討などに活用することとしています。なお、第二次行動プランでは、進捗管理のしくみをより客観的に行うため、人権施策全体の成果を計る「数値目標」を設定するとともに、計画期間終了までの「目標値」を掲げて、計画的に取り組むこととします。

2 施策の体系と推進の考え方

「三重県人権施策基本方針」では、人権施策を目的に応じた4つの施策分野に体系づけ推進することとしています。

1つめの施策分野は、人権尊重社会を実現するために基本となる豊かな人権文化が創造される地域社会と行政の推進についての「人権が尊重されるまちづくりのための施策」です。

2つめの施策分野は、一人ひとりの人権意識を高め、人権尊重のまちづくりの主体形成につなげる「人権意識の高揚のための施策」です。

3つめの施策分野は、人権に関する相談及び偏見や差別意識が生む人権侵害に対する救済のための「人権擁護と救済のための施策」です。

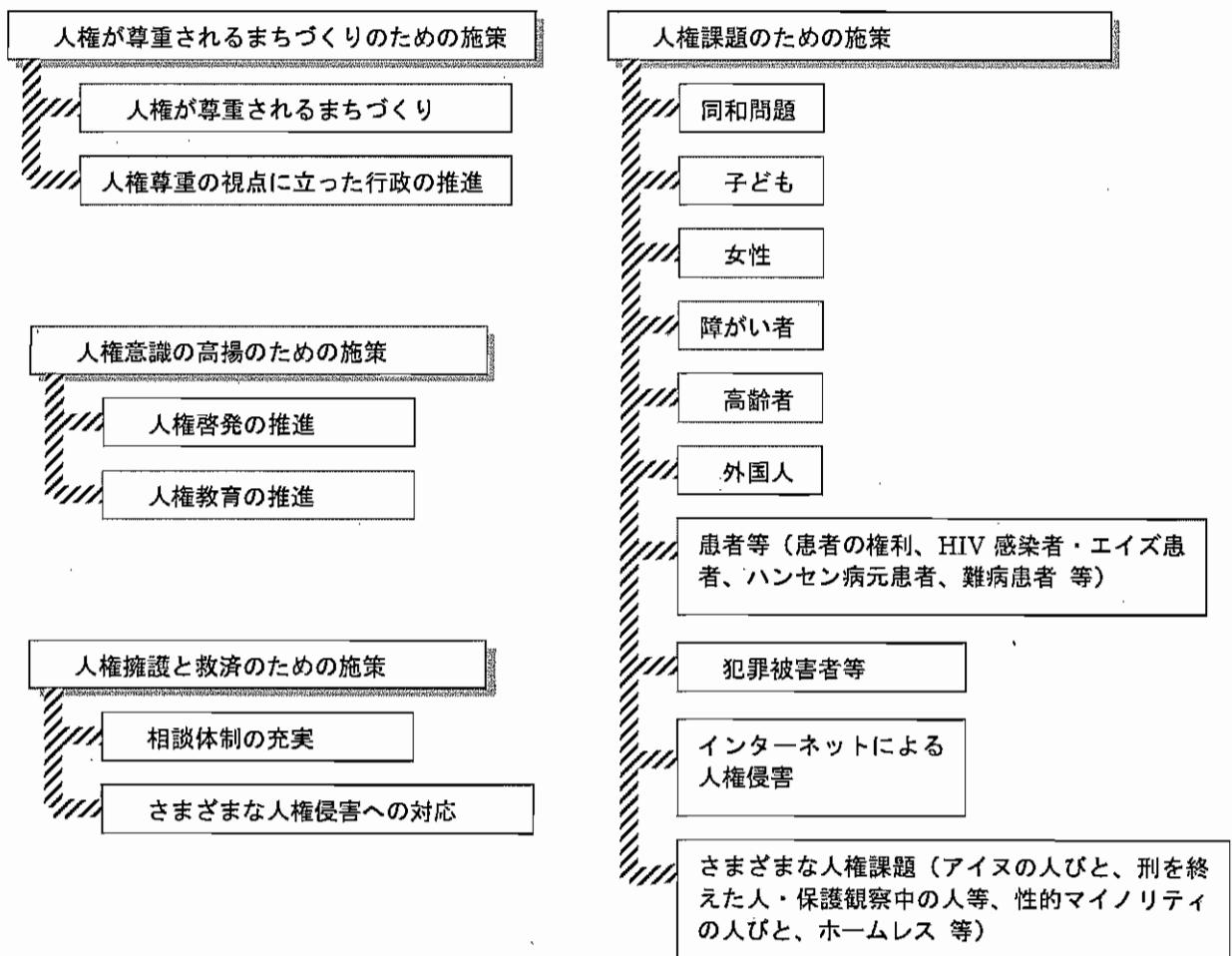
4つめの施策分野は、前述の3つの施策分野をベース（基礎）にして、個別の課題に対応していく「人権課題のための施策」です。

なお、“めざす姿”である『人権が尊重される社会』について、「人権啓発・教育の推進により、県民一人ひとりが、さまざまな文化や多様性を認め合い、人権に対する理解と認識を深めるとともに、多様な主体が互いの役割を理解し、連携・協働しながら人権が尊重されるまちづくりに取り組むことにより、人権尊重社会の実現に向けた活動が主体的に行われていま

す。また、差別や人権侵害等に対して、迅速で適切な対応を行う人権相談体制やネットワークが整備され、差別や人権侵害を許さない、人権文化が定着した社会づくりが進展しています。」としています。

このような社会の実現をはかるため、一人ひとりの身近な暮らしや、地域での活動の中に人権の視点が行き渡り、住民のあらゆる活動のベース（基礎）に人権の視点が根付くような「人権が尊重されるまちづくりのための施策」を施策推進の基本に据えながら、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」、「人権課題のための施策」を展開しています。

【施策体系図】



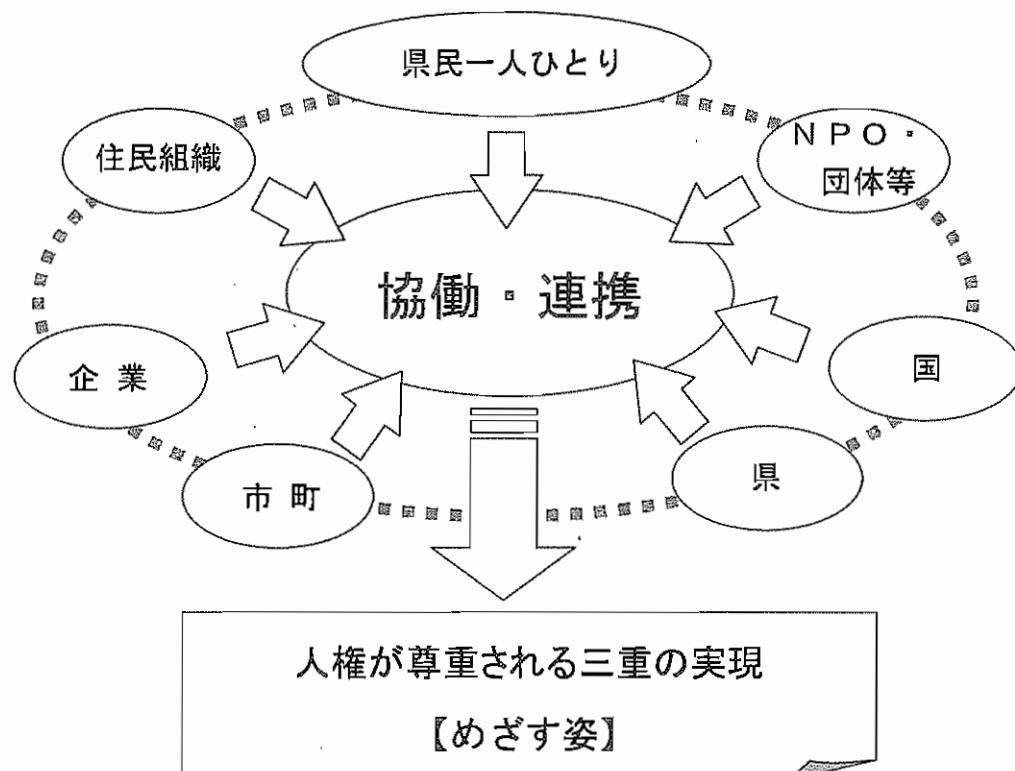
3 多様な主体による取組（取組の進め方）

「人権が尊重されるまちづくり」を推進するためには、県民一人ひとり、住民組織、NPO・団体等、企業、行政など多様な主体が一体となって、まず身近な地域社会において、「人権の世紀」にふさわしい『人権が尊重される社会』を築いていくことが大切です。

このため、この年次報告では、単に県が行った取組の内容を報告するだけでなく、国連や国、他の都道府県における動きや現状をレポートするとともに、市町や民間の具体的な取組事例を紹介しています。これらの事例を参考として、県内各地で多様な主体が連携した取組を進められていくことを期待しています。

今後も、住民組織、NPO・団体等、企業、行政など多様な主体が各自の活動の充実を図りながら、さらに活動のテーマや課題にそって各主体間で連携・協働し行動していく環境づくりを進めることが重要であり、引き続き「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づく取組を推進していくため、この年次報告の活用を図っていきます。

【連携イメージ】



II 平成23年度をふりかえって（数値目標達成状況と総合評価）

第二次行動プランに掲げた施策の推進にあたっては、前述の「年次報告の考え方」にあるように、「人権が尊重されるまちづくり」を基本に据えて取り組みました。さらに、施策の推進にあたっては、「多様な主体が連携・協働」していくことを重視し、『人権が尊重される社会』の実現をめざしました。

【数値目標と実績値について】

数値目標において、プラン全体の目標項目は、平成22年度よりも2.9%低下し、目標には達しませんでしたが、各人権施策分野の目標項目7項目のうち、5項目でほぼ目標を達成しています。

目 標 項 目		平成22年度 下：実績値	平成23年度 上：目標値 下：実績値	平成26年度 上：目標値	目標 達成 状況
プラン 全体	一人ひとりの人権が尊重さ れ、個性や能力を十分發揮で きることに対する満足度 (%)	29.0% 27.8%	32.0% 24.9%		0.86
人権が 尊重さ れるま ちづく り	地域における「人権が尊重さ れるまちづくり」推進研修の 受講者数（人）	877人 836人	1,000人 903人		1.00
	「人権の擁護」を活動分野と して選択しているN P O数 (団体)	243団体 230団体	280団体 259団体		1.00
人権意 識の高 揚	人権イベント・講座等の参加 者数（人）	36,500人 36,824人	36,500人 39,389人		1.00
	県人権センターへの来館者 数（人）	30,500人 26,340人	32,000人 31,461人		1.00
	人権意識を高めるために市 町教育委員会が連携・協働し ている多様な主体の数（團 体）	95団体 72団体	145団体 94団体		0.99

	人権教育を総合的・系統的に進めるためのカリキュラムを作成している学校の割合(%)		50.0%	70%	0.82
		39%	41.2%		
人権擁護と救済	「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の受講者で「非常に有意義」と評価した人の割合(%)		64.0%	70%	0.91
		61.3%	58.5%		

※e-モニター(注1)及び県民を対象とした啓発イベントにおけるアンケートにおいて、『一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力を十分發揮できること』に対して、「満足」、「どちらかといえば満足」と回答した人の割合

※講師・助言者派遣等の県の支援を得て、地域が開催する「人権が尊重されるまちづくり」研修会等に参加した参加者数

※みえ県民交流センター市民活動団体データベース登録団体のうち、「人権の擁護」を含む活動分野を選択している団体数

※人権尊重社会の実現に向けて、県が開催する各種の人権啓発イベント・講座等の参加者の直近4年間の平均値

※三重県人権センターの展示室入場者数、図書室利用者数、多目的ホール入場者数の合計

※「人権尊重の地域づくり」等において、市町教育委員会が連携・協働して取り組んでいる多様な主体の数

※子どもたちの発達段階に応じた人権教育カリキュラムやすべての教育活動を有機的につなぐカリキュラムなど、総合的な人権教育の全体計画を作成している小中学校および県立学校の割合

※「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の受講者アンケートで、「非常に有意義」と回答した人の割合

【平成23年度の取組と成果について】

《人権が尊重されるまちづくりのための施策》

「人権が尊重されるまちづくり」の考え方ふさわしい、人権尊重の視点に立った「まちづくり」の取組が、多様な主体により行われています。

住民組織では、「地域住民の交流を促進した人権啓発」や「多文化共生をめざした体制づくり」、「自然保護の取組を通じた活動に人権の視点を取り入れた地域づくり」などといった身近な地域課題を解決していく中で、人権の視点を活かしたまちづくりに取り組んでいます。

NPO・団体では、「教育現場におけるユニバーサルデザインの普及」や「高齢者や子どもなどのふれあいの場づくり」などといった自分たちが取り組んでいく活動の手法を工夫し、各団体が持っている個性を活かした、特色ある取組を主体的に行っていきます。

企業等においては、「企業等の社会的責任(CSR)」に基づいた、人権尊重にかかる取組や環境活動などの地域社会への貢献などの取組が広がりつつあります。その国際規格であるISO26000も発行され、さらなる活動の広がりが期待されます。

このような中で、行政も、「人権が尊重されるまちづくり」に取り組む主体のひとつとして、行政相互の連携を強めるとともに、多様な主体との協働や支援を通して、地域における課題の解決に向けた取組を行っています。

県では、こうした多様な主体による「人権が尊重されるまちづくり」を進めるため、まちづくりの手法などを紹介したテキスト「人権のまちづくりのすすめ」を使った「人権のまちづくり研修会」が地域において自主的に展開されていくよう、講師の派遣を行いました。また、地域が人権のまちづくりに取り組む中で見えてきた課題の解決に向け地域のニーズに応じてアドバイザー等の派遣を行いました。

企業においても、CSRの一環として、人権啓発等の主体的な取組が広がりつつあることから、県としても、企業が人権の視点での取組を自己検証するためのガイドンス試行案を策定するとともに、企業内研修への支援や、人権の視点でのCSRの取組の重要性・意義等の啓発を行っています。

地域福祉と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業などの取組に対して支援しました。また、隣保館職員の人材育成・資質向上を支援しました。

次世代を担う子どもたちを対象に、ユニバーサルデザインのまちづくり学校講座を実施しました。また、職員に対するユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるため、職員セミナー等を実施しました。

《人権意識の高揚のための施策》

「人権が尊重されるまちづくり」においては、「県民一人ひとりが主体的に人権について考え、さまざまな文化や多様性を認め合いながら行動していく」という意識を定着させていくことが重要です。そのために、多様な主体が人権意識の高揚を図るための取組を進めています。

県では、県広報紙、テレビ・ラジオなどの各種広報媒体を活用した啓発活動を継続して実施するとともに、「差別をなくす強調月間」においては、国や市町、人権擁護委員などと連携して、県内各所で街頭啓発を展開するなど、重点的な啓発活動等に取り組んでいます。

三重県人権センターでは、人権啓発の拠点施設として、企画パネル展・人権フォーラム等の開催や、人権フォトコンテスト・ポスター・メッセージの募集等参加型の啓発活動、スポーツ組織と連携した取組など、人権を身近に感じてもらうためのさまざまな啓発事業を展開しています。平成23年度は、東日本大震災を受けて、多くの講座・各種啓発活動において「災害と人権」がテーマとして取り上げられました。

また、各县民センターにおいても、市町等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や連続講座、トップセミナーなどを開催しました。

市町では、住民に親しみやすくかつ参加しやすい人権啓発をめざして、人権啓発講演会や研修会、街頭啓発などの取組が行われたり、国、人権擁護委員連合会地域協議会とで構成する「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」において、連携・協働し、県内各地域でさまざまな啓発活動が行われています。

県としては、人権啓発の推進について、多様な主体と連携を図り、さまざまな人権課題に対し、多様な手段と機会を通じて、より一層の啓発活動の推進に努めています。

人権教育の取組では、県内の6地区において、各学校で取り組んでいる人権学習について、生徒や教員からの発表や意見交流を行うとともに、県内規模の「高校生人権まなびの発表会」を開催しました。また、生徒が学校や社会に主体的に参画し、自他の人権を守るために実践行動力を身に付けられるよう人権学習指導資料を作成し、県立学校へ配布しました。また、各市町教育委員会や学校等と連携し、研修の強化、人権教育推進計画の検討、授業内容の充実、児童生徒による人権活動への助言等にも継続的に取り組んでいます。

《人権擁護と救済のための施策》

「人権が尊重されるまちづくり」においては、児童や高齢者への虐待やDVなどの人権侵害や差別事象の発生に対し、相談体制の確立などの「人権擁護と救済のための施策」を進めていくことも重要です。

国では、法務省の人権擁護機関（法務局）が、人権侵犯事件の被害者等からの申告を受けて、調査をはじめとした救済手続を行うとともに、人権擁護委員による相談活動を行っています。

市町においても人権擁護委員などによる「人権相談」を実施しているほか、隣保館においても、地域住民に対する人権相談や生活相談、健康相談等を実施しています。また、NPO・団体等においても、さまざまな相談窓口が開設されています。

三重県人権センターでは、相談員による電話・面接相談、弁護士による法律相談および臨床心理士によるカウンセリングを実施するとともに、多様化・複雑化する相談内容に人権感覚を持って対応できるよう、各種機関の相談員を対象とした「人権に係わる相談員スキルアップ講座」を開催し、相談技能の向上を図りました。また、「人権に係わる相談員交流会」を開催し、連携・交流の促進を図りました。

《人権課題のための施策》

県では、同和問題、子ども、女性、障がい者などの個別課題に対し、「人権が尊重されるまちづくりのための施策」、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」をベースとして取組を進めています。

平成23年度における県の主な取組として、同和問題については、不動産会社等がマンション建設に先立ち同和地区の所在など差別につながる土地調査を大阪府で行っていたことを受け、宅地建物取引における人権に関するアンケート調査を実施し、その分析結果をとりまとめるとともに、宅地建物取引業者への啓発に努めました。

子どもの主体的な活動への支援などを行う「みえのこども応援プロジェクト」を推進しました。また、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」についての広報活動を行うとともに、子どもの生活に関する意識や実態などについて「みえの子ども白書2012」としてまとめました。

児童虐待相談については、依然として増加傾向にあり、児童相談所と市町のさらなる連携強化にかかる課題を把握し、県全体の児童相談体制の強化を図るために、県の市町支援のあり方調査検討を行い、児童相談体制を強化する取組を行いました。また、児童虐待防止に対する理解を深めるため、虐待防止キャンペーンの街頭啓発やオレンジリボンキャンペーン等を実施しました。

障がい者が地域で安心した生活を送ることが出来るように、各障害保健福祉圏域毎に身体・知的・精神障がい共通の相談支援体制の充実を図るとともに、障がい者の自立と社会参加を促進するため、障害者社会参加推進センターにおける各種生活訓練、身体障がい者補助犬の育成、スポーツ教室の開催などを行いました。

また、障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、障がい者雇用アドバイザーを配置し、県内事業所に対して啓発や支援制度についての助言などを行うとともに、県内各地で障がい者の就労を支援する人材の派遣等を行いました。

認知症高齢者対策として、認知症サポート医養成研修、かかりつけ医研修、認知症介護実践者研修等を開催するとともに、「認知症サポーター」の養成や「キャラバンメイト」の養成、認知症の本人や家族の相談窓口の設置を行いました。また、三重弁護士会や三重県社会福祉士会と協力して「高齢者虐待防止チーム」を地域ごとに設置し、専門的な相談に応じるなど市町・地域包括支援センターの支援を行いました。

インターネットによる人権侵害に対しては、インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心モニタリングを実施したり、「ネットモニター・ボランティア養成講座」を開催し、ネットモニター等の活動を行う人材を養成しました。

また、子どものインターネット、携帯電話等を介した事件や事故の未然防止を図るため、県民を対象にした研修会や講演会を市町単位で開催しました。

公立の全小中学校、県立学校を対象として、学校非公式サイトの現状把握や、ネットに依存する児童生徒の課題分析などを進めました。また、保護者による「ネット啓発チーム」を養成し、県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築に努めました。

自殺対策については、三重県自殺対策情報センターを設置し、自殺対策の総合的な支援体制の整備、自殺未遂者・自殺遺族等に対する支援機能の充実を図りました。また、地域の絆づくりに向け支援組織の整備を推進し、自殺・うつ対策ネットワークの充実を図りました。

【課題と今後の取組方向について】

平成23年度の数値目標達成状況と個別人权課題の取組実績を踏まえ、平成24年度以降の取組を進めます。

「人权が尊重されるまちづくり」を進めるには、県民一人ひとりが多様性を認め合い、人权に対する理解と认识を深めるとともに、県民、NPO・団体、企业、市町、県など多様な主体が連携しながら、より身近な地域社会において、それぞれが主体的に活動していくことが大切です。

このため県では、引き続き、これから人权のまちづくりに取り掛かろうとしている地域には、基礎的な研修のメニューを充実させ、県内の全域に人权のまちづくりの考え方を広めていきます。また、人权のまちづくりが進んでいる地域では地域のニーズに応じた人权課題の解决に向けアドバイザーや講師を派遣するなど住民本位の取組支援を進めます。

人权啓発を推進するためには、多様な主体との一層の連携を図るとともに、参加型啓発や感性に訴える啓発事業など啓発手法を工夫して、効果的・効率的に取り組むことが必要です。

具体的には、地域や職場などにおける参加型学習への支援や、人权に関するフォトコンテスト、人权ポスター・人权メッセージの募集など、多様な手法による参画型の啓発活動や感性に訴える啓発活動など効果的な啓発事業を進めます。また、市町、国、人权擁護委員联合会などと連携・協働し県内各地域において開催される人权イベントなど、地域特性を生かした啓発活動を進めていきます。

人权教育の推進については、「人权教育基本方針」や「人权教育ガイドライン」を踏まえ、教育活動全体を通じて、「自分の人权を守り、他者の人权を守るために実践行動ができる力」を育む取組を引き続き進める必要があります。

具体的には、人权学習教材及び、平成24年3月に発行した人权学習指導資

料の活用促進、カリキュラムの研究、実践内容の共有などの取組を進めるとともに、実習・演習型の研修など、より効果的な教職員研修を実施していきます。

さらに、学校・保護者・地域が一体となったネットワークを構築し、子どもたちを取り巻く人権に係わる課題の解決や未然防止を図る取組を進めます。

人権相談の内容は、多様化・複雑化しており、速やかな問題解決には、相談員自身の資質向上を図るとともに、相談機関相互の連携を充実させる必要があります。

相談体制の充実に向けて、多様化・複雑化する相談に対応するため、相談員の資質向上に一層努めるとともに、各種相談業務を担当している相談員を対象とした「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の開催や各相談機関とのネットワークの充実に努めます。また、インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インターネット及び携帯電話サイト上における三重県に関する差別書き込みについてモニタリングを行うとともに、「ネットモニターリーダー養成講座」を開催し、地域におけるネットモニタリングのリーダーを養成します。

人権が尊重される社会づくりに向け、多様な主体によるさまざまな取組が進みつつあるものの、いまだ偏見等による差別や児童虐待・DV等の人権侵害、インターネット上の差別的な書き込みやプライバシー侵害などの人権侵害が発生しています。また、ニート・ひきこもりの問題や貧困等による自殺の問題など、人権と密接に関わる社会問題も発生しています。

このため、引き続き、「人権が尊重されるまちづくり」の視点を重視しながら、国や市町をはじめ、県民、NPO・団体、企業など多様な主体と連携・協働しながら一人ひとりが、主体的に人権問題について考え、人権意識を高め活動していくことをめざし、人権啓発・教育をはじめとする総合的な取組を一層推進します。

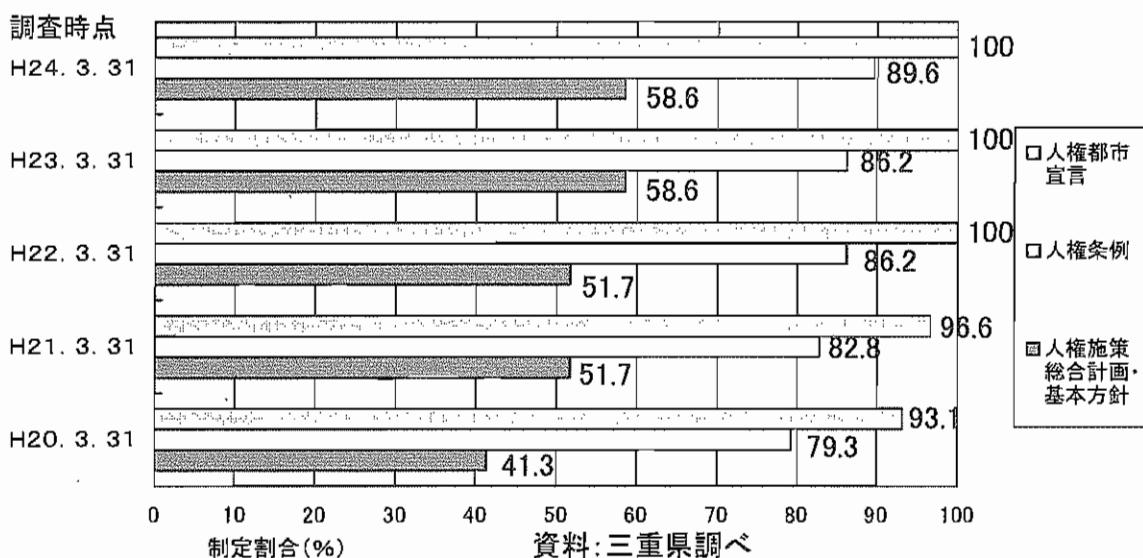
(注1) e-モニターとは、三重県が各種行政課題について、あらかじめ登録した県民の方を対象に行う電子アンケートシステムです。アンケートの対象者は、県が選挙人名簿から候補者を、性別、年齢層など属性別に均等かつ無作為に抽出し、募集を行い、これに応募いただいた県民の方々です。

(施策分野1) 人権が尊重されるまちづくりのための施策

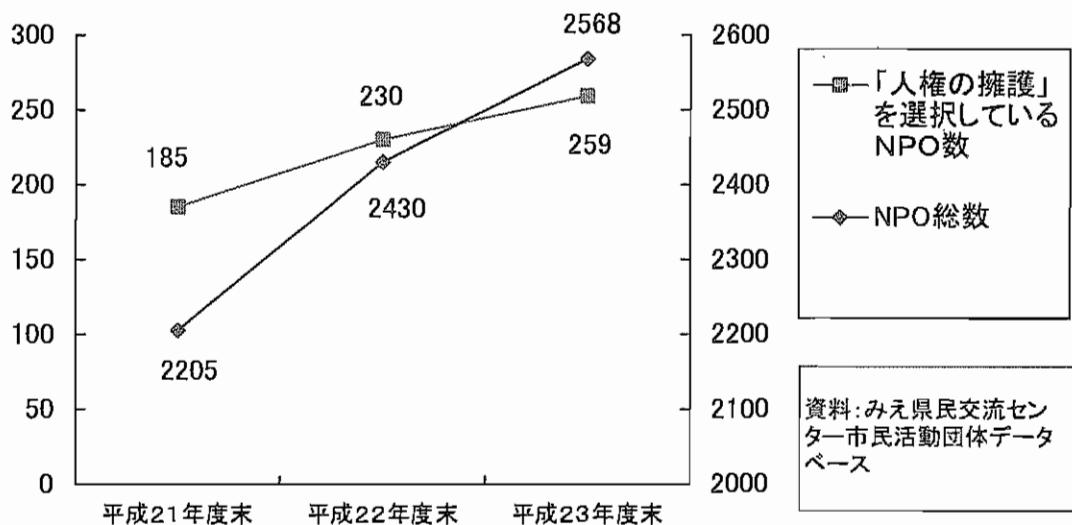
人権が尊重されるまちづくり

② データからみた状況

【関連データ1】市町の人権条例等の制定状況（三重県）



【関連データ2】「人権の擁護」を活動分野として選択しているNPO数（三重県）



データに関するコメント

【関連データ1】平成24年4月1日現在で、全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は26市町で89.6%となっています。

【関連データ2】みえ県民交流センター市民活動団体のデータベースに登録している団体のうち、「人権の擁護」を含む活動分野を選択している団体数は、平成23年度末で259団体になっています。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の制定（平成18年12月施行）
- 「三重県地域福祉推進計画」の策定（平成16年4月）
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正（平成19年4月施行）
- 「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連において1994(平成6)年に採択された「人権教育のための国連10年行動計画」の中で、「人権という普遍的な文化」を創造することの重要性が示されました。これを契機に「人権文化」という概念が使われるようになりました。
- このような国連の動き等を前提としながら、人権尊重の考え方をベースにしたまちづくりを推進していくこうという機運が高まり、全国の自治体で「人権条例」が制定され、それに基づいた各地域の特色ある取組が進められています。
- 例えば、和歌山県では、平成18年度に「わかやま人権パートナーシップ事業」を立ち上げ、県内の企業に広く参加をつのり企業内人権研修や実践交流会等を実施する中でネットワークづくりを進めています。平成23年度も48の企業・団体と新たに協定を結びました。
- 企業の社会的責任(CSR)に基づいた取組について、平成22年11月に、人権を含む企業等の社会的責任に関する国際規格であるISO26000が発行されました。このISO26000は、JIS(日本工業規格)化され、平成24年3月21日にJISZ26000(社会责任に関する手引き)として制定されました。

【三重県の状況】(平成23年度の取組状況)

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

(1) 住民、企業、NPO等の団体などが人権の視点で活動をするための取組の推進

- ① 人権尊重の気運を盛り上げるため、人権・福祉・国際交流の関係団体や県民との協働による人権フォーラムの開催を始め、人権問題への正しい理解と人権尊重の思想を広く定着させるため、街頭啓発の実施、企画パネル展示、人権フォトコンテスト、ラッピングバスの運行、スポーツ組織と連携した啓発事業を実施しました。また、各県民センターでは、

市町や地域の多様な主体と連携した独自啓発活動やミニ人権大学などの事業を実施しました。平成23年度は、東日本大震災を受けて、多くの講座・研修会において「災害と人権」をテーマとして取り上げました。

今後、効果的に幅広い啓発につなげるためには、市町、教育関係者を中心とする多様な主体との一層の連携が必要です。[人権啓発事業／環境生活部人権センター・各県民センター]

- ② 県内企業に対して人権研修の支援を実施するとともに、CSRの一環として、人権の視点での取組の重要性や意義等の啓発を行いました。また、企業が人権の視点での取組を自己検証するためのガイドンス試行案を策定しました。

今後は、更なる情報収集とともに、CSRの普及・啓発に取り組みます。

[企業等における人権の視点による活動促進支援事業／環境生活部人権課]

(2) 県民、企業、団体、行政の協働による人権尊重のまちづくりの推進

- ① 人権研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ」を使った「人権のまちづくり研修会」を県内各地で延べ37回開催し、リーダー養成と住民啓発を進めました。今後も本研修会が県内の様々な地域、住民組織等で開催されるよう支援していきます。[トライ人権のまちづくりネットワーク事業／環境生活部人権課]
- ② 地域が人権のまちづくりに取り組む中で見えてきた課題の解決に向け、地域のニーズに応じて、県内の4地域で延べ21回、アドバイザー及び講師の派遣を行いました。例えば、ある地域でまちづくりをおこなう中で出てきた課題の聞き取りや意見交換をおこなった後、大学教授を招いて今後の展望について指導や助言を提案してもらうなどの活動の支援を行いました。[地域のニーズに応じた人権のまちづくり推進支援事業／環境生活部人権課]
- ③ 多様な主体が一体となって、人権文化の定着した地域社会を実現していくため、県内の企業、住民組織、NPO・団体等から60団体を選び、活動状況を把握しました。把握したデータは行動プランの進捗管理に活用するとともに今後の施策推進に生かします。[人権文化に溢れたまちづくりパートナー等活動把握事業／環境生活部人権課]

(3) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ① 次世代を担う子どもたちを対象にユニバーサルデザインのまちづくり学校講座を65校に対し実施しました。今後は広く県民へユニバーサルデザインの考え方を普及するため、ユニバーサルデザインアドバイザーを中心として、さまざまな主体相互間の連携を図りながら、次世代を担う子どもたちを中心に「意識」の啓発を進める必要があります。[ユニバーサルデザインのまちづくり展開事業／健康福祉部健康福祉総務課]
- ② 「ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」を4回開催し、パーキングパーミット制度をはじめとするユニバーサルデザインのまちづ

くりに関する事項について審議しました。また、職員に対するユニバーサルデザインのまちづくりの理解を深めるため、職員セミナー等を実施しました。今後は職員一人ひとりがユニバーサルデザインの考え方を理解して業務を行えるよう、一層取組を進める必要があります。

[ユニバーサルデザインのまちづくり推進事業／健康福祉部健康福祉総務課]

- ③ 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、県立学校の多機能トイレ、洋式トイレ、スロープ、エレベーターの設置について数値目標を設定して取り組んでいます。平成23年度はエレベーターを3校に、多機能トイレを2校に整備しました。

今後も、誰もが過ごしやすい学習環境の整備に向けて、順次整備する予定です。[学校施設のバリアフリー化／教育委員会学校施設課]

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）企業連絡会が人権講演会を主催している地域があります。各企業の社員だけでなく、その家族や地域の人にもたくさん参加してほしいという思いから、参加しやすい日時を計画したり、親しみやすい人権落語を企画に加えたりするなどの工夫を行っています。

（事例2）建築士による団体は、病院やユニバーサルデザイン団体、市行政と連携して「高齢者及び障がい者の暮らしと住まいの研究会」を組織し、医療・福祉・建築にかかる専門家による相談会や研修会を実施しています。

（事例3）車いすで利用しやすいように、ホールや廊下、浴室、トイレ等の空間や設備だけでなく、案内図や誘導版の高さも工夫した高齢者施設やけがをされた方・車いすの方が雨の日でもぬれずに乗降できる車寄せを設けた病院などが平成23年度三重県ユニバーサルデザインのまちづくり賞を受賞しました。

○【住民組織】

（事例1）地域の園児・児童・生徒とその保護者、地域住民、地域の諸団体が参加するヒューマンフェスタを開催した地域があります。校区の児童・生徒によるステージ発表や、模擬店など多彩なイベントを通じて地域住民の交流を促進し、人権啓発の輪を広げました。

（事例2）子どもから、大人、高齢者まで、さまざまな年代の人が参加でき、自分たちで作りあげていると実感できるまちづくりを目指して、学習啓発活動、青壮年活動、高齢者いきがい活動、女性参画活動、こども踊り啓発活動と、5つの活動を展開している地域があります。踊りを通して

交流会や人権学習会の開催など、さまざまな活動を行っています。

○【NPO・団体等】

(事例1) 特定非営利活動法人市民社会研究所では、まちづくりの推進を図る活動や人権の擁護を図る活動など、市民自らが主体となる市民社会の発展に関する調査研究や、学習・討論・研修の場の提供等の事業を行っています。

(事例2) 地域における人権活動の活性化を図りたい、若年層の参画を促進したい、親しみを感じてもらえるように啓発の工夫をしたい等、それぞれの地域が持つまちづくりの課題に対して、アドバイザーを招いて対応策を相談した上、それぞれの地域のニーズに応じた研修会を開いている住民団体があります。

(事例3) 高齢化と過疎化が深刻化している地域において、自然保護の取り組みを通じて地域の活性化を進めているNPOが、地域づくりには人権の視点も必要ということで、人権のまちづくりの基礎についての研修会を開きました。

(事例4) ユニバーサルデザインアドバイザーが中心となって設立した市民団体が市町と連携しながら、学校への出前講座や講演会を開催するなど、地域の団体や市町によるユニバーサルデザインの取組を行っている地域があります。

(事例5) 地域のコミュニティーの場として、飲食持込可、利用料無料の「オープンカフェ」を開設し、地域に開放している団体があります。地域の老人会や自治会の集いの会場、子どもたちの放課後の居場所となっており、高齢者や子どもを含む地域住民同士・スタッフとのふれあいを通して、各々がかかえる問題を気軽に話し合える場所となっています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

○四日市市では、地域団体を中心に関係機関と協働して、外国人住民も参加する防災訓練や啓発事業を実施したり、外国人児童生徒を対象にした日本語教室を開催しています。

○東員町は地域のバリアフリー団体、社会福祉協議会と共同で開催した宿泊型避難所体験訓練の中で、災害時要援護者支援対策講座を開き、災害時要介護者の避難やその後の生活については地域住民の協力が必要だということを確認しました。

■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

- 人権が尊重されるまちづくりの実現を図るために、市町、教育関係者、企業、住民組織、NPO・団体など多様な主体の活動状況を把握するとともに、さまざまな形で連携し、効果的に幅広い各種啓発事業等に取り組んでいきます。
- これから人権のまちづくりに取り掛かろうとしている地域には、研修テキスト「人権のまちづくりのすすめ（改訂版）」を活用した基礎的な研修のメニ

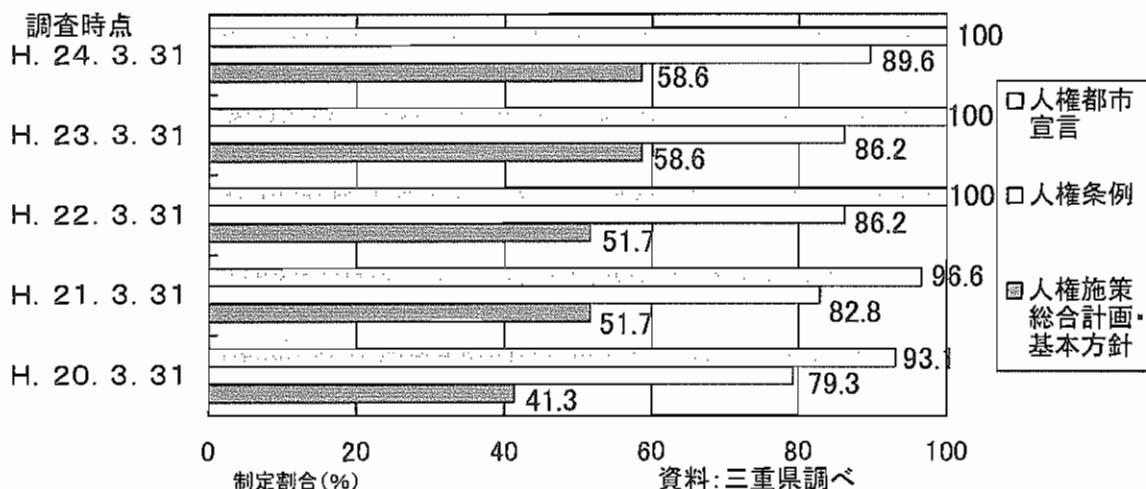
ューを充実させ、県内の全域に人権のまちづくりの考え方を広めていきます。また、人権のまちづくりが進んでいる地域では、地域のニーズに応じた人権課題の解決に向けアドバイザーや講師を派遣するなど住民本位の取組支援を進めます。

- ユニバーサルデザインの「意識づくり」を進めるため、学校出前授業やまちづくり賞などの取組を通じ、ユニバーサルデザインアドバイザー、市町、社会福祉協議会、地域の団体、企業等をつなぐネットワークづくり進めます。特に次世代を担う子どもたちに対しては、教育現場でのユニバーサルデザインの普及を進めるとともに、さまざまな主体相互間の連携により地域で育む環境を推進します。

人権尊重の視点に立った行政の推進

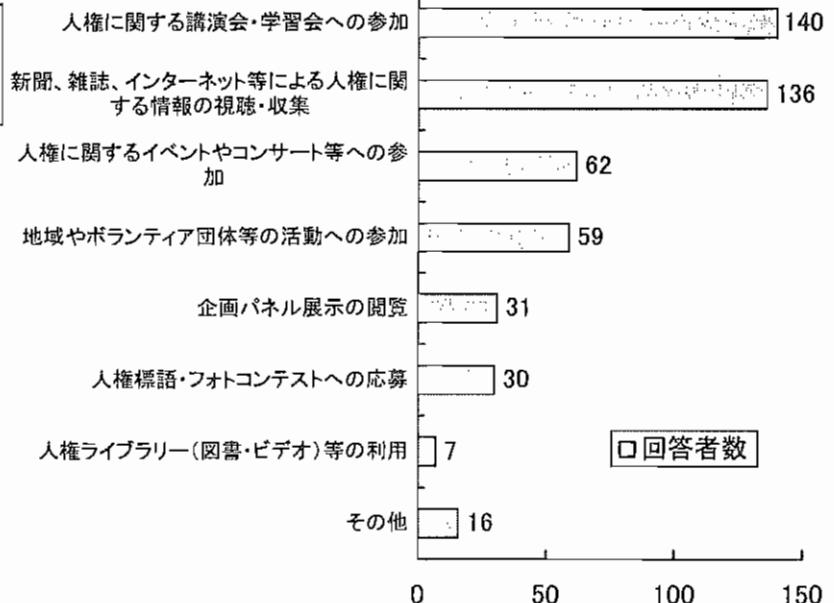
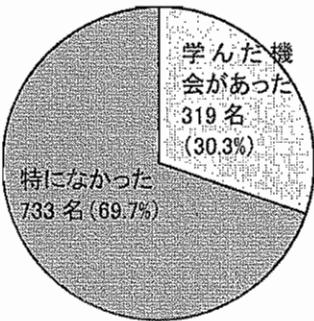
■ データからみた状況

【関連データ1】市町の人権条例等の制定状況（三重県）



【関連データ2】人権に関する学習の機会（三重県）

資料：「人権が尊重される社会づくりに関するe-モニターアンケート」(平成23年度)



データに関するコメント

【関連データ1】平成24年4月1日現在で、全市町において「人権都市宣言」が制定されています。また、「人権条例」が制定されている市町は26市町で89.6%となっています。

【関連データ2】「人権が尊重される社会づくり」に関して、e-モニターによりアンケート調査を行ったところ、人権学習の機会について、最近一年間で人権に関して学んだり、知識を得た機会のあった方は319名(30.3%)で、その機会については、「人権に関する講演会・学習会への参加」と答えた方が140名と一番多くなっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月策定、平成23年4月一部改正）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の施行（平成9年10月）
- 「人権施策基本方針」（平成11年3月策定、平成18年3月第一次改定）
- 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省では法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を構築し、相互に連携・協力して、当該都道府県内における各種人権啓発活動を総合的に推進しています。
- 法務局・地方法務局では「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」を開設するなど、人権相談を人権擁護委員と連携し実施しています。
- 都府県及び政令市を構成員とする「全国人権同和行政促進協議会」では、情報交換及び今日的課題についての研修・意見交換や国への要望活動を行うとともに、多くの都府県が関係するインターネット上における差別書き込み等にかかる削除要請などの取組を行っています。

【三重県の状況】（平成23年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとの主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）人権の視点に立った行政の推進

- ① 県と市町の連携を強化するとともに、市町が人権問題について主体的な取組ができるよう、市町長をはじめとする市町の幹部や職員などを対象に人権をテーマとしたトップセミナーを県民センター単位等で開催しました。〔市町等トップセミナーなどの開催／地域連携部地域連携総務課、環境生活部人権センター、各県民センター〕
- ② 市町と県で構成する三重県人権・同和行政連絡協議会において、県の取組等を報告し、情報の共有化を図りました。
今後とも、市町と連携・協働を図りながら、課題解決に向け、取組を進めていく必要があります。〔三重県人権・同和行政連絡協議会への参加／環境生活部人権課〕
- ③ 県の行政職員においては、職階に応じた人権研修や人権啓発推進員を対象とした必須研修を実施し、本庁・地域機関の各職場において、全職

員を対象にした人権研修を実施しました。

今後も、職員の人権意識を一層高めるため、企画や運営に工夫を凝らし、効果的な研修を実施していく必要があります。〔人権等研修事業／総務部職員研修センター、各部、各県民センター〕

(2) 多様な主体と協働で進める推進体制の構築

① 三重県人権擁護委員連合会が開催する意見交換会に、県の各関係部局が出席し、それぞれの実施している事業について情報共有を行い、年間を通じ連携・協働を図りました。

今後とも、連携・協働を図りながら、効果的な啓発活動を進めていく必要があります。〔県・三重県人権擁護委員連合会意見交換会への参加／関係各部〕

② 各種研修会・会議の開催時や企業、住民組織・NPOなどの団体訪問の際に、「人権施策基本方針（第一次改定）」や「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の趣旨・概要を説明し、県民への周知を図りました。今後も、多様な主体とともに人権施策を推進するため、基本方針や第二次行動プランに対する周知・広報を行う必要があります。

〔関連取組（人権施策基本方針等の県民への周知）／環境生活部人権課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しそ中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [NPO・団体等]

（事例1）公益財団法人 反差別・人権研究所みえでは、研究者、団体、企業、自治体等と連携を図りながら、人権文化に満ちた社会の実現や、「人権が尊重される三重をつくる条例」の具現化をめざし、研究部会による調査・研究事業をはじめ、三重県人権大学講座による研修・育成事業など、さまざまな取組を展開しています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 紀北町は、「人権が尊重される紀北町をつくる条例」を制定し、平成24年3月21日に公布施行しました。

○ 亀山市は、平成23年8月に「人権に関する市民意識調査」を実施しました（対象者1,500人）。

○ 尾鷲市は、平成23年3月に「尾鷲市人権施策行動計画（平成23～27年度）」を改定し、「市総合計画」及び「市人権施策基本方針」に基づき学校・家庭・社会等あらゆる場を通じた人権教育・啓発を総合的に推進するとともに、関係機関との連携を深め、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを推進しています。

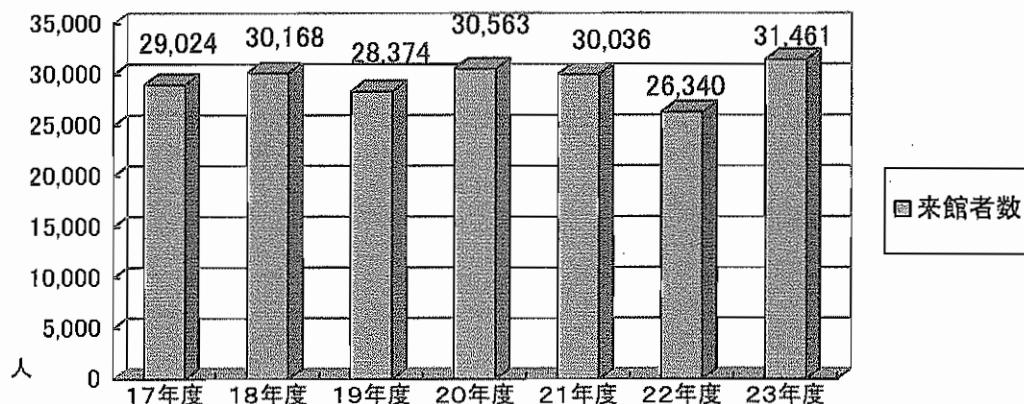
■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

- 国や他の都府県の動向などの情報収集に努めるとともに、全国人権同和行政促進協議会などの活動を通して、国への要望等の取組を進めていきます。また、三重県人権・同和行政連絡協議会を通じ、市町との連携・協働の強化を図っていきます。
- 県のあらゆる事業が人権の視点に立って実施されるよう、職員人権研修の効果的な実施に努めます。
- 津地方法務局、三重県人権擁護委員連合会等と県の関係部局が互いに情報共有等を行い、公的機関の機能が相乗的に發揮していくよう、連携・協働の強化を図っていきます。
- 平成23年度からスタートした「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づいて、県事業の取組の結果等を年次報告としてまとめ、広く県民にその内容を周知するとともに、次年度以降の人権施策の推進に活かしていきます。
- 平成24年度に「人権に関する三重県民意識調査」を実施し、その分析結果を今後の人権施策に反映していくとともに、平成27年度を目指す「三重県人権施策基本方針」の改定にかかる基礎資料として活用します。

人権啓発の推進

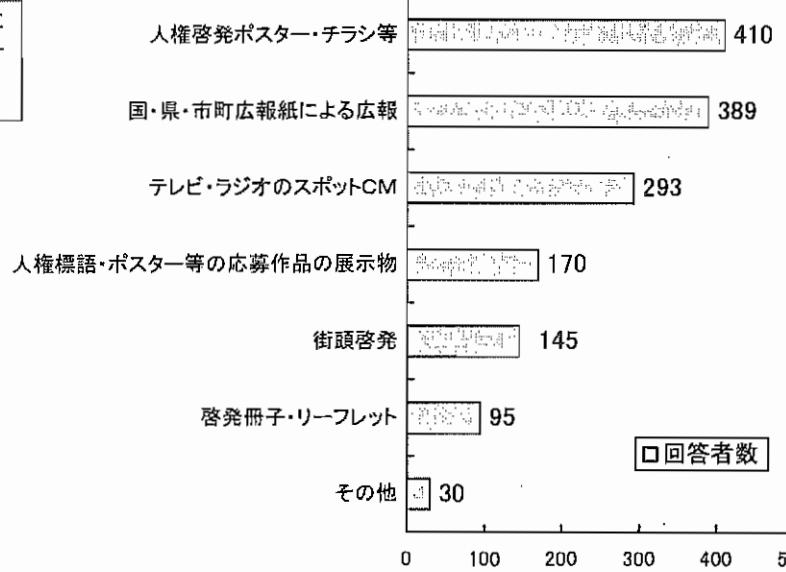
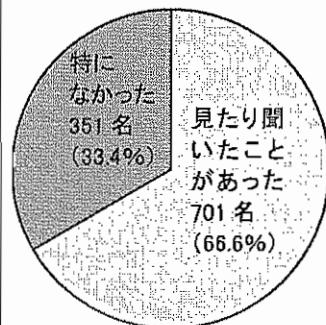
■ データからみた状況

【関連データ1】三重県人権センター来館者数



【関連データ2】人権に関する啓発の機会（三重県）

資料:「人権が尊重される社会づくりに関するe-モニターアンケート」(平成23年度)



データに関するコメント

【関連データ1】三重県人権センターは、人権尊重の思想を県民に広く普及していくための人権啓発の拠点施設として、平成8年に開設されました。人権センターでは、常設展示室、多目的ホール、図書室等の啓発施設を活用するとともに、定期的に企画パネル展示を行うなど、人権啓発に取り組んでおり、年間約3万人の来館者があります。

【関連データ2】「人権が尊重される社会づくり」に関して、e-モニターによりアンケート調査を行ったところ、人権啓発について、最近一年間で人権に関する啓発等を見たり聞いたことがあった方は、701名(66.6%)で、特になかった方は、351名(33.4%)でした。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月策定、平成23年4月一部改正）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の施行（平成9年10月）
- 「人権施策基本方針」（平成11年3月策定、平成18年3月第一次改定）
- 「第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 国連においては、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」としています。また、国（法務省）においては、12月4日～10日の1週間を「人権週間」として人権問題を身近な問題としてとらえるよう啓発活動を行っています。
- 人権啓発を効果的に行うため、法務局・地方法務局、都道府県及び都道府県人権擁護委員連合会等を構成員とする「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」を全ての法務局において構築し、さらにネットワークを市町村レベルにも拡大するため、「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」を設置しています。
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」に位置づけられている公益財団法人人権教育啓発推進センターは、民間団体としての特質を生かした人権教育・啓発活動を総合的に行うナショナルセンターをめざし、人権教育・啓発活動を行う各種団体への支援・連携を図り、広く国民に対する人権に関する情報提供等の活動を行っています。

【三重県の状況】（平成23年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

（1）効果的な啓発活動の推進

- ① 三重県人権センターでは、あらゆる差別を解消し、すべての県民の人権が保障される地域社会の実現を図るために、様々な啓発事業を行いました。

・ 人権フォーラム事業

県民が楽しみながら参加し、一人ひとりの人権感覚を養い、人権尊重の思想を広めるため、「第12回みえ人権フォーラム」を三重県人権センターで開催しました。（H24.1.22 参加者 1,214人）

- 企画パネル展事業

特別企画展「人権啓発ポスター」展を開催（夏期）。企画パネル展「かがやく子ども～すべての子どもが主役～」（差別をなくす強調月間：11月11日～12月10日）の開催を始め、三重県人権センターアトリウムを活用して各種パネル展示を実施しました。

- 人権フォトコンテスト事業

「自分らしく生きる姿・共に生きる姿・命の大切さ」をテーマに募集し、入選作品をパネル化して、三重県人権センター及び各県民センターにおいて展示しました。（応募数384点）

また、市町や法務局等と連携した「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」においても、啓発活動を行いました。

- 街頭啓発事業

市町等と協働して、県内主要駅やショッピングセンターなどにおいて街頭啓発を実施しました。（差別をなくす強調月間及び人権週間）

- ラッピングバスによる啓発

県内の2つのバス路線において、啓発標語等を車体に掲載したラッピングバスを運行し、年間を通じて啓発を実施しました。

- スポーツ組織と連携した啓発

独立リーグプロ野球球団「三重スリーアローズ」と連携し、冠試合を開催しました。

各県民センターにおいても、市町や各人権擁護委員協議会等と連携して、地域の実情に即した人権講演会や人権問題に対する理解を深め、各地域で人権啓発を推進するリーダーを育成するための連続講座等を実施しています。

機関名	事業概要
桑名県民センター	<ul style="list-style-type: none"> 北勢地域人権まちづくりトップセミナー H23.11.22 参加者数 55名 「人権侵害救済法と今後の施策について」 (社)部落解放・人権研究所 理事 友永 健三 人権講演会 H24.2.12 参加者数 110名 「今をより豊かに生きるために～こころをみつめる」 僧侶・アナウンサー・華道家 川村 妙慶
四日市県民センター	<ul style="list-style-type: none"> 北勢地域ミニ人権大学講座（桑名・鈴鹿県民センター共催） H23.9.1～H23.10.6（全6回） 参加者数延べ437名 津市スクールカウンセラー 太田 克子 ほか 講演会 H24.2.4 参加者数 159名 「ダウン症のアニキをもって」 落語家 露の団六

鈴鹿県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・人権フィールドワーク H23.10.13 参加者数 38名 ・人権ふれあい劇場 H24.1.9 参加者数 500名 「ふしぎの森のヤーヤー」 劇団たんぽぽ
津県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・津県民センター管内「ミニ人権大学講座」 H23.9.12～H23.11.30 (全6回) 参加者数 621名 東大阪大学子ども学部教授 向出 佳司 ほか ・地域人権まちづくりトップセミナー H23.11.10 参加者数 40名 「差別のからくりを考える～忌避意識の克服に向けて」 近畿大学教授 奥田 均 ・講演会等 H23.10.16 参加者数 580名 「障害者は避難所に避難できない～災害支援のあり方を根本から見直す～」 社会福祉法人A J U自立の家わだちコンピュータハウス 所長 水谷 真 ほか H24.1.22 参加者数 250名 人形劇「ブレーメンの音楽隊、はらぺこぺっこん」 むすび座
松阪県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・松阪・伊勢ミニ人権大学講座(伊勢県民センター共催) H23.8.18～H23.11.25 (全8回) 参加者 365名 国立駿河診療所入所者自治会「駿河会」会長 小鹿 美佐雄 ほか ・松阪県民センター管内人権トップセミナー H23.8.25 参加者 89名 「2011年3月11日 東日本大震災 宮城県・七ヶ浜町 支援活動からの学び」 N P O レスキューストックヤード代表理事 浦野 愛 ・出前人権講座 H23.6.4 H23.8.24 H24.2.4 参加者 266名 「松阪市の外国人児童生徒の現状と課題について～アンケート調査結果から～」 愛知淑徳大学文学部教育学科准教授 小島 祥美ほか
伊勢県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・人権トップセミナー H23.11.17 参加者数 49名 「災害時どこまで人権を守れるか？～東日本大震災を機に 考える」 N P O みえ防災市民会議議長 山本 康史 ・人権出前講座 H23.9.29 H23.12.11 H23.12.15 H24.1.22 参加者数 199名 「発達特性の世界」 伊勢市教育研究所 原田 華 ほか

伊賀県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・伊賀地域ミニ人権大学講座（関係団体・機関と共に） H23.6.2～H24.3.2 期間中 19 講座 参加者数 1,875 名 「人権まちづくりをすすめるにあたって」 NPO市民社会研究所副代表 金 憲裕 ほか ・伊賀地域人権まちづくりトップセミナー H24.2.15 参加者数 86 名 「同和・人権行政の推進とまちづくり」 (財)大阪府人権協会 副理事長 村井 茂 ・伊賀地域人権関係NPO等協働支援事業 H24.1.18 参加者 33 名 ディスカッション「震災（東北大震災）と人権について」 NPO伊賀人権ネット 代表 芝田 喜比古 ほか ・伊賀地域インターネット差別事象分析調査研究事業 H23.4.1～H24.3.28
尾鷲県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州ミニ人権大学講座（熊野県民センターと共に） H23.10.6～H23.12.16 (内 尾鷲管内開催 4回) 参加者数 269 名 「子どもの人権」 津市スクールカウンセラー 太田 克子 ほか ・人権トップセミナー H23.11.15 参加者数 69 名 「震災における障がい者等の人権」 津市立三重短期大学 非常勤講師 脇田 愉司 ・講演会 H24.3.19 参加者数 35 名 「人権尊重のまちづくりに向けて～いわれなき差別についてともに考える」 高田 大禮 ・みんなでつくる啓発ツール 人権に関する絵・ポスター・標語の募集とカレンダー作成
熊野県民センター	<ul style="list-style-type: none"> ・東紀州ミニ人権大学講座（尾鷲県民センターと共に） H23.10.6～H23.12.16 (内 熊野管内開催 5回) 参加者数 174 名 「高齢者の人権」 全国隣保館連絡協議会 常任顧問 中尾 由喜雄 ほか ・紀南地区人権トップセミナー H23.11.15 参加者数 24 名 「障害者は避難所に避難できない～災害支援のあり方を根本から見直す～」 社会福祉法人AJU自立の家わだちコンピュータハウス 所長 水谷 真 ・出前人権講座 H24.1.15 参加者数 50 名 「自分らしく生きる」 (公財)反差別・人権研究所みえ

各市町でも同様の啓発事業が開催されていることから、さらに啓発内容を工夫していく必要があります。[人権啓発事業／環境生活部人権センター、各県民センター]

- ② 県民の人権意識の高揚をはかるため、県広報紙「県政だより みえ」で「人権コラム」のコーナーを設け、一年間継続して啓発を行いました。

また、「差別をなくす強調月間」にちなんで、11月号では特集「大切な人権について考えよう」と題して、人権が尊重される社会をめざしたさまざまな取組を紹介しました。

今後も、身近なテーマや取組を紹介するなど、読者の共感が得られるような工夫をしていく必要があります。〔県政だより事業／戦略企画部広聴広報課〕

(2) 多様な主体との協働による啓発活動の推進

① 県内企業に対して人権研修の支援を実施するとともに、CSRの一環として、人権の視点での取組の重要性や意義等の啓発を行いました。また、企業が人権の視点での取組を自己検証するためのガイドンス試行案を策定しました。

今後は、更なる情報収集とともに、CSRの普及・啓発に取り組みます。

〔企業等における人権の視点による活動促進支援事業／環境生活部人権課〕

② 三重県人権擁護委員連合会へ委託し、人権に関する紙芝居や手作りの人形など工夫を凝らした啓発資材による親しみやすい啓発活動を幼稚園、保育所、小学校、高齢者施設等で265回実施しました。

今後も、子どもたちを主な啓発の対象として、心に響く啓発手法等を工夫していく必要があります。〔地域に密着した普及啓発事業／環境生活部人権課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）従業員の採用段階から管理職層まで、各職層で人権啓発研修を実施するとともに、「人権週間」に合わせて、社内で「人権標語」の募集を行っている企業があります。

○【NPO・団体等】

（事例1）中学校と校区内の小学校が連携して実行委員会を組織して、児童・生徒が発表などを行う人権啓発イベントを開催しています。

（事例2）あらゆる差別のない人権まちづくりの実現をめざして、人権をテーマにした発表会や講演会、研修会などを開催している団体があります。同校区内の他地区とも連携しながら啓発を進めています。

（事例3）人権啓発イベントにおいて、地域住民、中高生や大学生にも出演してもらいながら人権をテーマにした劇を発表している団体があります。また、年3回発行の情報誌で人権啓発の活動を紹介しています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

※ 地方委託事業および人権啓発活動推進事業等から抜粋しています。

※ 【活】地域人権啓発活動活性化事業

市町名	事業概要
桑名市	<ul style="list-style-type: none"> ・2011人権フェスタ inくわな【活】 H23.12.3 延べ参加者数 1,340名 人権トークショー 腹話術師 いっこく堂 人権アニメ映画 「にじいろのさかな」 ほか 人権を考える意見発表会 ・人権・同和問題 学習講座 (H23.10～H23.11) 「子どもの権利～子どもの虐待を通じて～」 伊賀市こども発達支援センター長 井上 良純 ほか 5講座 参加者数 232名 ・講演会 H23.7.8 参加者数 150名 「人権講演会」 作家・朗読家 金 真須美 H23.12.9 参加者数 100名 「人権週間の集い」 (公財)反差別・人権研究所みえ H24.1.31 参加者数 150名 「新ちゃんのお笑い人権講座」 落語家 露の新治 ・啓発資料の作成・配布 パンフレット、チラシ、啓発冊子等 ・人権の花運動【活】 桑名市立深谷小学校
いなべ市	<ul style="list-style-type: none"> ・「いのち・愛」をテーマにした映画会 H23.7.15 「ブタがいた教室」 参加者数 102名 H23.7.22 「春と旅」 参加者数 160名 H23.7.29 「太平洋の奇跡」 参加者数 428名 H23.8.5 「オカンの嫁入り」 参加者数 350名 ・啓発物品作成・配布 人権カレンダー、ポスター等 ・「いのち・愛」をテーマにした人権講座 H23.8.19 看護師 宮子あづさ 参加者数 42名 H23.8.26 三重テレビ 小川秀幸 参加者数 29名 H23.9.10 養護学校教諭 山元加津子 参加者数 82名 H23.9.16 医師 野田順子 参加者数 21名 H23.10.8 講談師 一龍斎春水 参加者数 47名 H23.11.4 内閣府本府参与 清水康之 参加者数 53名 ・第7回いなべ市民人権フェスティバル H23.12.4 各種パネル展示コーナー^{人権標語&ポスター入賞者表彰式} 人形劇団むすび座による人形劇公演 (305名) カラージュ音楽講演会 (184名)
木曽岬町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発映画会 H23.12.4 参加者数 120名 ディズニー映画 「塔の上のラプンツェル」 ・人権講演会 H24.2.12 参加者数 110名 「今をより豊かに生きるために～こころをみつめる」 僧侶・アナウンサー・華道家 川村 妙慶

東員町	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H23.12.4 参加者数 177名 「手話で伝える performance」 HAND SIGN ・研修会 H23.11.19 参加者数 30名 「出会い！つながり！やってみよう！」 (公財)反差別・人権研究所みえ ・H24.1.29 参加者数 25名 「やってみてわかった子育ての極意～「何とかなるさ」の 育児学～・男女共同参画」 三重大学人文学部准教授 石阪 督規 ・人権標語コンクール（選考会 H23.10.20）
四日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・じんけんフェスタ 2011 H23.12.3～H23.12.4 人権講演会、人権啓発映画上映、児童・生徒による学習発表、人権のひろば展等 参加者数 延べ 4,367名 ・人権啓発リーダー養成講座（H23.6～H24.2） よっかいいち人権大学 「映画「春色のスープ」上映会と講演 映画監督 濑木 直貴 ほか 7講座 参加者数延べ 1,154名 ・ステップアップ講座 「人権の基本」 NPO 法人市民社会研究所代表 松井 真理子 ほか 3講座 参加者数延べ 43名 ・学習機会提供事業（H23.6～H24.3） さんかくカレッジ 参加者数延べ 792名 DV 防止セミナー 参加者数 30名 映画会 参加者数延べ 367名 はもりあ週間 参加者数延べ 786名 ・市民意識調査実施（H23.12～H24.3） 「配偶者からの暴力被害実態と市民意識調査」 調査件数 3,000件 ・人権の花運動【活】 四日市市立神前小学校
菰野町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発物品作成・配布等（H23.10.16、H23.11.3、H23.12.7）
朝日町	<ul style="list-style-type: none"> ・全体学習会「人との出会いで豊かになろう！」 H23.7.23 参加者数 104名 ・講演会「歌って笑って人権学習」 H23.11.26 参加者数 112名
川越町	<ul style="list-style-type: none"> ・地区別参加型人権学習会（H23.11.21～H23.11.29） (公財)反差別・人権研究所みえ 参加者数 61名 ・人権ポスターの展示（H23.11.11～H23.12.9） ・人権啓発物品の配布（H23.12.5）
鈴鹿市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権を考える市民のつどい「命どう宝・沖縄の唄と踊り」 H23.7.16 参加者数 428名 仲田順一&茧（じんじん） ほか ・人権問題講演会 「人権力を養う～災害でみえてきたこと」 H23.11.16 参加者数 201名 人材育成コンサルタント 辛 淑玉

	<ul style="list-style-type: none"> ・人権ふれあい劇場「ふしぎの森のヤーヤー」 H24.1.9 参加者数 500名 劇団たんぽぽ ・啓発手帳作成・配布
亀山市	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発事業 (H23.12.3、H23.12.5) ・ヒューマンフェスタ in 亀山 H23.12.3 300名参加 講演会「差別のない社会を目指して～「橋はかかる」～」 栗原 美和子 各種団体による展示ブース開設・人権作文発表等
津市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権問題講演会 (H23.9～H24.1) 「混迷の時代を生きる“命の重さ”～私の取材ノートから～」 ジャーナリスト 江川 紹子 ほか 3講演 参加者数 1,096名 ・市民人権講座津ブロック (H23.11) 「盲導犬と暮らす視覚障がい者の生活」 三重県視覚障害者協会会長 内田 順朗 ほか 5講座 参加者数 252名 ・市民人権講座久居ブロック (H23.7～H23.8) 「ブラジル人学校における外国人児童の現状と課題」 アポーヨ・ミエ代表 中村 博俊 ほか 5講座 参加者数 198名 ・市民人権講座安芸ブロック (H23.10～H23.11) 「豊かさと福祉」 指定障がい福祉サービス事業所河芸しいのみサービス管理 責任者 鈴村 隆徳 ほか 5講座 参加者数 185名 ・市民人権講座一志ブロック (H23.7～H23.9) 「愛する二つの国、日本・韓国」 MIE ハグルマダン代表理事 金 時煥 ほか 5講座 参加者数 99名 ・啓発物品作成・配布 (H23.12、H24.3) ・人権の花運動【活】 津市立美杉小学校
松阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発強調月間 (H23.6.1～H23.6.30) 【活】 街頭啓発 人権ビデオ放映 「声を聞かせて」「ひまわりのように」 人権パネル展 「子どもの人権パネル」 ほか 講演会「心をつなぐ集い」 人材育成コンサルタント 辛 淑玉 H23.6.26 参加者数 400名 ・人権文化フェスティバル松阪 (H23.11～12) 【活】 人権啓発映画会「毎日かあさん」 ほか H23.12.11 参加者数 350名 人権トーク&コンサート・講演会 ほか ・人権文化フォーラム (H23.11～H24.3) 「歌をとおして伝えたい・・・人権への想い」 渡辺 千賀子 ほか 8講座 参加者数 318名 ・人権関係職員等養成講座 (H23.8) 「ワークショップ D E・人権学習1」 明和町立斎宮小学校 杉山 芳弘 ほか 10講座 参加者数 255名 ・啓発冊子作成・配布 「希望と誇りあふれるまちへ⑧ 部落問題の現在」

多気町	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H23.8.30 参加者数 550名 「原発、エネルギー、環境…次世代のために」 中部大学教授 武田 邦彦 ・啓発資料作成・配布 男女共同参画情報誌「きらきら」
明和町	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H23.12.4 参加者数 250名 「福祉と人権のまちづくり講演会「人権って 何だろう?」」 ・街頭啓発活動（斎王まつり ほか） ・人権の花運動【活】 明和町立修正小学校
大台町	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H24.2.12 参加者数 150人 「人権落語」 露の新治 ・啓発資料物品等作成・配布（H23.11～H24.2）
伊勢市	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H23.7.30 参加者数 350名 「息子三人、アナウンサー・記者夫婦奮闘物語」 ・障害者週間啓発推進事業 H23.12.3、H23.12.3～H23.12.9 啓発物品配布とともに「障害者週間」の周知 ・人権啓発推進事業 H23.12.2 啓発物品配布とともに「人権週間」の周知
鳥羽市	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H23.12.17 参加者数 100名 「東日本大震災を乗り越えて~いのちをつなぐ言葉の力~」 作家・保護司 大沼 エリ子 ・研修会 H23.5.21 参加者数 100名 「人権感覚あふれる学校づくり」 沓張 久治
志摩市	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H23.10.21 参加者数 155名 人権を考える市民の集い「障がい者と人権」 (株)アクス 取締役工場長 山田 美智子 ・啓発物品作成・配布（H23.10.21、H23.12.2） ・人権の花運動【活】 志摩市立越賀小学校
玉城町	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H23.12.4 参加者数 360名 「心 元気に~一步踏み出せば風は変わる~」 ソウルゴスペルシンガー 新井 深絵 ・啓発物品作成・配布
度会町	<ul style="list-style-type: none"> ・度会町文化人権教育講演会 H23.11.11 参加者数 約220名 「手話落語と私」 桂 福團治
南伊勢町	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H23.8.21 参加者数 487名 「人権侵害をしないために～情報の正しい選び方」 辛坊 治郎

大紀町	<ul style="list-style-type: none"> ・人権ブースの設置 H23.11.6 「第2回大紀ふれあいまつり」会場 ・仲よしお話会の開催（大宮保育園） H23.10.18 人権に関する紙芝居など
伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会等 地区人権啓発草の根運動推進会議講演会 H23.6.12 ほか全16地区 参加者数 1,500名 人権を考える市民の集い（上野） H23.12.4 参加者数 750名 近畿大学人権問題研究所教授 奥田 均 人権フェスティバル等 ひゅーまんフェスタ 2011 (H23.9.10) 「3部作 戦争を聴く I」 一橋大学大学院教授 吉田 裕 差別をなくすいがまちの集い (H23.12.2) 「土地差別調査と私たちの課題」 近畿大学人権問題研究所教授 奥田 均 2011 しまがはら人権のつどい (H23.11.20) 「人権コンサート 夢見る力を信じて」 前川 裕美 阿山地区人権フェスティバル 2011 (H23.11.19) 「夢をあきらめないで」 ESPERANZA おおやまだ人権フェスティバル 2011 (H23.12.10) 「人権コンサート ささえる仲間がいるかぎりきっと笑顔になれる」 山中 貢、池田 国昭 2011 人権のつどい(青山) 「共に生きていこうとする気持ち」 渡辺 りえこ 参加者数 1,472名 ・人権・同和問題地区別懇談会 参加者数延べ 5,230名 ・人権大学講座等連続講座 上野 受講者数 68名 大山田 受講者数 64名 青山 受講者数 63名 ・啓発資料物品作成・配布 (H23.9～H23.12) ・人権の花運動【活】 伊賀市立花之木小学校

名張市	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発資料作成 <ul style="list-style-type: none"> 「人権尊重をくらしのなかに (2011年版) 「人権を確かめ合う日～リレーメッセージ集」 人権ポケットブック 「ISO26000と人権」「パワー・ハラスメント」 ・企業研修会 <ul style="list-style-type: none"> H23.10.21 参加者数 68名 「～差別は「する」もの？私の思いと社会の構造」 Facilitator.s LABO 栗本 敏子 ・人権週間街頭啓発【活】(H23.12.2) ・人権週間記念行事ふれ愛コンサート【活】 トーク＆ライブ ほか H23.12.2 参加者数 600名 生き直しコンサート～ハンセン病からの解放～ 宮里 新一 ・人権学習会等連続講座 <ul style="list-style-type: none"> 一ノ井 受講者数 119名 比奈知 受講者数 218名 ・つながるつなげるネットワークづくり講座 (H23.8～H24.2) 「私を護るために～成年後見制度を活用する」 NPO 法人三重成年後見サポートセンター 長谷川 明世 ほか6講座 参加者数 108名 ・講演会 <ul style="list-style-type: none"> H23.6.11 参加者数 180名 「ハンセン病問題 これまでとこれから—「らい予防法廃止」15年、「ハンセン病国賠訴訟」勝利10年の時にあたって— ハンセン病市民学会、ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・関西 共同代表 訓覇 浩 (くるべ こう) ・人権コンサート「響け 届け この思い・・・」 H23.10.22 参加者数 80名 太鼓集団「響」ほか
尾鷲市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会 <ul style="list-style-type: none"> H23.5.24 参加者数 180名 「疑惑が晴れようとも～松本サリン事件の犯人とされた私～」 河野 義行 ・人権講演会 <ul style="list-style-type: none"> H23.11.18 参加者数 70名 「つながり・高めあえる地域づくりを目指して～おとなも子どもも輝くために～」 大阪教育大学 教授 園田 雅春 ・人権コンサート <ul style="list-style-type: none"> H23.11.26 参加者数 150名 太鼓演奏・太鼓教室 太鼓集団 「怒り」
紀北町	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発、啓発物品・配布等 (H23.12.6) ・人権の花運動【活】 紀北町立相賀小学校

熊野市	<ul style="list-style-type: none"> ・人権講演会＆コンサート【活】 H23.11.18 参加者数 250名 「愛という名の軌跡～難病を乗り越えて～」 エスペランサ ・啓発物品作成・配布
御浜町	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H23.11.11 参加者数 70名 「在日として伝えたいこと」～イメージの払拭～ 在日本大韓国民民団 三重県地方本部事務局長 韓 久
紀宝町	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 H23.5.28 参加者数 200名 「金子みすゞ いのちのうたコンサート」 もり いさむ ・研修会 H24.1.30 参加者数 110名 「人権力を養う～災害でみえてきたこと」 人材育成コンサルタント 辛 淑玉

※地方委託事業のほか、各市町独自で人権にかかる講演会・研修会や街頭啓発等の啓発推進にかかる取組を実施しています。

- 鳥羽市では、一日をとおして大人から子どもまでが人権について家族で話し合う機会をもつことを目的として、毎年、学校区を変えて、保育所・幼稚園・小学校・中学校における人権教室や地域介護施設における教室、地域住民対象の講演会などを開催しています。

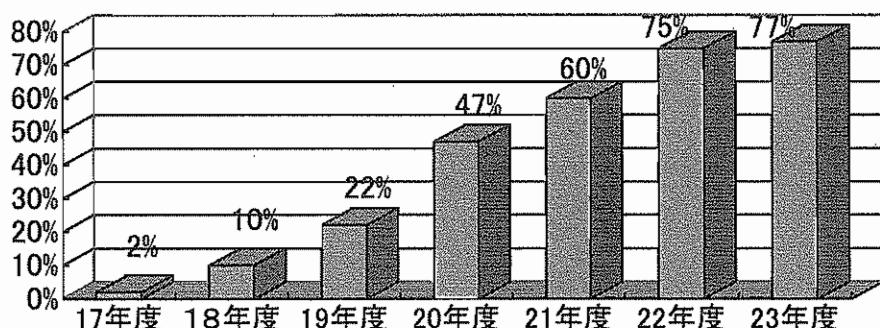
■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

- 「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、人権啓発の推進について、多様な主体と連携を図り、さまざまな人権課題に対し、より一層の啓発活動の推進に努めています。
- 人権啓発の拠点施設である三重県人権センターにおいては、常設展示や図書室などの機能を有効活用した啓発を推進するとともに、人権ポスター・人権メッセージの募集など、大人から子どもまで各年齢層に応じた多様な手法による啓発活動を推進していきます。
また、市町や県民センターと連携し、県内各地域の特性を活かした人権啓発活動を推進します。
- 路線バスでのラッピングバスの運行やスポーツ組織とタイアップした人権啓発イベント、商業施設や地域のイベントでの人権啓発等、親しみやすく地域に密着した人権啓発を実施します。また、テレビ・ラジオスポット等のメディアを活用した人権啓発を実施します。

人権教育の推進

■ データからみた状況

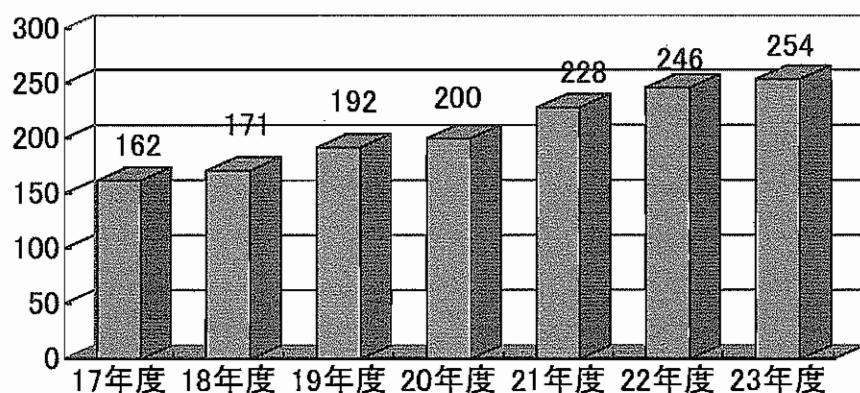
【関連データ1】「人権教育推進協議会」が、保護者や地域住民を対象に人権意識を高める活動に取り組んでいる割合



資料:三重県教育委員会調べ

※人権教育推進協議会：人権教育を推進するために、学校と保護者・地域住民が連携して取り組むことを目指して、各中学校区及び県立学校に設置された協議会。

【関連データ2】人権問題に取り組んでいる児童生徒のサークル等の数



資料:三重県教育委員会調べ

データに関するコメント

【関連データ1】学校や地域において、校区住民を対象に、人権に関する体験的な活動、講演会・学習会等の啓発的な活動などの人権意識を高める活動に取り組んでいる「人権教育推進協議会」の割合は着実に増えました。

【関連データ2】人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながることを目標として、人権問題に取組んでいる児童・生徒たちのサークル等については、中学校や高等学校を中心に多くの学校で設置されました。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定（平成12年12月施行）
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成14年3月策定、平成23年4月一部改正）
- 「三重県教育ビジョン」の策定（平成22年12月）
- 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成21年2月）
- 「人権教育ガイドライン」の作成（平成22年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連は、人権教育を強化するため「人権教育のための世界計画」を2005（平成17）年からスタートさせ、その第1段階として、2005（平成17）年から2009（平成21）年まで、初等・中等学校制度における人権教育に取り組んできました。

さらに、2010（平成22）年から2014（平成26）年までを第2段階として、高等教育とあらゆる教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権教育に取り組むこととされています。

- 国においては、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進しているところですが、依然としてさまざまな人権問題が生じています。

- 国はこうした現状を踏まえ、「人権教育の指導方法等の在り方に関する調査研究会議」を設置し、人権教育の指導方法等の在り方について、平成16年から20年にかけ、3次にわたるとりまとめを公表しました。

これらのとりまとめを踏まえ、文部科学省は、全国的な教育委員会・学校の取組状況調査を実施し、平成21年10月に「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果」を公表しました。

【三重県の状況】（平成23年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）カリキュラム、教材、手法の開発

- ① 平成18年にすべての小中学校及び県立学校等に配付した人権学習教材「わたし かがやく」を有効活用するための情報発信や教職員対象の連続講座を行いました。小学校で72%、中学校で88%、高等学校で47%、特別支援学校で13%の割合で人権学習教材「わたし かがやく」が活用されました。また、平成24年3月には人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」を発行し、すべての県立学校へ配付しました。

今後は、地域の実態に即した効果的・総合的な研修用プログラムを市町教育委員会等、多様な主体と連携しながら作成する必要があります。また、子どもたちの発達段階に応じたカリキュラムの作成や教材開発の検討をはじめ、授業公開や授業研究を通じて、教育内容の充実を図る必要があります。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕

(2) 人材の養成と活用

① 人権教育に関する専門性を有し広域レベルで活動できる地域人材（コアコーディネータやアドバイザー等）が発掘され、学校や地域における助言指導や相談業務の取組に活用されました。また、公益財団法人が実施する人権大学講座等への派遣や市町教育委員会等における人権教育推進に関するインターンシップを実施しました。（派遣数 8人）

さらに、学校・家庭・地域が連携し、子どもたちを育成するための活動を推進するため、中学校区に1名「開かれた学校づくり」推進教員を位置づけ、中学校区の取組に必要な知識やスキルを獲得できるような実践的研修機会等の提供や人権教育に関する情報提供を行いました。〔人権教育総合推進事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 自主的学習の促進

① 県内のすべての市町で、市町主催の人権フォーラム等が開催されました。また、県内の6地区において、各学校で取り組まれている能動的な人権学習について、生徒及び教員からの発表や意見交流を行うとともに、県内規模の「高校生人権まなびの発表会」を1回開催しました。さらに、生徒が学校や社会に主体的に参画し、自他の人権を守るために実践行動力を身に付けられるよう人権学習指導資料を作成しました。今後も、各学校での取組内容の充実を図るため、実践事例や情報の提供等地域の実態に即した支援を行っていく必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業、みんなですすめる人権学習指導資料研究開発事業／教育委員会人権教育課〕

(4) 学校教育における人権教育の推進

① 指導主事等が、各市町教育委員会や学校等を訪問し、研修の強化、人権教育推進計画の検討、授業内容の充実、児童生徒による人権活動への助言等に取り組みました。

今後も、市町教育委員会等との連携をさらに深め、各地域の実態を把握し、学習内容等の充実を図っていくことが必要です。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

② 児童生徒の主体的・実践的な人権学習の充実や教育的に不利な環境にある児童生徒の学力を向上させることで、すべての児童生徒の学力・進路を保障する取組の充実を図るため、大学の研究者等と連携して実践研究に取り組みました。今後は、子どもたちの望ましい人間関係を形成し、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校づくりを推進するため、人権学習指導資料の活用促進を図るとともに、大学等の研究者と連携した

実践的研究等を行い、それらの成果や取組を広く県内に公開、発信する必要があります。〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

(5) 社会教育における人権教育の推進

- ① 県内 29 市町に対し文書による人権教育の実態把握を行うとともに、市町を訪問し、各地の推進状況や教育集会所等の活用状況を把握しました。

今後は、市町教育委員会等と協働し、子ども、教職員、保護者、地域住民、NPO 等が共に人権に係る活動を展開していく環境整備を推進していくことが必要です。〔社会人権教育総合推進事業／教育委員会人権教育課〕

- ② 市町人権教育主管課長会議を 2 回開催し、市町教育委員会との連携した人権教育の総合的な推進について、情報交換を行い、情報の共有化を図りました。

今後は、市町等教育委員会と連携・協働し、実態把握に努め、地域・学校・行政が連携して取り組む人権教育を推進していくため、その連携の在り方を検討していく必要があります。〔社会人権教育総合推進事業／教育委員会人権教育課〕

- ③ 人権教育推進協議会が設置されていなかった 5 地域において同協議会が確立され、中学校区における人権教育の内容を共有したり、意見交換をしたりする組織体制が整いました。

今後も、市町等教育委員会と人権教育推進上の課題の共有を図り、多様な主体と連携・協力し、学校での人権学習を肯定的に受容するような家庭や地域の基盤をつくるための仕組みとして、「人権教育推進協議会」を核とした取組を推進する必要があります。〔社会人権教育総合推進事業／教育委員会人権教育課〕

(6) 企業・民間団体における人権教育の推進

- ① 関係機関との連携により県内の企業・団体等への人権啓発訪問を実施し、人権意識の高揚に向けた啓発を行いました。また、県内の企業・事業所等を対象とした人権講演会「企業と人権を考える集い」(参加者 86 人／50 社・団体) と「人権啓発懇話会総会講演」(参加者 79 人／51 社・団体) を開催しました。

引き続き、啓発訪問や講演会等を行い、社内研修等企業の自主的な取組を促進していく必要があります。〔企業啓発推進事業／雇用経済部雇用経済総務課〕

- ② 三重労働局と連携し、県内の企業・事業者向けに「公正採用選考研修会」を開催し、公正採用の徹底などの人権啓発に努めました。

事業所等の理解度を高めるため、引き続き研修会を実施していく必要があります。また、事業所への参加要請にも力を入れていく必要があります。〔雇用主啓発指導／雇用経済部雇用対策課〕

(7) 人権にかかわりの深い職業従事者に対する人権教育の推進

① すべての教職員が人権問題についての認識を深め、すべての学校で人権教育を推進していくために、小中学校及び県立学校の管理職研修会、人権教育推進委員会代表者研修会等を開催しました。

今後も、人権教育を推進するリーダーとしての意識と実践力向上を図るための研修を実施していくことが必要です。[学校教育研修事業／教育委員会人権教育課]

② 保健・医療・福祉関係者という人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修及び啓発を行いました。

今後も、保健、福祉など人権に関わりの深い職業に従事する人々の人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、研修等を行う必要があります。[人権問題研究費／健康福祉部健康福祉総務課]

(8) 人権課題に応じた人権教育の推進

① 三重県人権教育基本方針の具体化に向け、指導内容や指導方法の充実が図られるよう、指導上の観点や取組のポイントを具体的に記載した「人権教育ガイドライン」の周知（平成22年3月 公立小・中学校および県立学校に配付）及び実践事例集の作成などを通して、その活用の促進を図りました。

今後は、教職員が、「三重県人権教育基本方針」及び「人権教育ガイドライン」に即した教育実践を行えるよう、人権学習指導資料等を有効活用するための支援をしていく必要があります。[学校教育研修事業・実践研究事業／教育委員会人権教育課]

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

（事例1）職員全てが携帯している「社内行動指針」の読み合わせ会を職場単位で開催し、指針に定める人権に関する項目やセクハラ・パワハラに関する項目について確認を行っている企業があります。また、そこでは、中間管理職を対象としたリーダー研修を開催しており、人権に関して総務課職員が講師となって講義を行っています。

（事例2）階層別にすべての職員が年1回は必ず、研修を受けるしくみを整え、積極的に人権に関する研修会・職員教育に取り組んでいる企業があります。また、講演会の内容はネットで配信し、どの支店からも視聴できるしくみになっています。

○ [NPO・団体等]

（事例1）公益社団法人三重県人権教育研究協議会は、人権教育の研究・

推進に取り組み、教育実践研究の成果や手法等、県内の人権教育の推進に大きな役割を果たしています。特に例年開催される「三重県人権・同和教育研究大会」には、県内各地より地域住民、教職員、行政職員等多くの参加があり、先進的・具体的な教育実践について「学びあい」が行われました。

(事例2) 差別解消を目指す仲間とのつながりを深めることや広げることを目的とし、それぞれの地域で活動する高校生や青少年の活動を東ねるネットワーク組織があります。研修会や交流会を積み重ね、23年度の三重県人権・同和教育研究大会の全体会において、これまでの取組の発表を行いました。

○ [住民組織]

(事例1) 「人権教育推進協議会」を母体として、保護者や地域の人々どうしが人権について学び合い、自主的に人権問題に取り組むネットワークの活動が生み出されている地域もあります。

(事例2) 県内小中学校における各PTA組織のうち、人権教育に関する研修会を実施している割合は、全体の60%です。しかしながら、PTA組織の中に人権教育推進部等を設置している割合は、全体の22%に留まっています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 紀宝町の中学校では、文部科学省事業等を活用し、なかまと共に成長することができる生徒の育成をめざし、人権感覚あふれる学校づくりの実践発表を行い、その実践について検証しました。
- 志摩市においては、保幼小中高の連携のもと、すべての子どもが学力や進路を獲得できることをめざし、生活に根ざした人権学習や保護者と地域が共に子育てをしていく学校づくり・地域づくりを進めています。
- 鈴鹿市では人権教育センターを中心として、すべての子ども達の権利を保障する「子どもの居場所づくり」に取り組んでいます。また、中学生を対象とした「子ども人権ネットワーク」による人権劇の上演、外国籍の子どもたちの進路支援、障がい者差別に対する啓発イベントの開催などに取り組んでいます。

■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

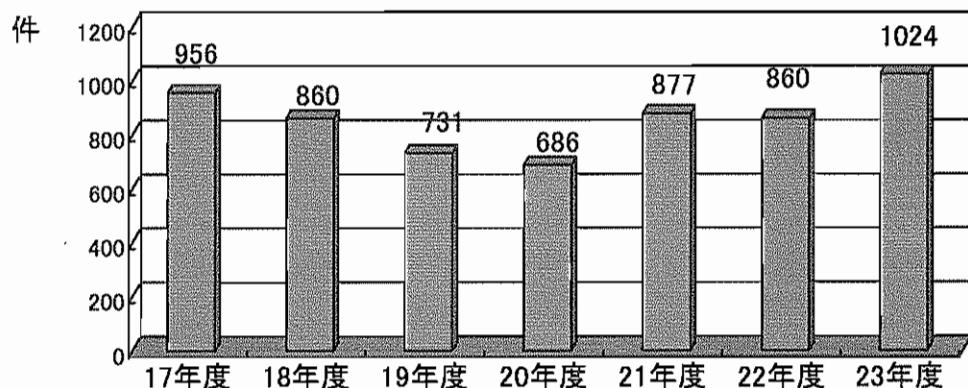
- 「三重県人権教育基本方針」に基づき、全ての学校において、教育活動全体を通じ、子どもを主体とする人権教育の充実に努めるとともに、人権についての理解と認識を深め、人権尊重の意識と実践力を養う意欲や態度を育て、一人ひとりの自己実現を可能にする人権教育に取り組みます。
- 教職員の人権教育に関する実践力の向上を図るため、地域の実態に即した効果的・総合的な研修用プログラムを、市町教育委員会や多様な主体と連携しながら作成していきます。

- 日々の教育実践に活かせるよう、「人権教育ガイドライン」を踏まえ、人権学習教材や指導資料の活用促進や開発、カリキュラムの研究、実践内容の共有などの取組を進めるとともに、実習・演習型の研修などより具体的な教職員研修を実施していきます。
- 人権尊重の地域づくりにおいては、市町教育委員会をはじめ各実施主体がその担うべき役割をふまえ、いじめ、不登校など子どもたちを取り巻く課題の解決やその未然防止を図るための仕組みづくりやその要となる人材の育成を図ります。

相談体制の充実

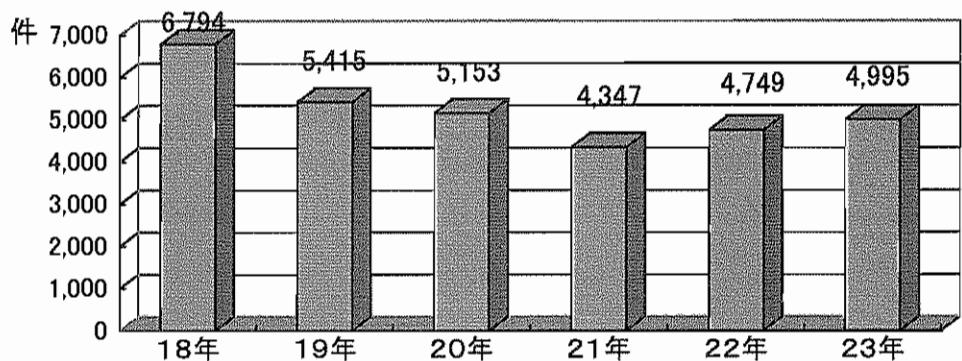
■ データからみた状況

【関連データ1】三重県人権センター相談受理件数



資料:三重県人権センター調べ

【関連データ2】法務省人権相談受理件数（津地方法務局総数）



資料:「法務局及び地方法務局管内別 人権相談件数」(法務省)

データに関するコメント

【関連データ1】三重県人権センターでは、複雑・多様化するさまざまな人権問題の相談に応じています。平成20年度までは減少傾向でしたが、平成21年度から増加に転じており、平成23年度には1,024件の相談がありました。近年、心の問題に関する相談が増加しています。

【関連データ2】平成23年において、津地方法務局及び管内の人権擁護委員が取り扱った人権相談の受理件数は、4,995件（職員取扱1,467件、人権擁護委員取扱3,528件）でした。過去5年間の状況を見ると、平成21年までは減少傾向でしたが、平成22年から再び増加しています。

各種の専門相談機関が設置され、課題に応じた相談体制が整うなかで人権相談件数が減少傾向にありました。社会的不安の高まりからここ数年、増加傾向に転じています。

【関係法令等の動き】

- 「人権擁護委員法」の制定（昭和24年6月施行）
- 「人権擁護施策推進法」の制定（平成9年3月施行、平成14年3月失効）
- 「人権救済制度の在り方について（答申）」（平成13年5月）
- 「人権が尊重される三重をつくる条例」の制定（平成9年10月施行）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国（法務省）では、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図るため、全国の各市町村（東京都においては区）に約14,000名〔三重県：250名（平成24年1月現在）〕の人権擁護委員が配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局の人権相談所や自宅などで住民からの人権相談を受けるなど、積極的な活動を行っています。
また、平成6年度から、いじめ、体罰、不登校などの子どもをめぐる人権問題に適切に対処するため、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を専門的に取り扱う「子どもの人権専門委員」が設けられ、全国で約950名の専門委員が活発な活動を行っています。
- 法務省の人権擁護機関では、高齢者や障がい者をめぐる人権問題の解決を図る取組をさらに強化するため、9月5日（月）～11日（日）までの7日間、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施し、期間中は、法務局・地方法務局の本局において、平日の電話受付時間を延長し、また、土曜日・日曜日も電話による相談を受けています。
- 内閣府では「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力(集中)相談事業」として、長引く避難生活や原子力発電所の事故に伴う不安や悩み、配偶者からの暴力（DV）などの相談を受けるため、岩手県、宮城県、福島県と共に電話による相談窓口を開設しました。
- 民事・刑事を問わず法による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられる社会を実現するため、総合法律支援法に基づき、平成18年4月に「法テラス」が設立され、法的トラブル解決のための総合案内所として相談を受けています。
- 鳥取県では、平成20年4月から県内3箇所に人権相談窓口を設置するとともに、平成21年3月には、「人権尊重の社会づくり条例」を改正し「鳥取県人権相談窓口の運営に関する規則」を定め、人権相談窓口の充実等を盛り込んでいます。

【三重県の状況】（平成23年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）相談窓口の広報と充実

- ① 三重県人権センターにおいて、相談員による電話・面接相談を行うとともに、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施しました。相談者のニーズに適切に対応するためには、相談員自身の資質向上を図るとともに、相談機関相互の連携を充実させる必要があります。[人権相談事業／環境生活部人権センター]
- ② 県内には10市1町に38館の隣保館が設置され、地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な援助を行っています。隣保館が地域福祉と人権啓発の拠点施設として、今後もさまざまな相談援助活動を実施していくよう、引き続き支援を行っていく必要があります。[隣保館運営費等補助金・隣保館事業費補助金／環境生活部人権センター]

(2) 関係機関とのネットワーク

- ① 人権にかかる相談に関し、相談担当者の資質向上や相互の緊密な連携を図り、的確かつ迅速に対応することを目的として、人権相談ネットワーク会議（行政・公益法人の19相談機関）を開催しています。

さまざまな人権問題で悩んでいる相談者に適切に対応するためには、各種相談機関による連携が不可欠であり、ネットワークの充実を図る必要があります。[人権相談事業／環境生活部人権センター]

- ② 「人権に係わる相談員交流会」を開催し、連携・交流の促進を図りました。

さまざまな人権問題で悩んでいる相談者の課題解決に向けて、身近な地域での相談支援体制の整備に努めていく必要があります。[みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター]

- ③ 児童虐待防止に向け、児童相談所職員研修の実施や、市町の要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携強化に努めてきました。また外部有識者による提言を受けて、児童相談所職員研修体系の策定及び県の市町支援検討のための調査研究を実施し、改善に向けて取り組みました。[児童虐待防止地域相談体制強化促進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課]

- ④ 県児童相談センター、県教育委員会、県警察本部の3機関が連携して「みえ少年総合相談」を設置し、市町、地域ネットワーク、学校、補導センター等からの相談に応じています。

平成23年度には、関係機関等からの相談にかかるコーディネートはありませんでしたが、児童虐待防止に対応していくため、引き続き、多様な機関による連携が必要です。[みえ少年総合相談／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課、教育委員会生徒指導課、警察本部少年課]

(3) 相談体制づくり

- ① 各種相談事業に従事する相談員（官・民の相談員）に対し、人権に配慮した相談対応ができるよう、資質向上を図る「人権に係わる相談員スキルアップ講座（16講座）」を開催し、延べ994名の参加者がありまし

た。

今後とも、各種相談担当職員が多様化する相談内容に対応できるよう資質向上を図る必要があります。〔みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕

- ② 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターでは、被害者本人や遺族、家族等からの総合相談窓口に、派遣警察官、上級カウンセラーの資格を有する専門のスタッフを配置しているほか、専門的な研修を積んだボランティア支援員30名が支援活動を行いました。

被害者のニーズは多岐にわたることから、今後も継続した研修を行い、支援に当たるボランティア支援員等の更なる技能の向上をはかる必要があります。〔犯罪被害者支援体制の整備／警察本部広聴広報課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し、その中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

（事例1）本社において、電話相談窓口「企業倫理110番」を設置し、セクハラ、パワハラ、コンプライアンス違反等に関する従業員からの相談に対応している企業があります。相談内容は、各支社の人権担当あてパソコンシステムで通知され、処理経過も含めて管理されています。

また、この企業では、企業内相談窓口とは別に、従業員相談電話窓口を外部委託し、会社の管理外で個人の相談にも応じる体制を整えています。

○ [NPO・団体等]

（事例1）三重県内の約100団体がさまざまな人権分野で相談業務を行っています。なお、三重県人権センターの行う「人権に係わる相談員スキルアップ講座」へ延べ528名（平成23年度）の方が参加されています。

（事例2）母子の健全育成をサポートするため、助産師や看護師、心理カウンセラー、小児科医師などのスタッフによる子育てに関する電話相談や出張相談に取り組んでいる団体があります。

（事例3）18歳までの子ども専用電話「チャイルドライン」を通して子どもの悩みや相談に応え励ますなど子どもをエンパワメント（注）し、主体が確立されることをめざして取り組んでいる団体があります。

○ [学校]

（事例1）ハラスメント相談窓口（相談員）を置き、ハラスメント情報や相談を受ける体制の整備にも努めている学校があります。また、校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントガイドラ

イン」を定め、ハラスメント対策委員会を設置し、ハラスメントに対する理解を深めようと啓発活動や研修等も行っています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 人権擁護委員による「特設人権相談」が、各市町の施設等において実施されています。なお、市町が独自に専門の人権相談窓口を設けているところもあります。
- 市町の運営する各隣保館において、人権相談、生活相談、職業相談、健康相談、福祉相談等を随時実施しています。地域住民に対して、人権に関わる相談、生活上の相談等に応じて適切に助言し、相談の結果必要に応じて関係行政機関・社会福祉施設等に連絡・紹介を行い、適切な支援を行っています。
- 市町の相談職員の研修については、独自に実施するほか、三重県人権センターが行う「人権に係わる相談員スキルアップ講座」を活用して、相談担当職員の資質向上に取り組んでいます。
- 伊勢市では、こども家庭相談センターを設置し、児童虐待などの家庭相談やDVなどの女性相談の窓口を一元化しました。

■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

- 三重県人権センターにおいてさまざまな人権相談に対応するとともに、相談内容に応じた適切な相談機関の窓口を紹介します。
- 多様化・複雑化する相談内容に的確かつ迅速に対応できる体制づくりをめざして、国、県、市町の相談機関の連携強化や地域における相談ネットワークづくりの支援を進めるとともに、各種機関の相談員の資質や専門性の向上を目的とした研修を実施します。
- 三重県人権センターのホームページ内の「主な人権侵害と救済制度」を始め相談ネットワーク機関の紹介や、「人権に係わる相談員スキルアップ講座」の開催案内など、相談に係わるホームページの充実にも努めていきます。
- 三重県児童虐待重篤事例検証委員会による提言を踏まえて実施された、児童相談所職員研修体系の策定及び県の市町支援検討のための調査研究に基づき、法的対応力の向上等をはじめとする研修の実施、市町との定期的協議による相談体制強化確認を行うことで、対応力の強化を図ります。

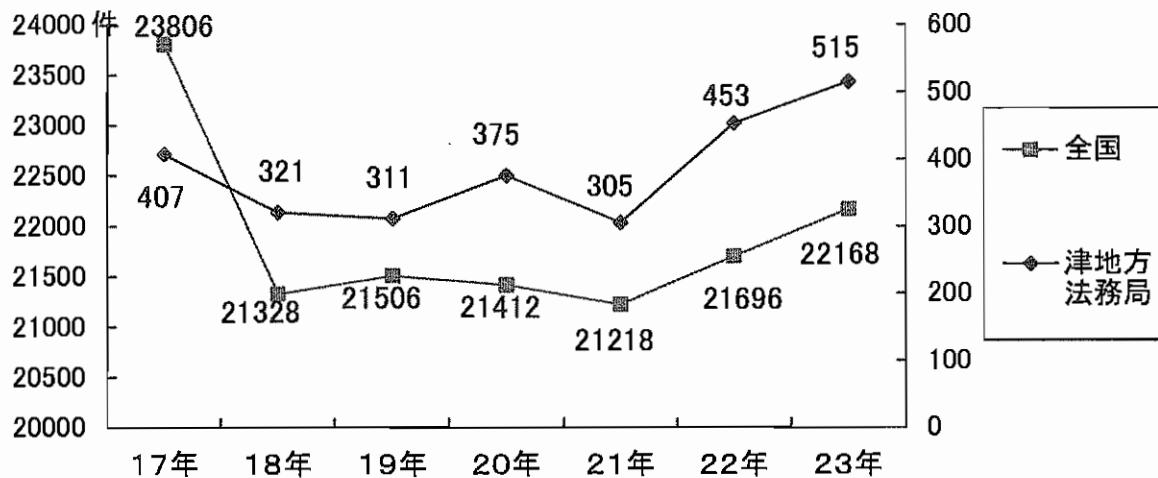
注) エンパワメント

力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身につけること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

さまざまな人権侵害への対応

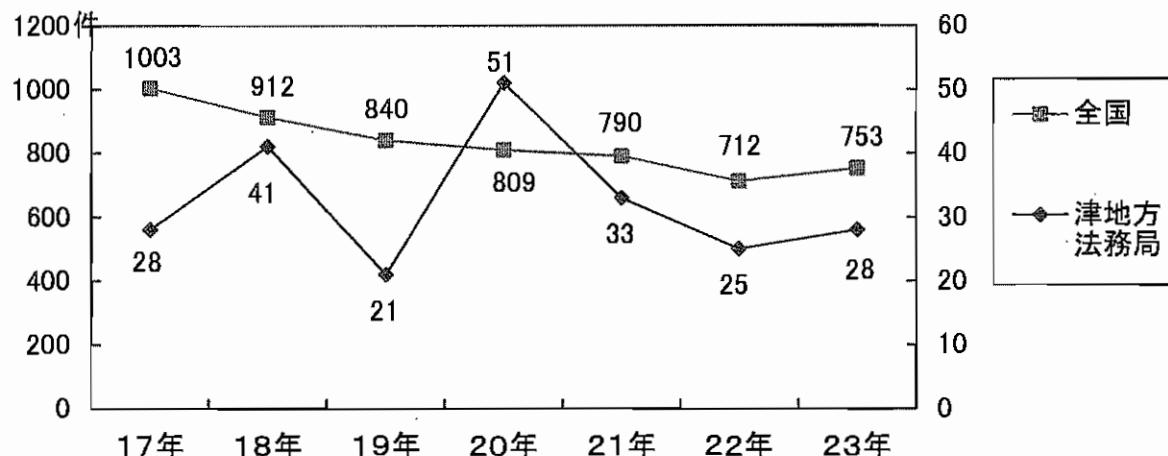
■ データからみた状況

【関連データ1】全国及び県内の人権侵犯事件の新規受理件数



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

【関連データ2】人権侵犯事件受理件数における差別待遇件数



資料：「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

【関連データ1】全国の法務局及び津地方法務局で取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数(新規)の推移を示しています。全国の状況は平成17年をピークとして、以降は21,000件半ばで推移していますが、県内の状況は、平成23年が515件となり、平成22年から62件増加しています。

【関連データ2】全国の法務局及び津地方法務局で取り扱った人権侵犯事件の年間受理件数(新規)の内、私人間の差別待遇(女性、障がい者、同和問題、外国人等に関するもの)の推移を示しています。全国では、平成16年以降、年々減少していますが、三重県においては、平成20年が最も多く、50件を超えていました。

【関係法令等の動き】

- 「人権侵犯事件調査処理規程」の改正（平成16年4月施行）
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成18年4月施行）
- 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の制定（平成19年4月施行）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正（平成20年1月施行）
- 「児童虐待の防止等に関する法律」の改正（平成20年4月施行）
- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に対する法律」の制定（平成23年11月成立、平成24年10月施行予定）
- 「子どもを虐待から守る条例」の制定（平成16年4月施行）
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の改定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 平成23年8月に、法務省政務三役により「新たな人権救済機関の設置について（基本方針）」が公表され、その後、引き続き検討が行われ、平成23年12月に、「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」が公表されるなど、政府は人権救済制度に関する法案提出を目指しています。
- 法務省の人権擁護機関は、人権侵犯事件に対する被害者等からの申告を受けて、救済手続を開始します。救済手続の中で、人権侵害の有無を確認するための調査を行い、人権侵害の事実が認められれば、法律上の助言等を行う「援助」等の措置を講じます。
また、地方法務局は「女性の人権ホットライン」や「子どもの人権110番」を開設するなど、人権相談を人権擁護委員と連携し実施しています。
- 厚生労働省は、近年増加を続けるパワーハラスメントの防止・解決に向けた環境整備を図るため、有識者による「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」を開催し、取組の必要性と意義やパワーハラスメントの定義を「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」として、平成24年3月に取りまとめました。
- 鳥取県においては、平成17年10月に「鳥取県人権救済推進及び手続に関する条例」を制定しましたが、成立直後から多くの意見が寄せられたことから、平成18年3月に施行を停止し、抜本的な見直しを行いました。
検討の結果、人権侵害に対しては、相談による支援を充実して問題の解決をはかることとして、同条例を平成21年3月に廃止しています。

【三重県の状況】(平成23年度の取組状況)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 人権侵害に対応するための取組

① 住民に対し、DV(注)相談窓口やDVに対する支援施策等の周知を徹底することにより、DV事案の潜在化防止に取り組みました。また、女性相談員等の研修を充実させ、より適切な相談対応ができるように取り組みました。デートDV防止啓発として高校生等を対象とした啓発講座を実施しました。

DV事案については、複雑化、多様化、深刻化しており、資質向上に向けた専門研修を実施しました。[DV対策基本計画推進事業(配偶者暴力相談支援センター事業)／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課]

② 「子どもを虐待から守る条例」に基づき、11月の「子ども虐待防止啓発月間」において県内各地でオレンジリボンキャンペーンを実施しました。また、「子どもを虐待から守る家」の登録促進などに取り組みました。[児童虐待防止相談体制強化事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課]

③ 差別事象の発生の際に、迅速で適切な対応ができるよう、関係機関と連携して、通報連絡体制を整備しています。また、実効性のある人権救済制度の早期確立に向けて、引き続き国へ要望を行いました。なお、平成23年12月に、「人権委員会の設置等に関する検討中の法案の概要」が公表されており、引き続き国の動向を注視していきます。[関連取組(差別事象に対する取組と制度確立に向けた働きかけ)／環境生活部人権課、人権センター他]

④ インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心にモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、「ネットモニターボランティア養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシーの啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うグループづくりのキーパーソンとしての役割を担う人材の養成に取り組みました。インターネット上の差別的な書き込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。

[インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター]

(2) 人権侵害への対応に関する啓発と広報

① 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて松阪市と協働し、「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、三重県男女共同参画センターでは、DVや性別に基づく様々な困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張

トレーニング」を開催しました。

DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けた周知・啓発に努めるとともに、無関心層に対する取組を引き続き強化していく必要があります。[女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課]

② 県内各地の特性を活かした啓発活動を推進するため、各県民センターにおいて、市町や地域の関係機関と連携し、同和問題をはじめとする人権課題について、「ミニ人権大学講座」(48講座)・地区「トップセミナー」(7講座)など、地域人権啓発事業を実施しました。(延べ6,142名参加)

県民に幅広く、人権啓発が推進されるよう市町等との連携強化が必要です。[人権啓発事業／環境生活部人権センター、各県民センター]

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

(※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。)

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [NPO・団体等]

(事例1) 子どもへの暴力防止など、子どもの人権を守るためにセミナー やワークショップ等のプログラムによる研修を実施している団体があります。

○ [学校]

(事例1) 校内でハラスメントが発生しないように、独自の「ハラスメントガイドライン」を定め、ハラスメント対策委員会を設置し、ハラスメントに対する理解を深めようと啓発活動や研修等を行っている大学があります。また、ハラスメント相談窓口（相談員）を置き、ハラスメント情報や相談を受ける体制の整備にも努めています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 各市町の施設等において、人権擁護委員による「特設人権相談」が実施されています。このほか、独自で専門の人権相談窓口を設けている市町もあります。

■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

○ 多様化・複雑化する相談に対する体制の充実をさらに図るため、相談員の資質向上に一層努め、助言や相談内容に応じて専門機関等へ紹介を行います。そのため、相談者が身近な地域において気軽に相談できる環境の整備をめざして、各種相談業務を担当している相談員を対象とした「相談員スキルアップ講座」を開催するとともに、各相談機関とネットワークの充実に努めます。

○ インターネット上の差別事象が大きな課題となっていることから、インタ

一ネット及び携帯電話サイト上における三重県に関する差別書き込みについて、モニタリングを行います（ネットモニター）。発見した書き込みについては、関係機関と連携を図りつつ、削除要請を行います。

- 「ネットモニターリーダー養成講座」を開催し、ネット上で氾濫する差別書き込みや人権侵害に関する問題に対して認識を深め、モニタリングや削除等スキルを向上するとともに、地域におけるネットモニタリングのリーダーを養成します。
- 差別事象の発生については、県は引き続き関係機関と連携しながら、迅速な通報及び適切な対応に努めていきます。
- 児童虐待相談については、増加傾向にあることから、未然防止や早期発見のための啓発を行うとともに、地域の関係機関間の連携を強化していく必要があります。また、「子どもを虐待から守る条例」等の普及に努め、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。
- 女性に対するあらゆる暴力から女性の人権を守っていくための環境づくりのため、関係機関と連携して、セミナーの開催など意識啓発に取り組みます。
- 実効性のある人権侵害救済制度が早期に確立されるよう、国に対して引き続き要望活動を行っていきます。

注) DV：ドメスティックバイオレンス (domestic violence) の略。

夫婦や恋人など親密な関係にある又はあった者からの身体的・心理的暴力などをいいます。

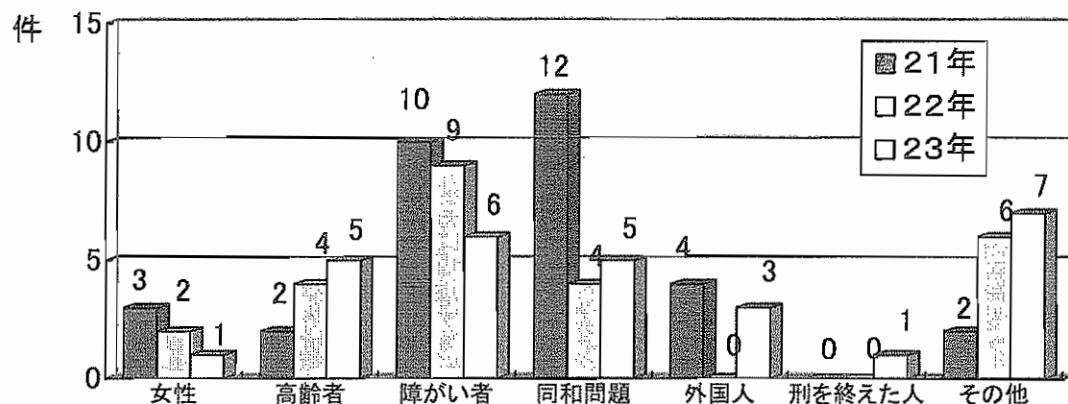
注) メディア・リテラシー

メディアが発信する情報をそのまま受け入れるのではなく、自らの判断で主体的に読み解き、活用する能力。

同和問題

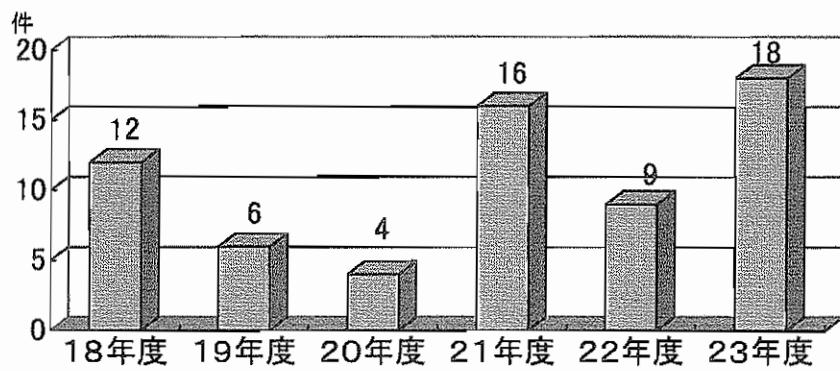
■ データからみた状況

【関連データ1】津地方法務局管内人権侵犯事件の差別待遇受理件数



資料:「法務局及び地方法務局管内別人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

【関連データ2】三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数



資料:三重県人権センター調べ

データに関するコメント

【関連データ1】津地方法務局管内の人権侵犯事件の差別待遇にかかる新規受理件数の合計は、平成23年においては、前年に比べて3件増えて28件となっており、「同和問題」の件数は1件増えて5件となっています。

【関連データ2】三重県人権センターで受けた同和問題の相談件数は、平成20年度まで減少傾向にありました。しかし、平成21年度は16件と増加し、平成22年度9件、平成23年度18件となっています。

【関係法令等の動き】

- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の制定(平成12年12月施行)
- 「人権教育・啓発に関する基本計画」(平成14年3月策定、平成23年4月一部改正)

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

(※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など)

- 国連では、人権小委員会において「職業と世系に基づく差別」について重要な人権課題としてとりあげられてきている中、2006(平成18)年3月に、国連の人権問題への対処能力強化のため、人権小委員会に替わり、総会の下部機関として人権理事会が設置されました。
- 住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的として、事前登録した本人に、住民票の写しや戸籍謄本等を第三者等に交付したことを見通す「本人通知制度」が、平成22年6月から大阪府狭山市において全国で初めて始まりました。こうした「本人通知制度」の導入は、全国の市町村に広がりつつあります。
- 平成19年、不動産会社がマンション建設等に先立ち、その建設予定地にかかる土地調査を廣告会社に調査依頼し、廣告会社はさらにリサーチ会社に調査委託する中で、リサーチ会社等が同和地区の所在など差別につながる土地調査を行っていた事実が、大阪府で発覚しました。大阪府は、このような調査を規制するため、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を平成23年3月に一部改正(同年10月1日施行)し、土地調査を規制の対象に追加しました。

【三重県の状況】(平成23年度の取組状況)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 同和問題の解決に向けた啓発活動の推進

- ① 放送メディアを活用した啓発として、TVスポットを放映するとともに、人権メッセージを募集し、3,049点の応募の中から優秀作品をラジオスポット番組において放送しました。また、啓発ポスターを作成して、県内主要駅に掲出するとともに、ポスター図案を使用した手提げ袋を作成・配布しました。

今後も、同和問題をはじめとした人権課題を知識として捉えるだけではなく、日常生活の中で行動に移していくような啓発となるよう工夫が必要です。[同和問題等啓発事業／環境生活部人権センター]

- ② 同和問題の解決をめざして、同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため、「結婚差別」「部落差別の現状」等をテーマに、県

民人権講座を開催しました。今後とも、同和問題等の人権課題について正しい理解と認識を広めるため県民への啓蒙と人材育成が必要です。〔同和問題等研修事業／環境生活部人権センター〕

- ③ 「えせ同和行為」に対しては、その対応に関する冊子を県関係機関、市町などに配布しながら、啓発に努めています。

今後も、国等の関係機関と連携を密にしながら、えせ同和行為の排除に向け取り組んでいく必要があります。〔関連取組(えせ同和行為への対応取組)／環境生活部人権センター〕

- ④ 県内に事務所を有する全ての宅地建物取引業者を対象に、宅地建物取引における人権に関するアンケート調査を実施し、その分析結果を取りまとめた報告書及び概要版を作成するとともに、宅地建物取引業者を対象にした研修会において、その概要を説明するなど、啓発に努めました。

今後も、業界団体と連携して、宅地建物取引業者を対象とした研修会など啓発活動を実施していく必要があります。〔関連取組（宅地建物取引業者への対応取組）／県土整備部建築開発課〕

（2）同和問題の解決に向けた教育の推進

- ① すべての教職員が人権問題についての認識を深め、すべての学校で人権教育を推進していくために、小中学校及び県立学校の管理職研修会、人権教育推進委員会等代表者研修会、「三重県人権教育基本方針」「人権教育ガイドライン」を周知するための研修会等を開催しました。

また、実践的なリーダーの養成を図るために、三重県人権大学講座に8人派遣しました。今後も、人権教育を推進するリーダーとしての意識と実践力向上を図るための研修を実施していく必要があります。〔学校教育研修事業・人権教育総合推進事業／教育委員会人権教育課〕

- ② 人権学習教材「わたし かがやく」のより効果的な活用を図るために、県内の教職員を対象に4回の連続講座を実施しました。今後は、平成24年3月に作成した人権学習指導資料「気づく つながる つくりだす」を含め、その活用をさらに推進していく必要があります。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕

- ③ 県内市町に対し、文書による人権教育の実態把握調査を行うとともに、市町を訪問し、各地の推進状況や教育集会所等の活用状況を把握しました。今後、地域・学校・行政が連携して取り組む人権教育を推進していく必要があります。〔社会人権教育総合推進事業／教育委員会人権教育課〕

（3）同和問題の解決に向けた自己実現がはかれる社会環境づくり

- ① 地域福祉と人権啓発の拠点施設として設置されている隣保館で行われる相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業などの取組に対して支援を行いました。

今後も、隣保館においてさまざまな活動が実施されるよう、支援を行っていく必要があります。〔隣保館運営費等補助金／環境生活部人権セン

ター】

② 隣保館のバリアフリー化など機能の維持や強化に必要な修繕等に対して支援しました。平成23年度は、2市2件で大規模修繕等が実施されました。

今後も、計画的な整備がはかられるよう、市町に働きかけていく必要があります。〔隣保館整備費補助金／環境生活部人権課〕

③ 庁内の推進組織として、人権特命監等会議を開催し、情報共有を行うとともに、同和問題の解決に向けた施策等の総合調整を行いました。また、市町と県で構成する「三重県人権・同和行政連絡協議会」において、情報交換を行うなど、同和行政の円滑な推進に努めました。

今後も、同和問題に係る課題へ迅速に対応するため、関係機関との連携を一層強化していく必要があります。〔同和行政の総合推進／環境生活部人権課 他〕

(4) 同和問題の解決に向けた人権擁護の推進

① インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心モニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、「ネットモニターボランティア養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシーの啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うグループづくりのキーパーソンとしての役割を担う人材の養成に取り組みました。

インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、実効性のある法的措置が求められます。〔インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター〕

② 相談員による電話相談、面接相談、弁護士による法律相談、臨床心理士によるカウンセリングを実施しました。相談では、助言や相談内容に応じた相談機関の紹介などを行い、相談者自身が自主的に解決していくよう支援に努めました。

今後も、相談員の資質向上を図るとともに、他の専門相談機関との連携を充実させていく必要があります。〔人権相談事業／環境生活部人権センター〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しそ中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ 【企業】

（事例1）所内独自の階層別人権研修において、同和問題を中心とした人権講演会を実施するとともに、人権週間において人権パネル・ポスターの設置などの啓発活動を実施したり、地域の啓発活動組織が実施する研修等へ職員を参加させている企業があります。

○ [住民組織]

(事例 1) ある住民自治協議会では、同和問題についての正しい理解と住民間のつながりづくりを進めるためのさまざまな取組が行われています。中でも、地域内にある隣保館・教育集会所を拠点として、毎年、住民手作りの人権劇が上演されており、あらゆる世代にむけた情報発信が行われています。

(事例 2) 過去に起こった部落差別落書き事件を機に、地域住民や教員等により結成されたある住民組織では、事件の記憶を風化させないよう「人権を確かめ合う日」を設け、毎年、地域の人権・同和教育研究会と共に人権啓発講演会を開催しており、平成 23 年度で 15 回目を数えました。

(事例 3) 地域の園児・児童・生徒とその保護者、地域住民、地域の諸団体が参加する人権イベント「ヒューマンフェスタ」を開催している地域があります。校区の児童・生徒による人権学習の発表や、模擬店などの多彩な催しを通じて地域住民の交流を促進し、人権啓発の和を広げました。

○ [学校]

(事例 1) 人権ロングホームルームにおいて、数人のグループに分けて人権にかかわる様々なことを語り合う場を設定したり、生徒のサークルにおいて、週 1 回程度集まり、同和問題をはじめとする人権課題について語り合ったり、新聞を発行するなどの取組が定着している学校があります。

(事例 2) ある小学校では、全保護者・全教職員で構成される人権学習委員会により、PTA や地域とともに地区別懇談会を開催したり、参加型研修を企画し、地域の課題について話し合う場を設けています。

○ [NPO・団体等]

(事例 1) 市内の教育集会所を拠点に行われている高校生友の会（青少年友の会）や青年の活動を束ねるネットワーク組織があります。この組織では、差別する側・される側を問わず、「差別を許さない」という思いをもった仲間とのつながりを深め、広げていくことを目指して、交流会活動を開催しています。

(事例 2) 地域と連携し、人権アンケートを実施する中で、その結果をもとに同和問題の解決に向けた課題を明らかにするとともに、ともに取り組む姿勢を大切にした講演会や研修会、地域活動を続けている幼稚園の保護者会があります。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 伊賀市は、平成 23 年度に「同和問題の解決に向けた生活実態調査」を実施しました。平成 18 年度に実施した「同和問題解決及びまちづくりに向けた生活実態調査」の結果と比較して、未だ残されている課題を

明らかにするとともに、平成24年度に改訂予定の「同和施策推進計画」策定の基礎資料として活用されます。

- 市町の設置する隣保館では、各地域の状況に応じて同和問題の解決に向けた相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業などに取り組んでいます。

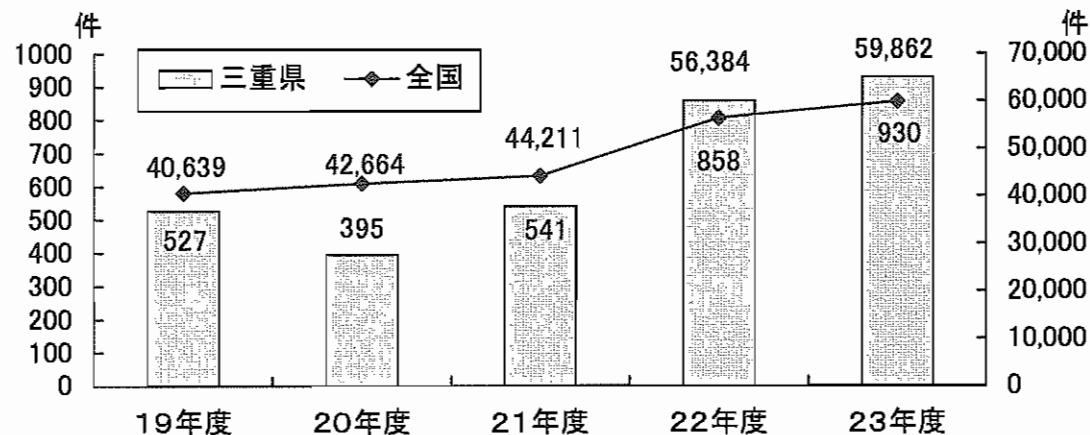
■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

- 同和問題の解決に向けた取組においては、「差別をしない、させない、許さない」ということを引き続き人々の心に訴えていくため、テレビ・ラジオやポスター等、親しみやすい啓発活動や県民を対象とした人権講座等の開催に引き続き取り組んでいきます。
- 啓発活動については、地域や生活など身近な場面において、自らの問題として考え、行動していく人づくりを進めていくなかで、具体的には、県内の小・中・高等学校等の児童・生徒等を対象にした人権ポスター・人権メッセージの募集やこれを生かした人権カレンダーの作成、人権について考え、子どもの視点から捉えたものを啓発に生かしていく取組など、多様な方法で引き続き進めています。
- 平成23年度に実施した宅地建物取引における人権に関するアンケート調査の報告書では、宅地建物取引業者をはじめ、賃貸住宅の家主並びに県民への啓発を充実していくことが重要と指摘されているため、本年度は、業界団体等と連携し、宅地建物取引業者や賃貸住宅の家主等を対象とした啓発資料を作成して、宅地建物取引業者を対象とした研修会をはじめ、賃貸住宅の家主や宅地建物取引業者の店舗に来店する県民への啓発に活用していきます。
- 同和問題を始めとする差別事象・不利益取扱い等の人権問題が発生しており、同和問題の正しい理解と認識を深め、部落差別を許さない社会を実現するため、土地差別問題に関する調査、分析・研究を実施するとともに、啓発資料を作成し、学習会の開催等に取り組みます。
- インターネットを利用した部落差別を助長する書き込みについてのモニタリングを実施し、早期発見・早期広がり防止・早期削除活動に努めます。
また、ネットモニタリーリーダー養成講座を行い、ネット上で氾濫する差別書き込みや人権侵害に関する問題に対して認識を深め、モニタリングや削除等スキルを向上するとともに、地域におけるネットモニタリングのリーダーを養成します。
- 住民交流の拠点として地域に密着したコミュニティセンターとしての機能が期待されている隣保館において、引き続き相談事業、啓発及び広報活動、地域交流事業など、さまざまな活動を実施していくよう支援を行っていきます。
- インターネット上の差別事象については、最近大きな課題となっていることから、市町の隣保館でインターネット上の差別事象に対するモニタリングを行う場合、隣保館モデル事業に位置づけて支援を行います。

子ども

■ データからみた状況

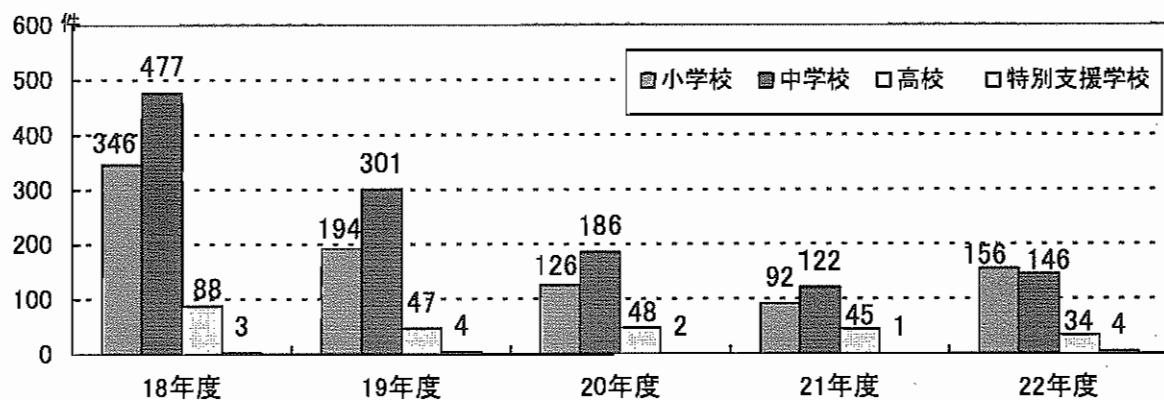
【関連データ1】児童虐待相談件数の推移（全国・三重県）



※23年度の全国件数は速報値です

資料：(全国) 厚生労働省 (県) 三重県児童相談センター調べ

【関連データ2】いじめの認知件数の推移（三重県）

資料：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果
(三重県教育委員会)

データに関するコメント

【関連データ1】児童相談所では子どもに関する養護や障がい等でさまざまな相談を行っていますが、子どもを取り巻く社会環境の変化により、児童虐待に係る相談件数は、平成12年度以降全国集計では年々増加を続けています。平成23年度の相談件数は930件と過去最高の件数を記録し、4年連続の増加となりました。相談内容も複雑かつ深刻なものが多くなっています。

【関連データ2】平成22年度のいじめの認知件数は、小学校156件、中学校146件、高等学校34件、特別支援学校4件の計340件となっており、前年度と比較すると80件増加しています。

【関係法令等の動き】

- 「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童ポルノ禁止法）」の制定（平成11年5月施行）
- 「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」及び「児童福祉法」の改正〔児童の安全確認等のための立入調査等の強化、要保護児童対策地域協議会の設置等（平成20年4月施行）〕
- 「少年法」の改正〔犯罪被害者やその家族の少年審判傍聴が可能に（平成20年6月施行）〕
- 「民法」および「児童福祉法」の改正〔親権の停止制度の新設等（平成24年4月施行）〕
- 「子どもを虐待から守る条例」の制定（平成16年4月施行）
- 「三重県子ども条例」の制定（平成23年4月施行）
- 「三重県人権保育基本方針」の策定（平成13年7月）
- 「三重県人権教育基本方針」の改定（平成21年2月）
- 「人権教育ガイドライン」の作成（平成22年3月）
- 「第二期三重県次世代育成支援行動計画」の策定（平成22年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国連は、1989（平成元）年秋の総会において、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、「児童の権利に関する条約」を全会一致で採択しました。1990（平成2）年に日本はこれに署名し、1994（平成6）年に批准しました。
- 「児童の権利条約」批准に伴い、いじめ、体罰、虐待などの子どもの権利侵害から子どもを救済・予防するため、法務省では、平成6年から「子どもの人権専門委員」を設置しました。
- 平成12年11月の「児童虐待防止法」施行以降、厚生労働省では、さまざまな施策を推進し、児童虐待防止に関する理解や意識の向上を図ってきましたが、児童虐待事件は後を絶たず、子どもの生命や身体の安全に関わる事件が発生しています。

このため、児童虐待の防止を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度の新設等を内容とした民法等の改正が行われ、平成24年4月から施行されています。

【三重県の状況】（平成23年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）子どもの権利に関する啓発、理解の促進のための取組

① 平成23年4月に、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざす「三重県子ども条例」を施行し、さまざまな主体が連携して子どもの育ちを見守り支えることのできる地域社会づくりを進めていくため、条例の広報啓発を行うとともに、子どもの生活実態や子どもと大人の意識などについて調査を行い、「みえの子ども白書2012」としてまとめました。

また、子どもの悩みに継続的に寄り添い、必要に応じて専門機関と連携して対応する子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を平成24年2月に開設しました。〔みえのこども応援プロジェクト事業／健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課〕

② 地域社会全体で児童虐待から子どもを守る機運を醸成するため、子ども虐待防止啓発月間（11月）に、県内各市町をまわり虐待防止キャンペーンの街頭啓発や、児童虐待防止の標語募集、オレンジリボンキャンペーンなどを実施しました。〔児童虐待防止地域相談体制強化促進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

③ 人権問題への正しい理解と人権尊重を広く定着させるため、大人から子どもまで参加できる人権フォーラムの開催をはじめ、児童・生徒からのポスター募集や人権フォトコンテスト・人権メッセージの募集を行い啓発に活用しました。また、企画パネル「かがやく子ども～すべての子どもが主役～」を作成し「差別をなくす強調月間」において人権センターで展示しました。

今後、効果的で幅広い啓発につなげるためには、市町、教育関係者を始めとする多様な主体との一層の連携が必要です。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター・各県民センター〕

④ 青少年や地域社会に大きな影響力を持つ、スポーツ組織（独立リーグプロ野球チーム三重スリーアローズ）と連携し、人権啓発冠試合の開催、街頭啓発等、子どもの人権擁護と青少年の健全育成を目指した啓発事業を実施しました。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕

（2）人権を尊重し、子どもの主体性をはぐくむ保育、教育の推進

① 保育士が人権問題についての専門的な知識を習得し、人権を大切にする心を育てる保育を推進するため、県内5箇所で合計17講座の人権保育専門講座を開催しました。社会の急激な変化の中では、新たな人権に係る問題への対応が必要であることから、多様な視点から人権感覚を磨くことができる研修内容としました。〔人権保育専門研修事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

② 保育現場での人権保育を推進するため、各保育所で取組事例の調査を行うとともに、保育所を訪問して意見交換を行いました。その調査や意見交換を踏まえた啓発リーフレットを作成し、各保育所に配付しました。〔人権保育推進支援事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

③ 県内のすべての市町で、市町主催の人権フォーラム等が開催され、それぞれの取組についての情報交換・交流を行うため、市町『子ども人権

フォーラム』担当者交流会を県全体で開催しました。さらに、県内6地区で高校生等を対象に「地区別人権学習活動交流会」を開催するとともに、県内規模の「高校生人権まなびの発表会」を1回開催するなど、学校間の交流を図りました。今後は一連の取組が各県立学校内の取組に十分反映していけるよう、各校での取組の充実を図る必要があります。

〔人権感覚あふれる学校づくり事業／教育委員会人権教育課〕

(3) 子どもの権利擁護のための取組

- ① 児童相談所と市町とのさらなる連携強化にかかる課題を把握し、県全体の児童相談体制の強化を図るため、県の市町支援のあり方調査検討を行い、「児童相談体制強化確認表」を策定しました。また、児童相談所職員の専門性や法的対応力の向上を目的として、研修体系の見直しを行いました。〔児童虐待防止地域相談体制強化促進事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ② 子どもたちが困りごとや悩みごとを相談できるような教育相談体制の充実を図るため、スクールカウンセラーを小学校、中学校、高等学校の計266校に配置しました。また、子どもたちを取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりするなどして、福祉的な視点から課題解決への対応を図るため、教育委員会にスクールソーシャルワーカーを4名配置し、学校への支援を行いました。〔スクールカウンセラー等活用事業／教育委員会生徒指導課〕

(4) 子どもの健やかな成長のための環境づくり

- ① 少子化や核家族化の進行、子どもや子育てをめぐる環境が変化する中で、子育て中の親の不安感の増大といった問題が生じています。
このため、地域等と連携した途切れぬ子育て支援として、子育て相談広場事業、一時保育サービス事業を実施した市町に対して支援を行いました。〔マイ保育ステーション事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕
- ② 子どもや子育て家庭を地域全体で支えるという趣旨に賛同する企業・団体で構成する「みえ次世代育成応援ネットワーク」（平成24年3月末現在1048会員）等と連携し、「子育て応援！わくわくフェスタ」や「子ども虐待防止啓発キャンペーン」などを行いました。〔みえのこども応援プロジェクト事業／健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しその中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）県が行っている「みえのこども応援プロジェクト」の趣旨に賛同し協賛する企業や個人が、県と協働してプロジェクトを進めています

す。このプロジェクトの一環として、四日市のショッピングセンター内に「よっかいちステーション」を開設し、子どもの育ちや子育てを支援する企業や団体が参加して読み聞かせや工作体験教室、おもちゃの病院などのイベントを開催しています。

(事例2) 仕事と子育ての両立のため、育児休職期間の延長や育児短時間勤務制度などを盛り込んだ「わくわく子育てサポートプラン」を実施している企業があります。

○ [NPO・団体等]

(事例1) 保育所、幼稚園、小学校等において、子どもたちの人権意識を向上させるために実施している、手作りの小道具や自作の劇中歌を用いたユニークな演出の人形劇や紙芝居による啓発活動等が認められ、内閣府のチャイルドユースサポート章を受章した団体があります。

(事例2) 少子高齢化の進む東紀州地域において、不登校の子どもや定時制高校に通う生徒の居場所づくりに取り組んでいる団体があります。また、地域の観光施設で、高校生や障がいを持つ子どもたちがランチバイキングを提供するといった地域貢献活動にも取り組んでいます。

(2) 市町の取組事例（主な取組事例の紹介）

- 児童福祉法の改正により市町が第一義的な児童家庭相談の窓口となり、市町で児童相談が実施されています。
また、すべての市町に要保護児童対策地域協議会が設置され、関係機関の連携が進められています。
- 各市町において、発達障がい児等への途切れのない支援を行うための福祉、教育、保健、医療が機能連携した総合相談窓口の設置が進んでいます。
この取組は、津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、いなべ市、志摩市、伊賀市、菰野町、川越町、多気町、玉城町で行われています（平成24年4月1日現在）。
- 県内のすべての市町で、「子ども人権フォーラム」が開催されました。小学生や中学生が、これまで人権について体験したことや学習したことをふまえて発表し、自分の考えや意見を交流することで、人権を尊重することを学び合いました。
- 「みえの子ども白書2012」では、県内の市町で実施されている、子どもの育ちを支える地域の取組や県の事業について紹介しています。

■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

- 子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりを進めるため、引き続き「三重県子ども条例」の周知に努めるとともに、「子ども白書」について県民との共有を図る取組を行います。また、条例に基づき、子どもの主体的な活動への支援、子どもの育ちを見守り支えることのできる人材の養成及び県民

が行う活動への支援などに取り組みます。

- 児童虐待相談については、依然として増加傾向にあることから、各市町が作成する児童相談体制強化確認表をツールとして定期的協議を行うことにより、市町の実情に応じた支援を行うとともに、市町や要保護児童対策地域協議会等の対応力向上を図っていきます。また、新たな研修体系に基づき、専門性や能力の高い職員養成を図ることにより、児童虐待における介入型支援や法的対応等に的確に取り組んでいきます。

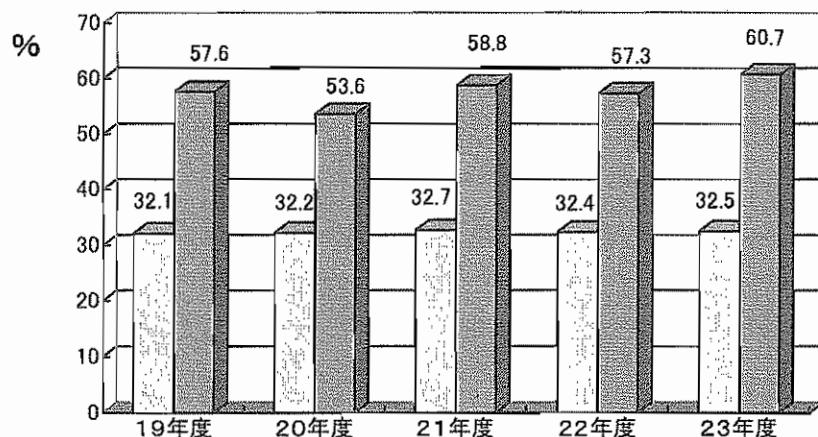
さらに、「子どもを虐待から守る条例」等の普及に努め、地域社会全体で児童虐待防止に取り組む気運を高めていきます。

- 育児に不安や悩みを持つ親子に対する相談や援助を行うため、地域において親子の交流の場の提供や相談を行う地域子育て支援センターの事業内容の向上に向けて、交流会の開催等を行い、支援していきます。
- 人権が尊重される保育を推進するため、保育所、児童養護施設等職員を対象に多様な人権感覚を磨くことができる内容とし、保育現場での人権保育の実践につながる専門的な知識が習得できる講座を開催します。
- いじめ、不登校など子どもたちを取り巻くさまざまな課題の解決や未然防止を図るため、学校、保護者、地域住民等が一体となって取り組むしくみを構築し、子どもたちの自尊感情や学習意欲の向上を支えます。

女性

■ データからみた状況

【関連データ1】県の附属機関（審議会等）の委員の男女構成比等の推移

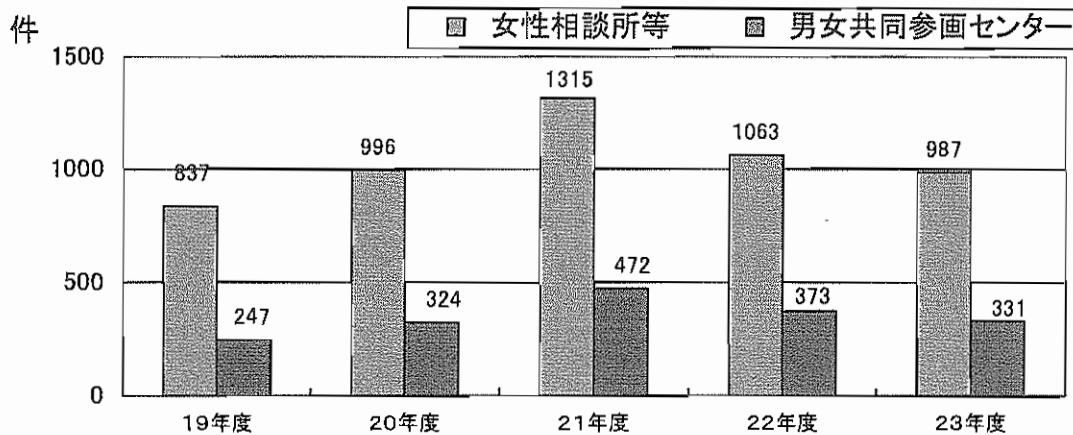


口県の審議会等における女性委員登用率

■男女の一方が40%未満にならない附属機関(審議会等)数の割合

資料:三重県調べ

【関連データ2】県内DV相談件数の推移



資料:三重県調べ

データに関するコメント

【関連データ1】

「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」(平成24年2月1日改正)に基づき、県の附属機関の男女の委員構成が均衡の取れたものとなるよう取組を進めた結果、平成23年度においては、女性委員の登用率、男女の委員構成が均衡の取れた附属機関数の割合ともに前年度を上回りました。

【関連データ2】

平成23年度のドメスティックバイオレンスにかかる相談件数は、女性相談所等、男女共同参画センターともに、前年より減少しているものの、依然として高い水準にあります。

【関係法令等の動き】

- 「男女共同参画社会基本法」の制定（平成11年6月施行）
- 「男女雇用機会均等法」の改正（平成19年4月施行）
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正（平成20年1月施行）
- 「育児・介護休業法」の改正（平成22年6月施行）
- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（平成19年12月策定、平成22年6月改定）
- 「（国）第3次男女共同参画基本計画」の策定（平成22年12月）
- 「三重県男女共同参画推進条例」の制定（平成13年1月施行）
- 「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」の改定（平成23年3月）
- 「第2次三重県男女共同参画基本計画」の策定（平成23年3月）
- 「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」の策定（平成24年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国、経済界・労働界・地方公共団体の代表等で構成された「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。これにより、多様性を尊重しながら、仕事と生活が好循環を生む社会をめざした取組が行われています。
- 国は、社会のあらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度にすることを目標に取組を行ってきましたが、その進捗は十分でなく国際的にも低水準にあることから、平成20年4月に「女性の参画加速プログラム」が策定され、トップ層への働きかけ等、女性の参画促進のための基盤整備を行うとともに、参画が進んでいない分野に焦点を当て、地方公共団体や民間団体等と協働して戦略的に取り組んでいます。
- 国連の「女子差別撤廃委員会」から、平成21年8月に、女子差別撤廃条約にかかる日本の取組状況について最終見解が出され、政治的・公的活動への女性の参画を拡大するための取組の強化等が指摘されました。
これらを踏まえ国では、「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、平成22年12月に閣議決定されました。
- 「育児・介護休業法」が改正され、平成22年6月から、子育て期間中の労働者のための短時間勤務制度の設立が義務化されるとともに、父親も子育てができるよう、父母ともに育児休業を取得する際に、育児休業期間が2か月延長される（パパ・ママ育休プラス）等の制度支援が行われています。
- 内閣府では「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力(集中)相談事業」として、長引く避難生活や原子力発電所の事故に伴う不安や悩み、配偶者か

らの暴力（DV）などの相談を受けるため、岩手県、宮城県、福島県と共に電話による相談窓口を開設しました。

【三重県の状況】（平成23年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）女性の地位向上と政策決定の場への参画促進

- ① 「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、県の附属機関等の男女の委員構成が均衡のとれたものとなるよう働きかけました。

今後も、総合的な女性の人材発掘に努めるとともに、女性委員のいない附属機関等について、その解消を図る必要があります。〔県審議会等への女性委員の登用促進／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ② 緊急雇用創出事業を活用し、朝日町ほか4町を対象に基本計画等策定を促進するための資料に関する調査を実施しました。また、これらの町を訪問し、基本計画の策定を働きかけました。〔関連取組（男女共同参画連絡調整事業）／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

（2）男女の固定的な役割分担意識を是正する継続的な教育・啓発活動の推進

- ① 県男女共同参画センター「フレンテみえ」において、男女がともに自分らしく生きていくうえでのさまざまな悩みについて、女性のための総合相談（電話相談、面接相談、法律相談、健康相談）や男性のための電話相談などの相談事業を実施しました。

今後も、関係機関と連携を密にしながら、相談者の支援のため、さらに相談事業を充実させていく必要があります。〔男女共同参画センター事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

- ② 広く男女共同参画に関する知識と意識の普及を図るため、携帯電話などを活用し男女共同参画に関する情報を発信し、男女共同参画に関する理解と意識の普及を図る事業を実施しました。〔関連取組（ITを活用した男女共同参画普及促進事業）／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

（3）男女がともに多様な生活や働き方を実現できる環境づくり

- ① 女性の能力活用、仕事と家庭の両立支援、次世代育成支援などに積極的に取り組む県内企業等45法人を「男女がいきいきと働いている企業」として認証し、さらに認証された企業等の中から、特に意欲的な取組を行っている3法人を表彰し、その取組を紹介しました。また、関係機関と連携してセミナーを行い、特に中小企業の事業主への啓発を行いました。

今後、認証制度への登録企業等を拡大するため、さらに効果的な制度の啓発を行い、より多くの事業主等の取組の推進を支援する必要があります。〔働きやすい職場づくり事業／雇用経済部雇用対策課〕

- ② 昼間保護者のいない主に小学校低学年児童を対象に、「放課後児童クラ

ブ」を設置・運営する市町に対し助成を行いました。

また、放課後や週末等に小学校内外の施設を活用し、地域住民の参画を得て、子どもたちとの交流活動の場を提供する「放課後子ども教室推進事業」を実施する市町に対して助成を行いました。今後も一層、両事業の連携を進め、一体的な実施を推進することで、女性の社会参加の推進に努めています。〔放課後児童対策事業費補助金・放課後子ども教室推進事業費／健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課〕

(4) 女性に対するあらゆる暴力から女性の人権を守っていくための環境づくり

① 「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて松阪市と協働し、「女性に対する暴力防止セミナー」を開催しました。また、三重県男女共同参画センターでは、DVや性別に基づく様々な困難を乗り越えられるよう、自己肯定感を養い、自分らしく生きる視点を養う「自己尊重・自己主張トレーニング」を開催しました。

DVをはじめとする女性に対する暴力の防止に向けた周知・啓発に努めるとともに、無関心層に対する取組を引き続き強化していく必要があります。〔女性に対する暴力防止総合推進事業／環境生活部男女共同参画・NPO課〕

② 女性相談所一時保護所等において、DV被害にあった母子の一時保護を行いました。また、昼間に仕事等で相談できない人のための夜間の電話相談や心的外傷を有する被害女性に対して、心理相談や心理療法等を行い、心のケアに努めました。一時保護を行う女性には児童等を同伴するケースが多いため、児童指導員がDVを目撃した児童のケアなど、児童の生活支援を行いました。特に乳幼児を同伴して保護された被害者の場合は、母親が子育てに自信を失い、同伴する子どもが心理的に不安定な状態にあること多いため、児童指導員による子育て指導、子ども支援を引き続き行う必要があります。〔女性相談事業／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しそ中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

平成22年度から「男女がいきいきと働いている企業」認証制度が開始され、平成23年度は県内企業等45社が認証されました。なお、本年度新たに申請された認定企業の中から、平成23年度の「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰に「株式会社丸八土建」、「株式会社三重銀行」、「株式会社明和プラテック」が選ばれました。

株式会社丸八土建は、女性社員による事業部を発足して新規事業を展

開したり、子育てや介護を行っている社員が働きやすい職場をめざして法定を上回る休暇などの就業制度を定めています。

株式会社三重銀行は、これまで女性が少なかった部門や管理職への登用を積極的に進めています。また、仕事と家庭の両立のため、育児休業や短時間勤務などを充実しています。

株式会社明和プラテックは、女性社員の資格取得を積極的に進め、技術部署の管理職にも女性を登用するとともに、すべての部署に女性を配属しています。また、セクシュアルハラスメント防止の啓発や育児休業を取得しやすい制度の導入など働きやすい環境づくりを行っています。

○ [N P O・団体等]

(事例 1) DV被害者支援や被害者も加害者も作らない社会づくりを目指して、DVに関する相談事業、講演や研修会、情報発信を行っている団体があります。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 県内 14 市の男女共同参画担当者で構成される「CITYネット男女共同参画 in みえ」において、業務に関する課題や問題点について、情報交換や意見交換が行われています。
- 県内市町において、平成 23 年度中に男女共同参画に関する計画等が以下のとおり新たに策定（改定）されました。

亀山市 平成 24 年 3 月「亀山市男女共同参画基本計画 2012」策定

熊野市 平成 24 年 3 月「熊野市男女共同参画ステッププラン（第 2 次）」策定

朝日町 平成 24 年 3 月「かがやくあさひ男女共同参画基本計画」策定

大台町 平成 24 年 3 月「大台町男女共同参画基本計画」策定

玉城町 平成 24 年 3 月「玉城町男女共同参画計画」策定

■ 今後の取組方向（平成 24 年度以降の取組方向）

- 第 2 次三重県男女共同参画基本計画の着実な推進をはかるため、平成 24 年 3 月に策定した第一期実施計画に基づき、取組を一層推進していきます。
- 女性の地位向上と政策決定の場への参画促進のため、県及び市町における審議会等への女性登用促進を働きかけるとともに、女性のエンパワーメント（注）を促進する各種取組を進めます。
- 男女の固定的な役割分担意識の是正や男女がともに多様な生活や働き方を実現できる環境づくりのため、引き続き啓発活動に取り組むとともに、県民や N P O 、市町等と連携・協働しながら、地域における男女共同参画推進のための取組を進めます。また、地域における子育て家庭等に対する相談、情報提供、子育てサークル等の育成活動等を支援しながら、地域で子育てを支援する基盤づくりを進めます。
- 「三重県 DV 防止及び被害者保護・支援基本計画（改定版）」に基づき、関係機関や団体等とのネットワークを広げながら、DV 防止の啓発と情報提供や被害者に対する相談・保護・自立支援等の取組を推進します。

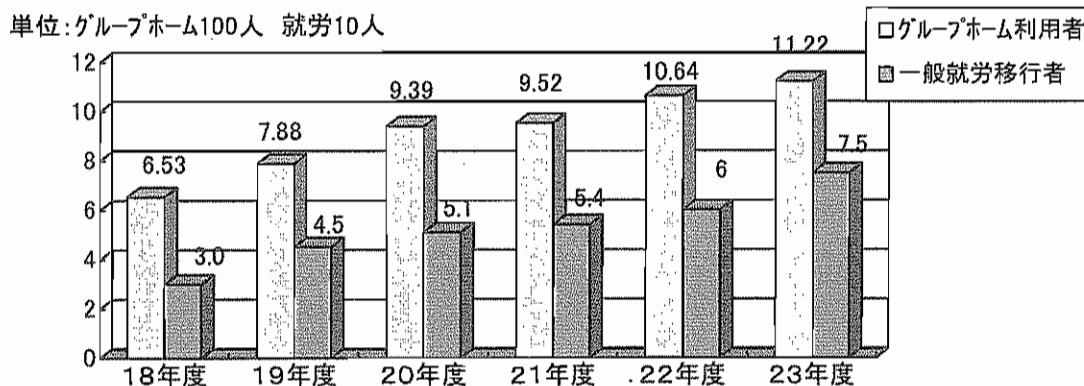
注) エンパワメント

力をつけること。政策・方針決定の場に参画できる能力などを身につけること。また、それによって個人が力を持った存在になること。

障がい者

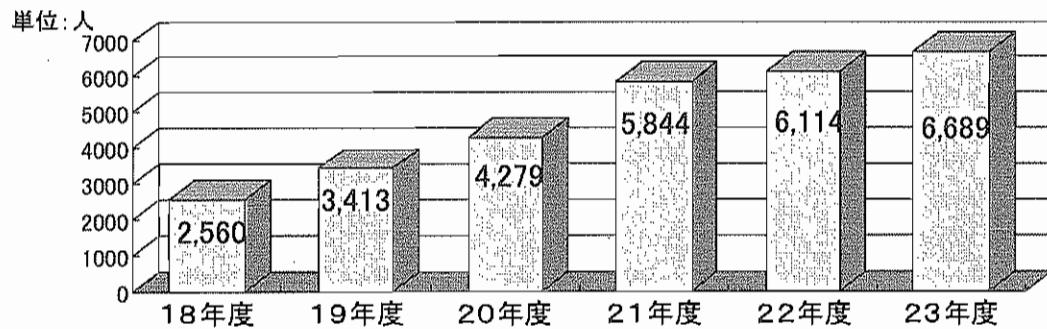
■ データからみた状況

【関連データ1】グループホーム等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数



資料：三重県調べ（健康福祉部障がい福祉課）

【関連データ2】障がい者総合相談支援センター登録者数



資料：三重県調べ（健康福祉部障がい福祉課）

データに関するコメント

【関連データ1】障がい者の地域生活支援は障がい者福祉施策の中心であり、グループホーム等の整備及び一般就労移行支援が重要です。グループホーム等で地域生活をしている障がい者数、一般就労へ移行した障がい者数とも、年々増加していますが、これらの取組は、みえ障害者福祉プランの整備目標に基づき、計画的に進められています。

【関連データ2】県では、「障がい者総合相談支援センター」を障害保健福祉圏域毎に設置するとともに、県内全域では、自閉症・発達障害支援センター等の運営委託を行っており、平成23年度には6,689人の登録がありました。

【関係法令等の動き】

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の制定（平成18年12月施行）
- 「身体障害者補助犬法」の改正〔各都道府県等の相談窓口設置の義務化（平成20年4月施行）、一定規模以上の民間企業での従業員使用の受入義務化（平成20年10月施行）〕
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正〔中小企業における障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等（平成21年4月から順次施行）〕
- 「障害者虐待防止法」の制定（平成23年6月）
- 「障害者基本法」の改正（平成23年7月：平成24年4月一部施行）
- 「障害者自立支援法」の改正（平成24年6月）
「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に名称変更
- 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の改正（平成19年4月施行）
- 「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定（平成23年3月）
- 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」の策定（平成24年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 2006（平成18）年12月に「障害のある人の権利に関する条約」が国連総会において採択され、2008（平成20）年5月に発効となりました。
- 障がい者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障がい者制度の集中的な改革を行うため、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進本部」において、平成23年8月30日に「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」がまとめられ、この骨格提言を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成24年6月に成立しました。これにより、障害者自立支援法が改正されることとなり、平成25年4月（一部は平成26年4月）に施行される予定です。また、その間、権利条約批准に向け、平成23年6月に「障害者虐待防止法」（平成24年10月施行予定）が成立、同年7月には「障害者基本法」が改正されています。
- 厚生労働省では、在宅の障害児・者等の生活実態とニーズを把握することを目的に「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を平成23年12月1日を調査日として実施しました。
- 熊本県では、「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が平成23年7月に制定され、平成24年4月から施行されました。

- 八王子市では、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」が平成23年12月に制定され、平成24年4月から施行されました。

【三重県の状況】(平成23年度の取組状況)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 障がいに関する理解を深めるための啓発活動の推進

- ① 「障害者週間（12月3日～9日）」の広報活動として、小・中・高校生の体験作文やポスターを募集しました。また、12月に「障がい者フォーラム」を開催しました。これらの事業の実施により、障がい者が地域生活をおくる上で必要な支援について、普及・啓発を図っていきます。
〔「障害者週間」啓発広報事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ② 保健所において地域住民や精神障がい者に関わる人々に、正しい知識の普及を目的とした研修会を開催するとともに、精神保健福祉相談を実施しました。また、三重県精神保健福祉協議会など関係団体が行う講演会等について後援を行いました。これからも保健所の活動や関係団体への支援を通じて普及・啓発を図っていきます。
〔精神障がい者保健福祉相談指導事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ③ 特別支援学校が地域におけるセンター的機能を発揮できるよう、公開研修会、教育相談等に積極的に取り組みました。今後もそのニーズは増えることが予想されることから、特別支援学校の教育活動の充実と教職員の専門性向上に向けて支援する必要があります。
〔関連取組（特別支援教育総合推進事業）／教育委員会特別支援教育課〕

(2) 地域社会での自立・生活支援の促進と環境づくり

- ① 障がい者の自立した生活の場の確保のため、グループホーム・ケアホーム（注）の整備を図るとともに、低所得の利用者に対して家賃の補助を行いました。障がいのある人の地域移行を促進するとともに、グループホーム・ケアホームを計画的に整備することにより、地域の重要な資源として積極的にその活用を図ります。
〔障がい者居住支援事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ② 障がい者が地域で安心した生活を送ることができるよう、各障害保健福祉圏域に身体・知的・精神障がいを対象とした総合相談支援センターを設置しました。加えて、専門性の高い相談支援事業として、自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいに関する相談事業を行っています。また、ピアカウンセラー・ピアソーター（注）の養成を行いました。
〔障がい者総合相談支援事業／健康福祉部障がい福祉課〕
- ③ 一般就労した障がい者をアフターフォローする就労サポート事業、知的障がい者、精神障がい者の県庁舎での職場実習などを行いました。
- 今後は、これらの事業に加えて、工賃アップのための共同受注窓口の

運営を行うとともに、先進的な取組である社会的事業所の検討を行いました。〔障がい者就労支援事業／健康福祉部障がい福祉課〕

- ④ 障がい者等の移動の円滑化を図るため、県内の駅のバリアフリー化について、国、関係市、鉄道事業者と協議、調整を行いました。〔交通施設バリアフリー化事業／健康福祉部健康福祉総務課〕
- ⑤ 障がい者の雇用の促進と職場定着を図るため、障がい者雇用アドバイザーにより、県内事業所に対して啓発や支援制度についての助言、求人情報の収集を行うとともに事業所等への就労を支援する人材の派遣等を行いました。

県内事業所における障がい者の実雇用率は、前年から 0.01 ポイント上昇し 1.51%となりましたが全国平均 1.65%を大きく下回っており、関係機関との連携のもと、障がい者雇用の促進を一層図っていく必要があります。〔障がい者の雇用促進／雇用経済部雇用対策課〕

- ⑥ 障がい者の社会参加促進に関する各種事業に取り組む中で、手話通訳者等の養成、障がい別の生活訓練、情報支援、各種障がい者スポーツ教室を行いました。

障がい者の社会参加を促進するには、地域活動の担い手である手話通訳者や要約筆記奉仕員などのさらなる人材育成や技術向上が必要です。

〔障がい者社会参加促進事業／健康福祉部障がい福祉課〕

- ⑦ 障がい者の職業訓練機会の拡大と雇用・就労を支援するため、企業や社会福祉法人などの多様な委託先を活用し、障がい者一人ひとりに応じた職業訓練を行いました。また、特別支援学級・学校などに在籍する生徒の卒業後の職業選択がスムーズに行われるよう、事業所での職場実習に対して支援しました。

今後とも一層公共職業安定所や教育委員会と連携を図り、県内の事業所、学校等への事業周知を行うことが必要です。〔障がい者委託訓練・障がい生徒職域開発促進事業／雇用経済部雇用対策課〕

(3) 精神保健福祉の推進

- ① 精神疾患の急性発症等に対応するため、精神科救急医療システムを整備するとともに、疾病の重篤化を軽減するよう 24 時間電話相談を開設して、相談・助言により適切な医療が受けられるよう支援を行いました。

これからも精神障がい者や家族等が、24 時間電話相談を十分に活用できるよう一層周知する必要があります。〔精神科救急医療システム運用事業／健康福祉部障がい福祉課〕

- ② 入院中の精神障がい者の人権に配慮し、その適正な医療及び保護を確保するための審査を行いました。

入院の妥当性について、引き続き厳格・迅速な対応が求められています。〔精神医療審査会／健康福祉部障がい福祉課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出し
その中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

（事例1）視覚障害者用 ATM、SP コード読取機、筆談機やコミュニケーションボードの設置など、身体の不自由な方や高齢者が安心して利用できる店舗づくりに取り組んでいる企業があります。

（事例2）店舗内、店舗周りに段差をなくしたり、ローカウンターにするなど、施設のバリアフリー化を進めている企業があります。

（事例3）障がい者雇用の OJT に、同じ障がいを持つ職員を指導員としている企業があります。

（事例4）事業所のバリアフリー化や、障がい者職業生活相談員を配置し、障がいのある従業員との対話や、担当責任者等からの相談を通して各事業者のサポートを行い、安定した障がい者雇用を図っている企業があります。

○ [NPO・団体等]

（事例1）四日市市ではユニバーサルデザインアドバイザー設立団体を中心となって、「買い物弱者対策を考える会」を設立し、お買い物のサポートを実施している団体があります。

（事例2）居場所の提供やスポーツ、文化活動の支援、相談支援、ピアカウンセラーの養成など精神障がい者の活動支援を行っている団体があります。

（事例3）地域において、障がいのある人もない人もともに生き、働くことを具現化するため、マーケティングを学ぶ地元の商業高校生と連携してオリジナル商品の開発を行い、インターネットでの販売を試みるというコラボレーションを企画している NPO があります。

（事例4）東日本大震災での障がい者をはじめとする災害弱者の現状を受けて、大災害時にみんなが確実に避難できる体制づくりの確立に向けて「災害時における障がい者への合理的配慮・支援の確立に向けた提言」を取りまとめ、県や市町の防災対策に寄与していきたいと取り組んでいる団体があります。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 桑名市では、市民への障がい者福祉の啓発と障がい者の社会参加を目的に、障害者週間イベント事業として、「みんなのつどい」を開催しています。

○ 鈴鹿市では、“障がいのあるなしにかかわらず、だれもが自分らしく輝くことのできるぬくたい（温かい）町を作ろう”と、地域の学校などの関係団体と保護者や地域の方々が集い、障がい者差別をなくす強調週間実行委員会を組織し、「ぬくたいフェスタ」を毎年開催していま

す。

- 名張市では、郵便局と「市民生活に係る情報提供に関する協定書」を結び、障がい者等の異変を見かけた場合は情報を郵便局から提供してもらう協定を結んでいます。

■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

- 障がいに関する理解や障がい者の人権について、「障害者週間」での広報活動や県政だよりへの掲載など、機会を捉えて啓発広報を行います。
- 特別支援学校においては、特別支援教育に関する専門性を發揮し、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うなど、センター的機能や卒業後の就労・自立の実現に向けたキャリア教育の充実を図ります。
- 地域社会での自立・生活支援の促進に向けて、障がいのある人が地域で自立した生活をおくることができるよう、広域的・専門的な相談体制の整備を行うとともに、就労に向けた支援を行います。

また、障がい者の日中生活の確保及びグループホーム、ケアホーム等居住の場の確保を支援します。

- 障がい者の雇用モデルを通じて障がい者の就労と職場定着の支援を行うとともに、障がい者の雇用に特別に配慮した特例子会社（注）の設立支援や、障がい者雇用アドバイザー等による普及啓発、職場定着を進めるための人材の職場への派遣などにより、障がい者雇用の取組をより一層促進します。

また、障がい者の就労支援として、多様な職業訓練を実施します。

- 精神保健福祉の推進に向けて、精神疾患の急性発症等に対応するため精神科救急医療システムを整備するとともに、24時間電話相談により、疾病の重篤化を軽減するよう相談・助言を行い、適切な医療が受けられるよう支援を行います。

- 障害者虐待防止法が平成24年10月1日に施行されることから、法律の円滑な施行に向けて市町をはじめ、関係機関、関係団体等に対し法律における障がい者虐待の通報義務等の周知を図るとともに、虐待の通報窓口や相談等を行う市町障害者虐待防止センター、県障害者権利擁護センターとしての機能を果たす体制の整備を図ります。

注）グループホーム・ケアホーム

障がい者が地域生活への移行や家族からの自立を促進するため、少人数で生活する住居。

注）ピアカウンセラー・ピアサポートー

同じ課題や不安などを共有している当事者自身が、カウンセラーとなって相談支援活動を行う「ピアカウンセリング」における相談者や支援者のこと。

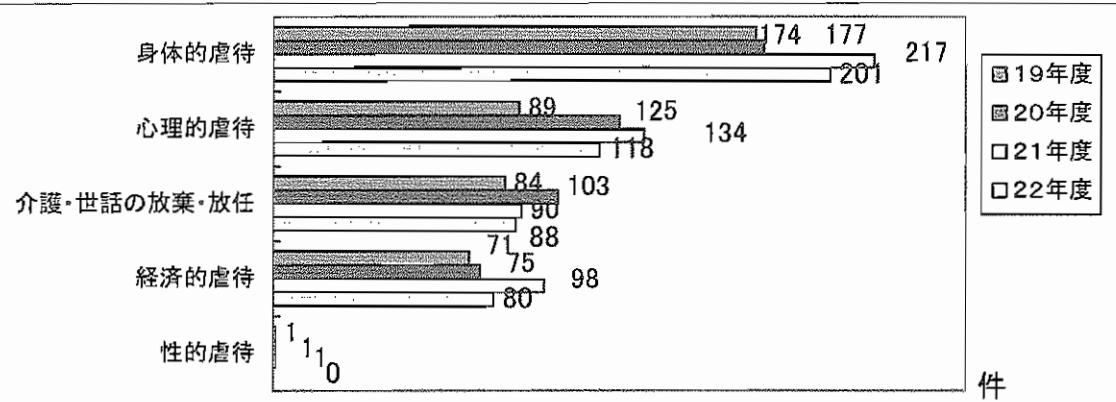
注）特例子会社

障がい者の雇用促進を目的とした「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度（子会社が雇用する労働者をその親事業主が雇用する労働者とみなすことができる特例制度）により、特別に認定を受けた子会社のこと。

高齢者

■ データからみた状況

【関連データ1】高齢者虐待の事実確認状況

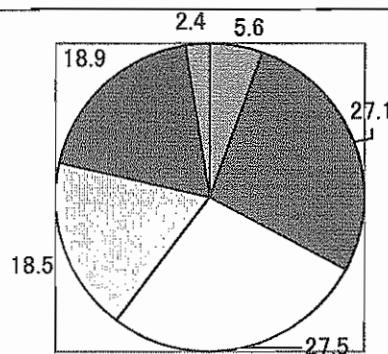


(複数種類の虐待を重複して受けている場合は、重複して計上しています。)

資料：三重県調べ（健康福祉部長寿介護課）

【関連データ2】福祉サービスの利用に関する実感

(必要な福祉サービスが利用できているかどうかの実感について)



□感じる □どちらかといえば感じる □どちらかといえば感じない □感じない □わからない □不明

資料：みえ県民意識調査結果（H24年1月調査）

データに関するコメント

【関連データ1】県では、平成18年度から高齢者虐待の状況について、ホームページで公表しています。県内での平成22年度中の養護者による虐待に関する相談通報件数は592件ありましたが、このうち357件が虐待と判断されたものです。

【関連データ2】必要な福祉サービスが利用できているかどうかの実感については、「感じない」と「どちらかといえば感じない」を合計した「実感していない層」の割合が46.0%で、「感じる」と「どちらかといえば感じる」を合計した「実感している層」の割合（32.7%）より高くなっています。

【関係法令等の動き】

- 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年10月施行、最終改正：平成23年6月）
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成18年4月施行、最終改正：平成23年6月）
- 「介護従事者等の人材確保のための介護事業者の処遇改善に関する法律」の制定（平成20年5月施行）
- 「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の施行（平成24年4月）
- 「みえ高齢者元気・かがやきプランー改訂版ー（第5期三重県介護保険事業支援計画・第6次三重県高齢者福祉計画）」の策定（平成24年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国においては、平成18年度から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況に関する調査を実施しています。この調査結果等を踏まえ、地方公共団体をはじめとして、介護サービス事業者、関係団体、関係機関、地域住民等が高齢者虐待に関する正しい知識と理解の下に、高齢者虐待を発生させない体制整備への取組を促しています。
- 厚生労働省においては、“介護について理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及び介護家族を支援するとともに、利用者、家族、介護従事者、それらを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、高齢者や障がい者等に対する介護に関し、国民への啓発を重点的に実施するための日”として、「11月11日」を「介護の日」と決めました。
- 厚生労働省の労働政策審議会は、定年退職後の希望者全員の65歳までの安定した雇用を確保するため、継続雇用制度の対象となる高年齢者を限定する仕組みの廃止などを定めた「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」について「おおむね妥当と認める」と答申しました。これを受けた厚生労働省では平成24年の通常国会に改正法案を提出しました。
- 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成24年4月施行されました。
- 内閣府においては、高齢社会対策の総合的な推進に資するため、一般高齢者の意識に関する総合的な調査を行う「高齢者対策総合調査」を毎年計画的に実施しており、平成23年度は、高齢者の経済生活に関する意識調査等を実施しました。

【三重県の状況】(平成23年度の取組状況)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 健康で生きがいをもって生活できる社会環境の整備

- ① 学習活動、スポーツ、芸術、地域づくり活動を通じて高齢者が社会参加活動を行える場づくりを行いました。全国健康福祉祭くまもと大会への選手団の派遣や三重県シニアスポーツ交流大会などを開催しました。地域の福祉課題への対応に、高齢者の活力を活かしていくことが必要です。[明るい長寿社会づくり推進機構事業委託／健康福祉部長寿介護課]
- ② 高齢者の生きがい対策、就業機会の確保のため、シルバー人材センター未設置の町に対して、シルバー人材センター連合会とともに、設置に向けた働きかけを行いました。シルバー人材センター未設置の町について、達成まで継続した支援が必要です。[シルバー人材センター促進事業／雇用経済部雇用対策課]

(2) 介護を必要とする高齢者に対するサービスの充実とその家庭への支援

- ① 介護保険制度におけるケアマネジメントを中心的に担う介護支援専門員の役割は重要であり、そのため、質の向上を図ることを目的に各種の研修を実施しました。

今後も増加が予想される医療依存度の高い利用者に対して、適切なケアマネジメントができるように、研修内容の検討を行い、より質の高い介護支援専門員の養成と資格の管理をしていく必要があります。[介護支援専門員資質向上事業／健康福祉部長寿介護課]

- ② 認知症の早期発見、専門医療機関への誘導等を行う「かかりつけ医」の研修や認知症高齢者ケアにかかる介護サービスの職員等の資質向上を図るために研修の実施、認知症の人への「応援者」である「認知症サポート」の養成や養成講座の講師役である「キャラバン・メイト」の養成、認知症の本人や家族の相談窓口（三重県認知症コールセンター）の設置を行いました。

また、認知症疾患医療センターを3箇所指定し、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上に取り組むとともに、若年性認知症のケアの質の向上を図るために研修の実施、若年性認知症ガイドブックの作成を行いました。[認知症対策研修・支援事業／健康福祉部長寿介護課]

(3) 高齢者的人権に配慮した社会環境の整備

- ① 要介護状態が重くなり、在宅でのくらしが困難になった場合など、入所が必要な高齢者の入所が円滑に進むよう、特別養護老人ホーム11施設（490床）、介護老人保健施設1箇所（100床）の整備に対し支援を行いました。

今後とも、施設サービスを必要とする高齢者が安心して暮らせるよう、引き続き市町と緊密な連携を図りながら施設整備を進める必要があります。[介護サービス基盤補助事業／健康福祉部長寿介護課]

② 高齢者虐待防止の相談窓口となる地域包括支援センター職員が専門的な支援が必要な場合に、地域ごとに、三重弁護士会、三重県社会福祉士会に相談できる「高齢者虐待防止チーム」を設置し、専門的な相談に応じるなど市町・地域包括支援センターの支援を行いました。

高齢者虐待防止の業務を行う市町や地域包括支援センターへの支援について、情報交換・研修事業などを実施していきます。〔地域包括ケア推進支援事業／健康福祉部長寿介護課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しそ中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [NPO・団体等]

（事例1）認知症の方の介護を行う当事者家族が悩みを抱え込まないように、交流会を開催したり、認知症の介護経験者による電話相談を行っている団体があります。

（事例2）高齢者の生きがいづくりや見守りを目的に「いきいき広場」や「はつらつ塾」を開催している団体があります。

○ [企業]

（事例1）ある新聞販売店や郵便事業者では、行政と連携し、配達の際、郵便物や新聞などが玄関などに放置されたままになっていないか、安否確認をすることで、高齢者が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。

（事例2）高齢者の再雇用を積極的に進めている企業があります。

（事例3）車椅子を使用する高齢者等に対する対応をスムーズに行うため、来客対応する従業員に介助セミナーを開催している企業があります。

（事例4）接客業務や企業のCSR（社会的貢献）の取組の一環として従業員を対象とした「認知症サポーター養成講座」を開催している企業があります。

（事例5）定年後も希望者全員を再雇用し、これまで培った技術や知識を生かすことで雇用者自身の自己実現や健康維持につながるとともに、企業の人材として有効に活用している企業があります。この企業は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の「70歳いきいき企業100選」の事例に選ばれています。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ 桑名市では、だれもが親しみやすく読みやすい啓発冊子として「高齢者的人権」をテーマとしたまんがを平成24年2月に発行しました。

○ 名張市では、郵便局と「市民生活に係る情報提供に関する協定書」を結び、高齢者等の異変を見かけた場合は情報を郵便局から提供してもらう

協定を結んでいます。

- 紀宝町が発行した、認知症を特集した広報誌が日本広報協会主催の全国広報コンクールの広報誌町村部門で全国2位になりました。

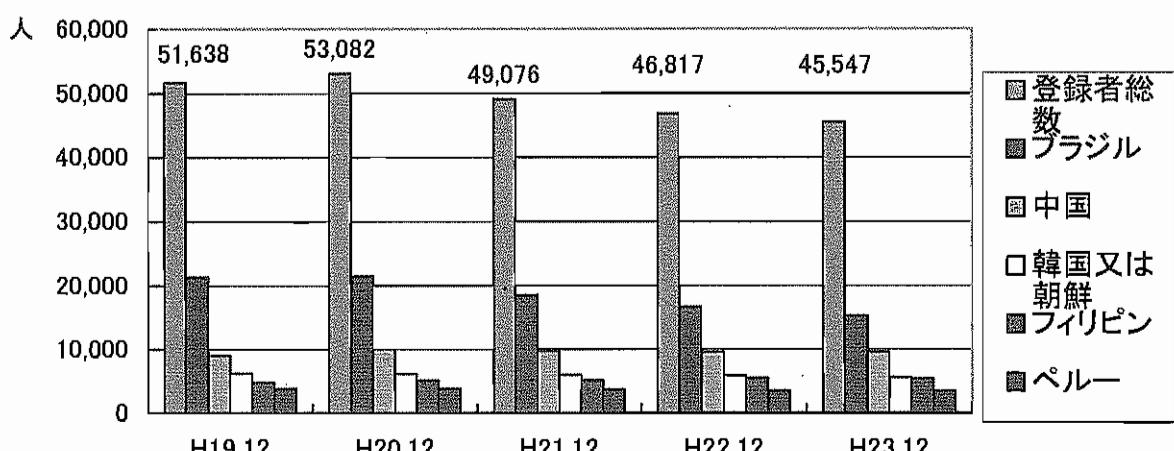
■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

- 高齢社会が進展していく中、介護や医療を必要とする状態となっても、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができ、人生の最期まで、個人として尊重される地域社会づくりを目指した取組を行います。
そのため、介護支援専門員等の介護サービス関係者が、介護サービスの利用者の視点に立った質の高いサービスを提供できるよう、また、医療ニーズに対応し、医療と介護の推進を実現できる人材を養成するため、研修を実施します。
- 今後、高齢者、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が急速に増加すると見込まれていることから、予防から医療・介護・見守り相談といった総合的な支援体制を一層強化するとともに、引き続き若年性認知症の人等への支援に取り組みます。
- 高齢者虐待に対応するため、市町の相談体制の充実や虐待に対する適切な対応を行えるよう、研修等を通じて支援します。
- 地域包括支援センターが地域ケア体制づくりの中核機関として、高齢者を様々な形で支援できるよう、職員を対象としたネットワーク形成力の向上や介護予防に関する研修を開催するとともに、個別具体的な課題を解決するための専門アドバイザーの派遣を行います。

外国人

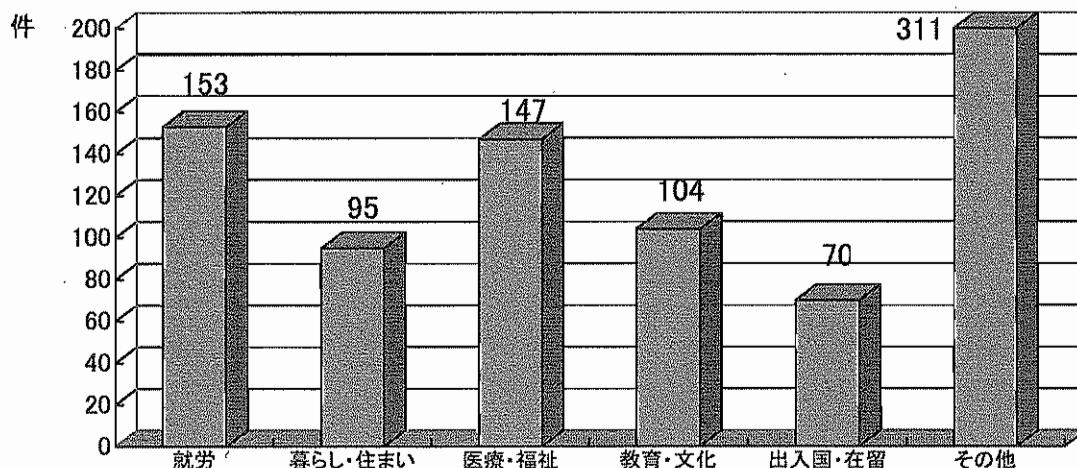
■ データからみた状況

【関連データ1】外国人登録者数の推移



資料:三重県多文化共生課調べ

【関連データ2】外国人相談件数（平成23年度）



資料:(公財)三重県国際交流財団調べ

データに関するコメント

【関連データ1】平成23年12月末現在の三重県の外国人登録者数は、45,547人（前年比△2.7%）で約1,300人減少となり、3年連続で減少しました。県内総人口に占める外国人の比率は、2.41%になりました（前年2.51%・全国第3位）。本県の外国人登録者数を国籍別にみると、ブラジルが15,232人で全体の33.4%を占め、以下中国、韓国又は朝鮮、フィリピン、ペルーと続いており、上位5カ国で86%を占めます。

【関連データ2】(公財)三重県国際交流財団に委託し、実施している多言語による生活相談の平成23年度の相談受付は880件でした。相談内容はあらゆる分野にわたっており、その中でも「就労」、「医療・福祉」、「教育・文化」に関する相談が半数近く、上位を占める結果となりました。

【関係法令等の動き】

- 「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正〔日系人の受入や研修制度など在留資格の拡大（平成2年6月施行）、外国人登録法の廃止と在留カードの発行（平成21年7月公布、平成24年7月施行）〕
- 「国籍法」の改正〔日本国籍の取得要件の緩和（平成21年1月施行）〕
- 「住民基本台帳法」の改正〔外国人住民基本台帳の設置（平成24年7月施行）〕
- 「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」の策定（平成20年1月）
- 「三重県国際化推進指針（第一次改訂）～多文化を共に生きる三重を目指して～」の策定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 国においては、平成18年12月25日に「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」をとりまとめ、各省庁において、緊密な連携・協力のもと効果的な施策の実施に取り組んでいます。また、内閣府においては、平成22年8月に、国としての体系的・総合的な方針として日系定住外国人施策推進会議において、「日系定住外国人施策に関する基本方針」を策定し、平成23年3月には、「日系外国人施策に関する行動計画」を取りまとめました。
- 東海地域3県1市では、経済を支える外国人労働者の適正雇用に関し、経済界、企業グループ全体で取り組んでいます。

また、定住化、永住化が進む外国人労働者が日本社会に適応し、地域住民と共に生できるような環境整備などに、多くの企業が取り組む契機とするため、経済団体の協力を得て、「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を全国に先駆けて、平成20年1月21日に策定し、各企業・事業者への周知と具体的な取組の促進を図っています。

- 改正入管法及び改正住民基本台帳法が、それぞれ平成21年7月15日に公布され、平成24年7月に外国人登録法が廃止されるとともに、外国人住民台帳制度が発足することとなりました。

【三重県の状況】（平成23年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

（1）多文化共生社会における相互理解のための教育・啓発の推進

- ① 就業など日本社会への適応のため、外国人住民の間で日本語習得のモチベーションやニーズが高まっています。そのため、日本語支援ボランティアの育成とともに、地域で活動する日本語教室の専門性を高めるた

めの研修を実施しました。

外国人住民が地域社会でその能力を発揮するためには日本語能力が必要とされることから、引き続き人材育成に取り組むことが必要です。また、育成した人材が活動する場を提供していくことも必要です。〔日本語支援ボランティア育成事業／環境生活部多文化共生課〕

② 外国人住民の人権尊重と多文化共生社会づくりに向けた地域社会の意識啓発のため、市、民間団体などとの協働により、「三重県多文化共生啓発事業実行委員会」を組織し、多文化共生の推進を図るイベントを実施しました。

また、多文化共生啓発員を配置し、県内で実施される国際交流イベント等で、パネル展示や啓発活動を実施しました。

今後も、県が推進役となって、多様な主体の連携・交流を図り、地域が主体的に取り組むための環境づくりを進めることができます。〔多文化共生啓発事業／環境生活部多文化共生課〕

(2) 外国人住民の社会生活における支援の充実

① 外国人住民が、日本人と同等のサービスを受けられるよう、多言語HP（ポルトガル語、スペイン語、英語）で、三重県で暮らす上で必要な行政・生活情報を提供しました。

今後は、災害時等の緊急情報に加え、外国人住民が地域社会へ参画するために必要な情報を映像等でわかりやすく提供していく必要があります。〔ふるさと雇用再生事業／環境生活部多文化共生課〕

② 三重県労働・生活相談室において、ポルトガル語、スペイン語通訳による相談に随時対応しました。外国人労働者に関する相談は年間で54件あり、うち外国人からの直接相談は31件でした。

今後、外国語（ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語）版「働くルールブック」を活用するなど、外国人向け相談の効果的な広報、周知に努めていく必要があります。〔ライフ・ワークサポート三重推進事業（ポルトガル語・スペイン語通訳による相談等）／雇用経済部雇用対策課〕

③ 子どもたちの進路等は保護者の影響が大きいことから、保護者の教育に対する意識啓発を行うため、保護者向けの「キャリアガイドDVDⅡ～深めよう絆確かな未来をつくるために～」を作成しました。

今後は、これまで作成した、日本での職業を案内する多言語ツール「外国人の子どもに向けたキャリアガイド」、県内で働く外国人や大学生を取材し、モデルケースを紹介する「キャリアガイドDVD～可能性は無限大！～とともに、学校現場での進路案内に活用できるよう、教育委員会と連携して普及していく必要があります。〔外国人住民総合サポート推進事業（キャリアガイド作成普及事業）／環境生活部多文化共生課〕

(3) 外国人の権利擁護と社会参画の促進

① 経済環境の悪化により失職した外国人労働者のため、就職のための日本語教室を実施するとともに、NPO等の多様な主体のネットワークと

ノウハウを活用し、就業に結びつける取組を行いました。また、外国語対応のアドバイザーを設置し、外国人住民に必要とされる情報ニーズの把握や各種制度の説明会の開催などを行いました。〔ふるさと雇用再生事業／環境生活部多文化共生課〕

- ② 外国人児童生徒が、日本の学校生活に適応し、日本語で学ぶ力を身につけ、自己実現が図られるよう、県内の7市において、「初期適応指導教室」を10カ所で開設し、日本語指導を行うとともに、進路ガイダンスを開催し、外国人児童生徒やその保護者に進路の情報を提供しました。また、教師用の「日本語指導の手引き」④一教科学習につながる教材と指導方法一を作成しました。

外国人児童生徒の在籍状況の広域化が進む中、多文化共生の視点に立った教育の充実を図り、外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけられるよう一層支援する必要があります。また、就学の案内や教育相談への対応等の就学支援や進路選択の支援等の充実を図る必要があります。

〔外国人児童生徒教育への支援事業／教育委員会小中学校教育課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しそ中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [企業]

（事例1）地元高校の外国人卒業生を正社員として雇用し、配属先や学校で学ぶために終業時間を配慮等している県内の企業が、東海3県1市の連携で実施した企業向けセミナーで、その取組を発表しました。

○ [NPO・団体等]

（事例1）（公財）三重県国際交流財団では、大規模災害時の広域ネットワークによる外国人住民支援のための、「災害時における外国人支援ネットワークに関する協定」を東海・北陸（7県3市）の地域国際化協会間で締結しました。

（事例2）ブラジルサンパウロ州で帰国児童のケアを行う「カエルプロジェクト」を主宰している心理科医師、臨床心理学士を招いて、日本とブラジルを行き来する子どもたちの将来を考えるセミナーを県内のブラジル人学校がNPO等関係団体と協力して開催しました。

（事例3）東日本大震災で被災した外国人を支援するため設置された「東北地方太平洋沖地震多言語支援センター」の活動に賛同し、協力するNPOがありました。

（事例4）外国人住民の多いある地域では、自治会や幼・保・小・中・子ども会、老人会、スポーツ少年団等と協力して、多文化共生をはじめとする地域の人権問題について、意見交流や懇談会、発表会などを行い、継続的に話し合う体制づくりを行っている団体があります。

○ [学校]

(事例 1) 国際交流イベント「国際交流フェスタ」を毎年開催している大学があります。2011 年のフェスタでは、当該大学生の国際交流活動に加えて、小学生や高校生、地域の交流活動団体等の取組の発表会が行われるとともに、留学生の歌や民族舞踊の披露やクイズ等を通じて参加者同士の交流が図られました。

また、当大学では、県内の小中高校や国際交流団体などに留学生が訪問し異文化を紹介する「グローバル・スタディ」を実施するなど地域社会における多文化共生社会実現に向けた取組を行っています。

(事例 2) さまざまな国籍の外国人生徒が、全体生徒数の 20% を超える、ある県立高校では、校内の「外国人生徒支援委員会」において、外国人生徒への学習支援や進路面での支援を行うとともに、県、市、市商工会議所、国際交流協会等の参加を得て、外国人生徒の日本での生活に資する基本的知識の習得、就職面での進路保障のための支援を行っています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- 外国人住民が集住する四日市市では、 笹川地区多文化共生推進会議を設置し、防災研修の実施、コーディネーターの配置、交流会の実施等モデル地域づくりに取り組んでいます。
- 伊賀市は、外国人住民の市政への参画を進めるため、「外国人住民協議会」を設置し、住民と行政、外国人住民と日本人住民の協働による共生社会づくりに取り組んでいます。
- 紀北町は、国際交流協会の事業として在住外国人を講師に迎えて、英会話や中国語会話の教室や料理教室を開催するなど相互理解を深める事業を行っています。
- ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市の行政及び国際交流協会により平成 13 年に設立された「外国人集住都市会議」では、外国人住民に係る施策や活動状況の情報交流や国、県及び関係機関への提言等を行っています。三重県でも、津市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市が加盟しています。

■ 今後の取組方向（平成 24 年度以降の取組方向）

- 外国人住民は、これまで支援が必要とされる立場とされていましたが、これからは、地域社会の一員として、その能力が十分に発揮できるよう環境を整備していく必要があり、さまざまな主体と連携して多文化共生社会づくりの実現をめざします。
- 言葉の壁や文化の違いから生じる課題を解決するため、コミュニケーション能力の向上をめざし、日本語指導ボランティアの育成による地域の日本語

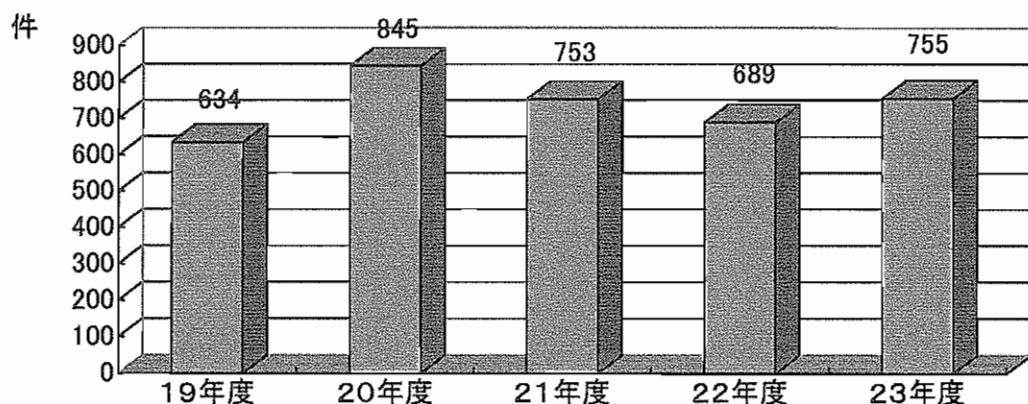
教室の活動支援、映像を活用した生活上必要な情報の多言語での提供等にNPO、経済団体、市町等と連携して取り組みます。

- 外国人住民が地域社会へ参画しやすい環境づくりのため、これまで構築したNPO、経済団体、市町等とのネットワークを拡充し、外国人児童生徒への教育支援、多言語での相談窓口の設置、医療・災害等のサポート体制の充実、多文化共生イベントによる啓発などに取り組みます。

患者等 (患者の権利、HIV感染者・エイズ患者、ハンセン病元患者、難病患者 等)

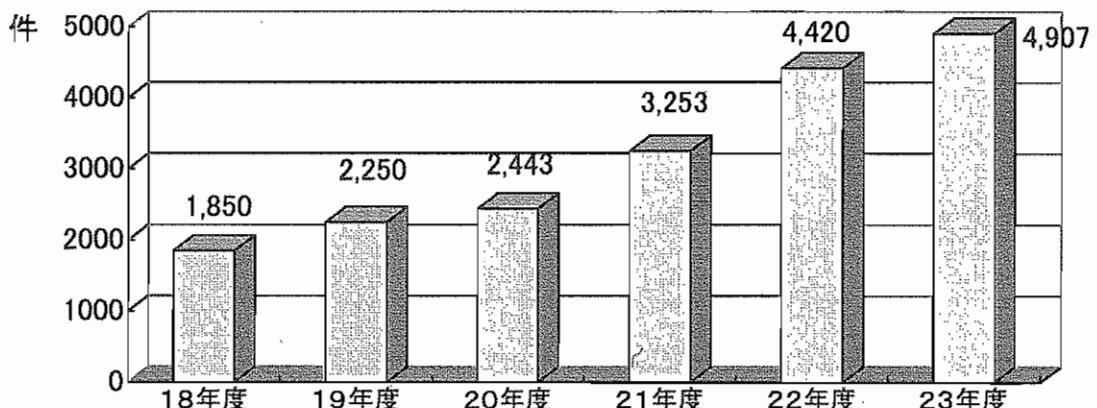
■ データからみた状況

【関連データ1】医療相談件数の推移



資料：三重県調べ（健康福祉部医療対策局医療企画課）

【関連データ2】難病相談支援センター相談件数の推移



資料：三重県難病相談支援センター調べ

データに関するコメント

【関連データ1】医療に関する県民からの相談に対応するため、医療相談の専門員を配置し、患者・家族と医療機関の信頼関係の構築を支援しています。県民の医療に対する関心の高さから、相談件数は、平成19年度以降、年間600件を超えていました。

【関連データ2】三重県難病相談支援センターでは、在宅難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安を解消するため、各種相談等を行っています。平成23年度は4,907件の相談が寄せられました。

【関係法令等の動き】

- 「らい予防法の廃止に関する法律」の制定（平成8年4月施行）
- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の制定（平成11年3月施行）
- 「がん対策基本法」の制定（平成19年4月施行）
- 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」の制定（平成21年4月施行）
- 「臓器の移植に関する法律」の改正（平成22年1月、7月施行）
- 「肝炎対策基本法」の制定（平成22年1月施行）
- 「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の策定（平成23年5月）
- 「がん対策推進基本計画」（平成19年6月策定、平成24年6月変更）
- 「三重県がん対策戦略プラン」（平成20年度～24年度）の改定（平成20年7月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 法務省の人権擁護機関では、エイズ患者及びHIV感染者に対する偏見をなくし、理解を深めるよう、平成11年度から「HIV感染者等に対する偏見をなくそう」を人権週間（12月4日～10日）の強調事項として掲げるとともに、年間を通じて全国各地で、講演会や座談会の開催、テレビ・ラジオ放送、新聞・雑誌等による広報、啓発冊子等の配布、各種イベントにおける啓発活動を行っています。
- 厚生労働省では、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき平成11年に作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成18年4月改正）により、患者等の人権を尊重し、総合的な対策を進めています。
- 国は、ハンセン病患者に対する長年の隔離政策についての誤りを認め、ハンセン病患者及び元患者の名誉回復と社会復帰のための施策を推進するため、「ハンセン病問題基本法」を平成21年4月に施行しました。ハンセン病に関する偏見や差別の解消に向けた啓発を行うとともに、ハンセン病元患者への被害補償や里帰り等福利の増進に取り組んでいます。
- 平成21年7月に「臓器の移植に関する法律」が改正され、遺族の承認による臓器提供や、15歳未満の脳死患者からの臓器提供が可能になりました。また、被虐待児からの臓器提供がされることのないよう、虐待が疑われた場合、移植医療従事者は必要な措置を講ずるものとしました。
- 超党派の国会議員でつくる尊厳死法制化を考える議員連盟は、終末期の医療の判定、患者の意思に基づく延命措置の不開始及びこれに係る免責等に関する必要な事項を定めた「終末期の医療における患者の意思の尊重に関する法律案（仮称）」を議員立法として法案提出を目指していますが、様々な立場

の方々から議論を呼んでいます。

【三重県の状況】(平成23年度の取組状況)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 患者本位の医療体制づくりの推進

- ① 平成23年11月、『医療安全 up-to-date』をテーマに、医療従事者等を対象とした研修会を開催しました。

医療相談窓口に寄せられた相談や苦情内容の傾向を整理し、患者の視点に立った医療の安全・安心に関する情報を関係機関に提供していく必要があります。[患者本位の医療の促進／健康福祉部医療対策局医療企画課]

- ② 「三重県がん相談支援センター」において、がん患者およびその家族の悩みや不安などの相談に対応するとともに、県内の各がん診療連携拠点病院や患者会等との連携を進めました。また、サポーター研修会を開催し、がん患者の支援体制の充実に努めました。

今後は、がん患者のみならず、広く県民に周知していくとともに、がん診療にかかる医療機関の情報等の提供体制を充実していきます。[がん療養生活向上事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課]

(2) 病気に対する正しい知識の普及・啓発活動の推進

- ① 世界エイズデー(12月1日)キャンペーンイベントとして、講演会、展示会、街頭キャンペーンを実施し、県民に対し正しい知識の普及・啓発を行い、エイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図りました。

今後も、効果的な普及啓発活動をしていくことが必要です。[エイズ対策事業／健康福祉部薬務感染症対策課]

- ② 「みえ人権フォーラム」でのパネル展等を通じてハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めました。

ハンセン病元患者に対する差別は依然として残っており、引き続き、ハンセン病の正しい知識の普及・啓発に努めていく必要があります。[ハンセン病に対する理解の促進／健康福祉部医療対策局医療企画課]

(3) 医療・生活支援体制の充実

- ① 「三重県医療安全支援センター」において、医療に関する相談等に応じるとともに、医療従事者を対象とした講演会を開催しました。県民の健康や医療に対する関心はますます大きくなっています。相談員には、より高い医療に関する知識や相談に応じる技術が求められています。

また、医療相談を受けて、医療機関への指導が必要な案件にも、迅速かつ的確に対応できるよう、地域機関との一層の連携が必要です。[医療安全支援事業／健康福祉部医療対策局医療企画課]

- ② 「三重県難病相談支援センター」において、在宅難病患者等の相談・

支援、地域活動の促進及び就労支援などを行い、難病患者及びその家族の療養上・日常生活の悩みや不安解消に努めました。

今後は、市町が難病対策の取組に理解を深めてもらうよう働きかけていく必要があります。〔難病在宅支援事業費（難病在宅ケア事業）／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しそ中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [NPO・団体等]

（事例1）ホームページに「性教育（HIV・性病）」に関する情報を提供して、社会啓発を行っている団体があります。また、当団体では県民を対象とした電話による医療相談も実施しています。

（事例2）「医療通訳ボランティア養成研修」を実施して、外国人患者の人権に配慮した医療通訳のノウハウについて研修を行っている団体があります。

（事例3）ハンセン病の元患者や識者等によって平成21年に設立された県内の団体が、平成23年12月にハンセン病回復者の絵や写真等を展示する作品展や、ハンセン病問題の真の解決を目的としたシンポジウムを開催しました。

（事例4）三重県難病相談センターでは、県内の18の疾患団体で構成されるNPO法人「三重難病連」と共催して、希少・難治性疾患を一般の人に広く知つてもらうためのイベント「レア・ディジーズ・デイ 2012 in Mie」を平成24年2月に開催し、パネル展示や交流会、インターネットによる東京会場との意見交換等を実施しました。

○ [医療機関]

（事例1）県内のがん診療連携拠点病院が主体となって、市民公開講座を開催するなどの取組が見られるほか、相談窓口等を設置するなどの取組が進んでいます。

（事例2）院内で発生した人権問題や患者からの意見を協議する委員会を設置し、職員への研修を実施している病院があります。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

○熊野市、御浜町、紀宝町で構成する一部事務組合の紀南病院と3市町が連携して研修を実施したり、ミニ人権大学の講義テーマに患者の人権を追加するなど患者の人権について啓発を進めています。

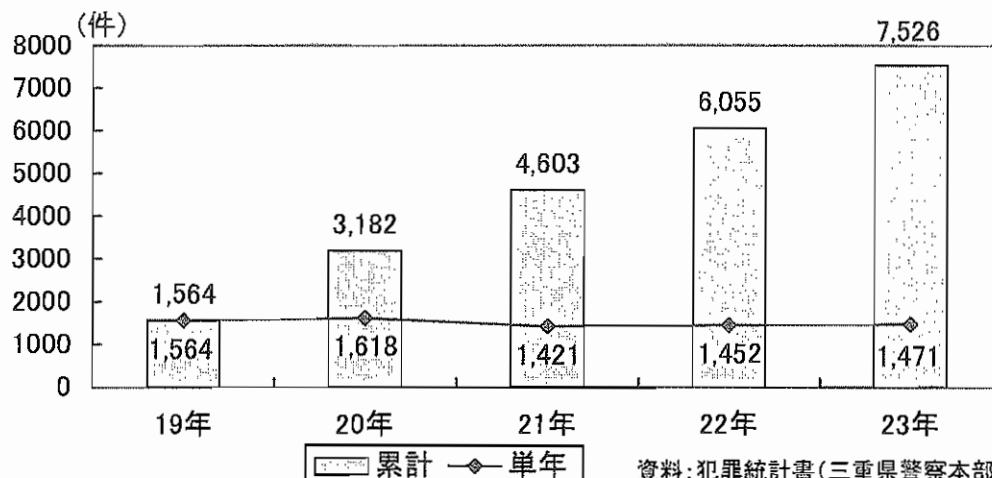
■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

- 関係機関との連携強化を図りながら、患者及びその家族の療養上の不安を解消するため、難病についての正しい知識の普及啓発を行っていきます。また、相談支援や情報提供を行い、患者の在宅療養生活を支援していきます。
- 医療安全に関しては、医療相談機能の充実を図るとともに、相談事例の分析を行い、医療相談に寄せられた情報から得られた患者ニーズを、医療機関にフィードバックしていきます。
- がん対策については、県内の拠点病院を中心として、がん医療水準の向上をめざします。また、患者の立場に立った医療を推進するために、さまざまな機会をとらえた啓発活動を実施します。
- ハンセン病に対する地域における偏見・差別を解消するため、病気に対する正しい知識の普及・啓発活動を引き続き推進します。
- エイズに対する関心が薄れていますが、昨年1年間に報告された患者・感染者数は依然高い水準にあります。今後も引き続き、エイズに関する予防啓発、相談・検査、医療体制を強化する取組を進めています。

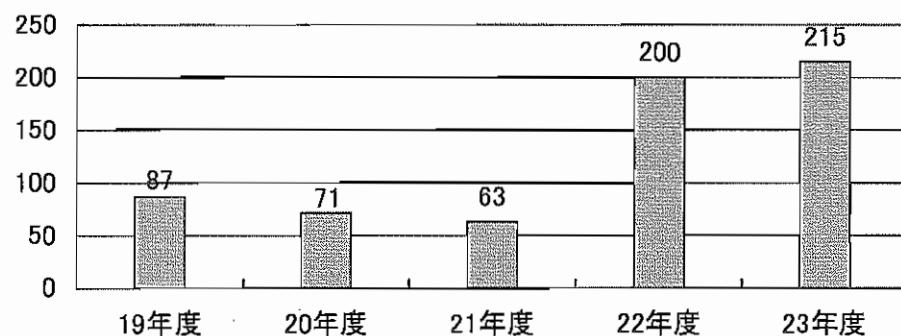
犯罪被害者等

■ データからみた状況

【関連データ1】県内の要支援犯罪件数



【関連データ2】公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの直接支援件数



資料:公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター調べ

データに関するコメント

【関連データ1】

犯罪の被害に遭った人が、受けた被害から回復するには長い年月を必要とすることから、支援が必要と思われる人の数は累計で考える必要があります。また、支援が必要な方は、被害者本人だけでなく家族や親族にも及ぶため、データ（要支援犯罪件数）より多い可能性があります。

【関連データ2】

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪被害者の相談や支援を行う民間団体として平成18年に設立され、平成19年4月、三重県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた後、平成21年10月、法人制度改革以後、県内初となる公益社団法人の認可を受けました。平成23年度の直接支援件数は、前年に比べ15件（7.5%）増加していますが、要支援犯罪件数を考慮すると、県内のニーズはさらに多くあるものと考えられます。

【関係法令等の動き】

- 「犯罪被害者等基本法」の制定（平成17年4月施行）
- 「犯罪被害者等基本計画」の閣議決定（平成17年12月）
- 「刑事訴訟法」の改正〔刑事裁判への被害者参加制度の創設（平成19年12月施行）〕
- 「民事訴訟法」の改正〔民事裁判への遮蔽措置・ビデオリンク等の導入（平成20年4月施行）〕
- 「更生保護法」及び関係法の改正〔少年事件における仮釈放の際に被害者の意見を聴取するなどの追加（平成20年6月施行）〕
- 「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」の改正〔法律の題名の改正・給付金の上限及び最低額の増額（平成20年7月施行）〕
※「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に題名を改正
- 「犯罪被害者等の支援に関する指針」の策定（平成20年10月）
- 「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」の改正〔公判記録の閲覧・謄写要件の緩和、損害賠償命令制度（平成20年12月施行）〕
- 「刑事訴訟法」の改正〔殺人罪など凶悪事件の公訴時効を廃止（平成22年4月施行）〕
- 「第2次犯罪被害者等基本計画」の閣議決定（平成23年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 平成17年4月の犯罪被害者等基本法の施行により、国においては、裁判制度や給付金の見直しなど、犯罪被害者等の権利や利益を保護するための制度改正が行われました。
また、刑事訴訟法の改正に伴い、刑事裁判への被害者参加制度が創設され、平成19年12月から施行されています。
- 各都道府県において、従来、警察が行ってきた犯罪被害者支援について、警察を中心に行政や民間団体など関係機関が連携して行うための枠組みづくりや県民への啓発などが行われています。

【三重県の状況】（平成23年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

- (1) 犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための総合的な施策の推進
 - ① 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに対して、財政的及び人的支援を行うとともに、事業についても積極的な支援を行いました。

今後、センターの周知が進むにつれ、相談や直接支援業務が多くなっていくことが予想されることから、被害者支援活動の中核としてセンターが活動できるように関係機関、地域社会との交流を進め、社会全体で犯罪被害者を支えていく環境をつくる必要があります。〔公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターへの支援事業／警察本部広聴広報課〕

- ② 事件・事故の被害者やその家族に対し、自助グループの紹介や活動内容の説明等を行いました。また、自助グループの会合等へ参加し、意見や要望を聞き、被害者支援の施策に取り組みました。

今後も、自助グループとの連携を図り、活動内容等を広報するとともに同じ境遇の方が話し合える環境を作っていく必要があります。〔自助グループ等民間団体への情報提供等／警察本部広聴広報課〕

- ③ 犯罪被害者等のニーズと行政サービスや警察の支援をスムーズにつなぐため、犯罪被害者等への支援に有効な県の施策をまとめた冊子「犯罪被害者等支援関連事業」の見直しを行い、県の各部局をはじめ市町・関係機関に配布しました。

各種制度等が年々変わっていくことから、今後も継続して関連施策を把握することが必要です。〔関連事業（安全安心まちづくり事業費）／環境生活部交通安全・消費生活課〕

（2）犯罪被害者等の人権問題について幅広い啓発活動の推進

- ① 県民への啓発活動として、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと警察、県・市町等が連携し、一行詩「い・の・ち」の募集や犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）において、「犯罪被害者支援キャラバン隊」による広報や「犯罪被害者支援を考える集い」を開催しました。

また、県内の中学校、高等学校の生徒及び教職員を対象に犯罪被害者遺族による講演などを行う「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者遺族による講話をを行うなど、犯罪被害者支援に対する理解と共感の増進に努めました。

犯罪被害者の心情等については、まだ十分に理解されていないことから、一層工夫した啓発活動を行い、被害者支援意識の高揚を図る必要があります。〔犯罪被害者支援及び相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕

- ② 犯罪被害者等がおかれている現状と支援の必要性及び支援体制を広く知ってもらうため、啓発用パンフレットを作成し、警察・市町及び関係機関を通じて配布しました。また、被害者等と接する機会の多い市町担当者等を対象に、内閣府主催の犯罪被害者等施策研修会を三重県で開催しました。今後とも、さまざまな観点から犯罪被害者等の人権に関し、県や市町担当者をはじめ職員の理解を深めることが必要です。〔関連事業（安全安心まちづくり事業費）／環境生活部交通安全・消費生活課〕

（3）犯罪被害者等に対する精神的ケアをはじめとする支援

- ① 公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターでは、被害者本人や遺

族、家族等からの総合相談窓口として、専門のスタッフを配置しているほか、臨床心理士等によるカウンセリングを行っています。

県では当センターに対して各種の支援を行い、センターの相談・支援機能の充実を図っています。〔犯罪被害者支援及び相談業務の充実／警察本部広聴広報課〕

② 福祉、教育、警察の三者が連携し、関係機関からの相談についてコーディネートできる体制を整えています。児童虐待等に対応していくため、引き続き、多様な機関による連携が必要です。〔みえ少年総合相談／健康福祉部子ども・家庭局子育て支援課、教育委員会生徒指導課、警察本部少年課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しそ中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【NPO・団体等】

（事例1）公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪被害者支援チャリティコンサートなどの啓発事業を実施するなど、犯罪被害者支援の中心的な役割を担っています。また、支援の中心となるボランティア支援員に対しては、「ボランティア支援員の養成講座」及び「同継続研修会」を開催し、相談機能の充実に努めています。

（事例2）県内の6大学が連携して、理不尽に命を奪われた人々やその家族の人権を訴え、生命の尊さを伝える「生命のメッセージ展 in みえ」を川越町で開催しました。

（事例3）年に1度、人権問題に対する理解と認識を深め、人権感覚と実践力を培うための意見交換・実践交流の場として、研究大会を開いている団体があります。平成23年度は、全体会において、性犯罪の被害者本人による講演があり、700人を超える参加者がありました。

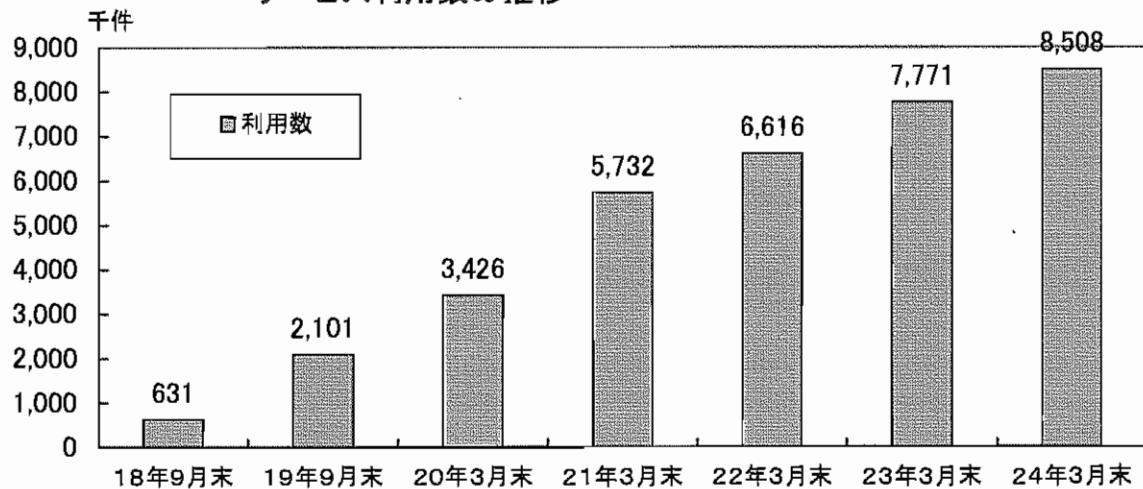
■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

- 地域で孤立し悩んでいる犯罪被害者を支援するため、拠点施設である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいて、さまざまな制度や支援策について情報提供を行います。
- 地域において犯罪被害者が偏見などの被害を受けず、身近な方が被害者を支援する社会となるには、地域の住民が犯罪被害者の心情等を理解することが重要なことから、さらに効果的な啓発手法の検討を行っていきます。

インターネットによる人権侵害

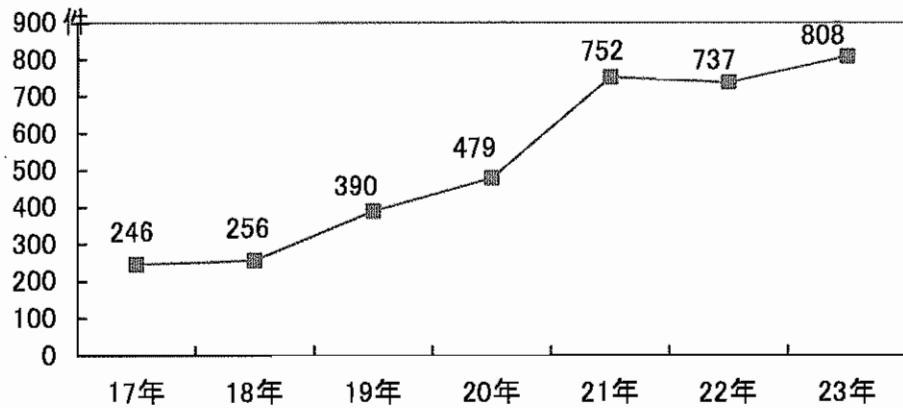
■ データからみた状況

【関連データ1】携帯電話・PHS事業者各社のフィルタリングサービス利用数の推移



資料:電気通信事業者協会公表資料

【関連データ2】インターネットによる人権侵犯事件（プライバシー）法務局人権侵犯事件の受理件数（総数）



資料:人権侵犯事件の受理及び処理件数」法務省

データに関するコメント

【関連データ1】有害情報への取組として、有害サイトアクセス制限サービス（フィルタリングサービス）の利用状況が社団法人電気通信事業者協会から公表されています。18年9月末の利用数に比べて、24年3月末の利用数は1.3倍以上になっています。

【関連データ2】インターネットによるプライバシーに関する人権侵犯事件は、全国的に増加しており、平成23年は最も多くなっています。

【関係法令等の動き】

- 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」の制定（平成14年5月施行）
- 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の改定（平成20年6月）
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の制定（平成21年4月施行）
- プロバイダ責任制限法「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」の改定（平成16年10月）
- プロバイダ責任制限法「発信者情報開示関係ガイドライン」の策定（平成19年2月）
- 「ホットライン運用ガイドライン」の改定（平成20年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 総務省では、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の成立・施行後の青少年のインターネット利用をとりまく状況を分析し、各関係者によるこれまでの取組を検証した上で、更なる取組の在り方を検討し、平成23年2月に「中間報告書」が取りまとめられました。
- 法務省は、インターネット上の人権侵害事案に対しプロバイダ責任制限法「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」に法務省の人権擁護機関による対応指針が盛り込まれたことも踏まえ、削除要請などの対応を行っています。
- 都府県・政令市で構成する「全国人権同和行政促進協議会」において、同和問題に関する差別表現に係る削除依頼の判断基準の検討を踏まえ、平成19年度より全国的な差別表現の掲載のあったプロバイダ・インターネットサイト等への削除依頼が行われました。
- 携帯電話・PHS事業者が加盟する（社）電気通信事業者協会は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」への対応として、「安全に安心して携帯電話を利用できるサービスの普及促進」と「携帯電話を使う際のマナーやトラブルへの対処方法の啓発」を取り組むため、「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」を平成22年4月に策定しました。

【三重県の状況】（平成23年度の取組状況）

1. 県の主な取組状況

（※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。）

(1) インターネット上での差別事象・人権侵害の状況把握と対応のための体制づくり

① インターネット掲示板上の差別的な書き込みについて、県内の同和問題に関するものを中心に関わるモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めました。また、人権侵害に関わる書き込みを発見した場合は、県内に関わる事象は津地方法務局、他府県に渡るものは全国人権同和行政促進協議会へ通報し、削除に向けた取組を進めています。

「ネットモニター・ポランティア養成講座」を開催し、ネットモラルやメディア・リテラシーの啓発を行うとともに、ネットモニター等の活動を行うグループづくりのキーパーソンとしての役割を担う人材の養成に取り組みました。

インターネット上の差別的な書込み等については、さまざまな主体によりモニタリング活動や相談対応が行われてきましたが、依然として発生しています。そのため、地域においてモニタリング活動やネットモラルに関する教育等が展開されるよう支援していく必要があります。【インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター】

② 県教育委員会、県健康福祉部、県人権センターなどインターネット利用に関連する部局が連携して、インターネット対策ワーキング部会を開き、それぞれの取り組みについて情報共有を行いました。【関連取組（府内体制づくり）／健康福祉部、教育委員会、環境生活部 他】

(2) インターネット上での人権問題及び適正な利用に関する啓発と教育の推進

① 啓発パンフレット「正しく知って、楽しく使おうインターネット」等を活用した啓発。各種講座において、インターネットの適正な利用とメディアへの接し方等のテーマ設定等、教育・啓発・広報活動に取り組みました。

今後とも、インターネットや携帯サイトにおける人権侵害に対しては、メディア・リテラシー教育や啓発が重要となっています。【インターネット人権モニター事業・みえ地域相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター】

② 児童生徒のインターネットモラルを育成するために、教職員に対する情報提供等の支援を行いました。今後も、児童生徒が人権感覚とメディア・リテラシーを養い、インターネット等の適正な利用が行えるよう学習を深めていくことが重要となっています。【広報研究事業／教育委員会人権教育課】

③ 子どものインターネット、携帯電話等を介した事件や事故の未然防止を図るため、県民等を対象とした研修会や講演会を市町単位で開催しました。

また、地域でネット被害の未然防止に向けた学習会や研修会などの啓発活動を推進する人材の養成に取り組み、専門の研究者を講師に招請し、

市町の担当課職員等を対象に「ネット被害防止地域活動講師養成講座」を開催しました。〔子どものネット被害防止地域連携事業／健康福祉部子ども・家庭局子どもの育ち推進課〕

- ④ 公立の全小中学校、県立学校を対象として、サイトの現状把握や、ネットに依存する児童生徒の課題分析などを進めました。また、保護者による「ネット啓発チーム」を養成し、県内各地でネット啓発講座を開催するなど、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築に努めました。
- 〔ケータイ・ネット対策事業／教育委員会生徒指導課〕

2. 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しそとの事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

（1）民間の取組事例（取組事例の紹介）

○【企業】

（事例1）総務省等による啓発活動「e—ネットキャラバン」が全国で実施されていますが、県内でも複数の情報通信事業者等における啓発講師の派遣により、インターネットの安心安全利用を目的とした講習会を開催しており、保護者・学校関係者など多くの参加がありました。

（事例2）教育委員会が中心となって開催した、第2回ケータイ・ネット対策事業実行委員会において、ソーシャル・ネットワーク・サービスを手がける企業が参加し、自社のサイト内における健全性の向上、青少年の保護、健全育成の取組について発表を行いました。

○【NPO・団体等】

（事例1）インターネット掲示板上の差別書込に対し、削除要請活動に取り組んでいる団体等があります。これらの取組により、削除ルールを示している掲示板においては、掲示板管理者による削除も進んできています。また、人権問題に関する情報発信、教材テキストとして、インターネットをテーマとしたテキストの発行を行っています。

（事例2）高齢者や視覚障がい者などを対象に、パソコン利用時の情報リテラシーを高める活動を行ったり、地域でインターネットの安全教室を開催したりする活動を行っている団体があります。

（事例3）児童・生徒をめぐる諸問題の解決を図るために、大学生によるスマートフォンを利用したネットパトロールを教育委員会が計画し、携帯・ネットの検索・監視にかかるノウハウを学ぶボランティア学習会が開催されました。

（2）市町の取組事例（取組事例の紹介）

○ インターネット上の人権侵害に対応するため、伊賀市および名張市の2市、伊賀県民センターで構成する「伊賀地区における部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃に関する連絡協議会」において、平成19年

7月から引き続き「伊賀地域インターネット差別表現書き込み分析調査研究事業」に取り組んでおり、共同のモニタリングで大きな成果を挙げています。

- 津市では、小中学校に関するインターネット掲示板や携帯電話の携帯サイトに書き込まれた特定個人への誹謗中傷や人権侵害に係る書き込みを定期的にパトロールして発見し、学校と連携して管理者に削除を求める取組を進めています。

■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

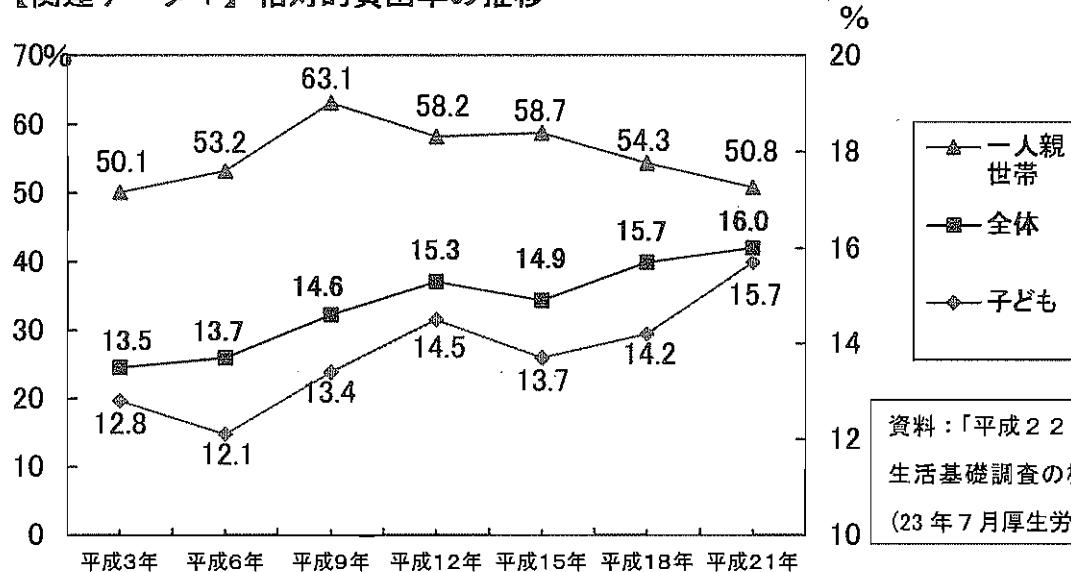
- インターネットを利用した差別的な書き込み等についてのモニタリングを実施し、早期発見・早期広がり防止・早期削除活動に努めます。
また、ネットモニターリーダー養成講座を開催し、ネット上で氾濫する差別書き込みや人権侵害に関する問題に対して認識を深め、モニタリングや削除等スキルを向上するとともに、地域におけるネットモニタリングのリーダーを養成します。
- インターネットと人権に関する学習が小中学校、県立学校で積極的に行われるよう支援することをとおして、児童生徒のネットモラルの育成を図ります。
- ネット被害から子どもを守るために、インターネットや携帯電話の安全な使用方法等について保護者や地域住民に啓発していきます。
- 児童生徒に関わるサイトのネット検索・監視等を継続し、学校における教育・啓発を支援するための資料や体制を整えるとともに、「ネット啓発チーム」に大学生ボランティアを加えて、活動をより充実させ、学校・家庭・地域が協働して子どもを見守る体制の構築をめざします。

さまざまな人権課題

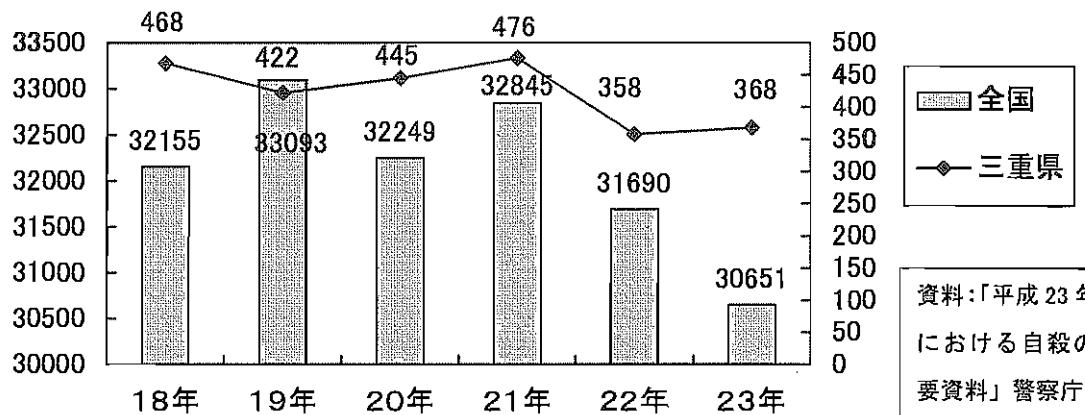
(アイヌの人びと、刑を終えた人・保護観察中の人等、性的マイノリティの人びと、ホームレス 等)

■ データからみた状況

【関連データ1】相対的貧困率の推移



【関連データ2】全国および三重県における自殺者数の推移



データに関するコメント

【関連データ1】厚生労働省が平成23年7月に公表した国民生活基礎調査によると、全国民のうち、低所得の人の割合を示す「相対的貧困率(%)」が「16.0%」となり、前回調査より「0.3%」悪化しています。子ども（17歳以下）は1.5%増となり、低所得の家庭で育てられている子どもが増えていることを裏付けています。また、日本では、一人親世帯の貧困率が際立って高く、5.0%を超えています。

【関連データ2】全国の自殺者は年間3万人を超える水準で推移しています。平成23年中ににおける自殺者の総数は、30,651人で、前年に比べ、1,039人減少しました。三重県の自殺者数は368人となっています。

【関係法令等の動き】

- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）」の制定（平成9年7月施行）
- 「ホームレスの自立の支援に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）」の制定（平成14年8月施行、平成24年6月改正）
- 「自殺対策基本法」の制定（平成18年10月施行）
- 「更生保護法」及び関係法の改正（平成19年6月、保護観察対象者の生活実態把握が確実にできるよう対象者に義務を課した）
- 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成16年7月施行、平成20年6月改正）
- 「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」衆参両院で採択（平成20年6月）
- 「いのちを守る自殺対策緊急プラン」の策定（平成22年2月）
- 「三重県自殺対策行動計画」の策定（平成21年3月）

■ 現状と課題

【国連、国、他の都道府県の状況】

（※全体的な動向、注目すべき取組、法令・条例改正など）

- 【アイヌの人びと】平成20年6月に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で採択され、内閣府において「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」により、アイヌの人々の歴史や文化、生活の現状、今後のアイヌ政策のあり方などについての議論が重ねられました。平成21年7月にまとめられた報告書を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、平成22年1月から「アイヌ政策推進会議」が開催されています。また、平成22年3月からは、アイヌ政策推進会議の下に、アイヌの人も参画した作業部会を設け、「民族共生の象徴となる空間」及び「北海道外アイヌの生活実態調査」について、専門的な検討を行っています。
- 【刑を終えた人・保護観察中の人等】法務省では、刑を終えて出所したものの、行き場のない人たちの住居確保のため、更正保護施設の受け入れ機能を強化するとともに、平成23年度から「緊急的住居確保・自立支援対策」による住居の確保の施策を実施しています。厚生労働省では、高齢又は障害を有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者について、退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるため、各都道府県が設置している「地域生活定着支援センター」と保護観察所との協働による、その社会復帰の支援を推進しています。
- 【性的マイノリティの人びと（注）】性同一性障がいに関しては、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され一定の条件を満たすものについては、審判を受けることができるようになりました。また、平成20年6月、同法律の改正があり、戸籍変更ができる特定の条件が「現に子が

ないこと」から「未成年の子がないこと」に緩和されました。

文部科学省は、平成22年に性同一性障がいの児童・生徒について、都道府県教委などに対し、本人の心情に十分配慮した対応をするよう通知するなど、性同一性障がいに対する理解が求められています。

法務省は、平成24年3月、刑事施設の処遇をあらため、全国の刑務所などで性同一性障がいの受刑者の服装や髪型、入浴などに配慮した対応を始めています。

- 【ホームレス】平成14年8月、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、同法に基づき平成15年7月に「ホームレスの自立支援等に関する基本方針」が策定されました。なお、平成19年1月に行われた実態調査の結果を踏まえ、平成20年7月に同基本方針の見直しが行われました。また、同方針に基づき実施される施策の効果を継続的に把握するための「ホームレスの実態に関する全国調査」が毎年1月に実施されています。なお、平成24年8月に期限が切れる同法を5年間延長する改正法が、平成24年6月に成立しました。
- 【自殺対策】国は、「自殺対策基本法」に基づき、平成19年6月に「自殺総合対策大綱」を策定し、平成20年10月には「自殺対策加速化プラン」を策定しました。さらに、平成22年2月には当事者本位の施策の強化を図るため「いのちを守る自殺対策緊急プラン」が策定されました。内閣府では、新たな自殺総合対策大綱の策定を予定しており、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体等との協働を一層図るため、政務三役を中心とした「官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム」を開催しています。

【三重県の状況】(平成23年度の取組状況)

1. 県の主な取組状況

(※行動プラン取組方向ごとに主な取組を記載。詳細は「県事業体系表進捗まとめ」を参照。)

(1) 多様な人権課題の現状と課題認識のための取組

- ① インターネット掲示板上の差別的な書き込みのモニタリングを行い、差別表現の早期把握と拡大防止に努めるとともに、関係機関への通報等により対応しました。[インターネット人権モニター事業／環境生活部人権センター]
- ② 人権をめぐる社会の状況を把握し、現状への理解と課題認識を深めるため、各市町及び県内60の企業、NPO・団体等を訪問し、データの収集・分析を行いました。今後も、民間の取組等の幅広い情報収集が必要です。[人権をめぐる状況把握／環境生活部人権課]

(2) 人権課題の正しい理解のための啓発活動

- ① すべての中学校及び県立学校等に配付した人権学習教材「わたし かがやく」が授業で活用されるよう、教職員対象に4回の連続講座を実施しました。また、人権教育の今日的な課題と情報をホームページで発信しました。今後は、平成24年3月に発行した人権学習指導資料の活用、

カリキュラム作成や教材開発に関する情報を教職員に発信し、授業内容の充実を図る必要があります。〔広報研究事業／教育委員会人権教育課〕

② 人権問題への正しい理解、人権尊重の思想を広く定着させるため、企画パネル展、人権フォトコンテスト、人権フォーラムを実施しました。

また、人権問題の解決をめざし、様々な人権課題を取り上げた啓発パンフレット「レッスン・ゼロ」「コッカラ」「コッカラ2」の配布を行いました。効果的に啓発を進めるためには、市町や多様な主体との連携が必要です。〔人権啓発事業／環境生活部人権センター〕

③ 三重県自殺対策情報センターを設置し、自殺対策の総合的な支援体制の整備、自殺未遂者・自殺遺族等に対する支援機能の充実を図りました。

また、地域の絆づくりに向け支援組織の整備を推進し、自殺・うつ対策ネットワークの充実を図りました。

今後も地域の絆によって支えあい、自殺対策の推進を図るために、地域において自殺を防ぐ仕組みを整備していく必要があります。〔地域自殺対策緊急強化事業／健康福祉部医療対策局健康づくり課〕

(3) 人権侵害を受けた人に対する対応のための取組

① 三重県人権センターにおいて、人権に関する相談機能の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら適切な対応に努めました。

また、人権に係わる各機関相談員の資質向上とさまざまな人権課題への相談機能を強化するため、相談員スキルアップ講座（16講座、994名参加）を開催しました。

今後も、相談員のスキルアップと他の相談機関との連携が必要です。

〔人権相談事業・みえ地域人権相談ネットワーク事業／環境生活部人権センター〕

② 人権侵害（差別事象）が発生した学校では、その学校が主体的に課題解決を図れるように指導・助言を行いました。今後も、学校における人権侵害（差別事象）の実態を的確に把握し、未然防止のための取組を強化するとともに、適切な課題解決ができるように指導・助言をすることが必要です。〔人権教育活動事業／教育委員会人権教育課〕

2 県以外の多様な主体による取組状況（事例）

（※市町や、企業・団体等の地域の取組状況について、把握できるものの中から抽出しそ中の事例を紹介。ある団体等の固有事例の紹介であり全体傾向ではありません。）

(1) 民間の取組事例（取組事例の紹介）

○ [NPO・団体等]

（事例1）自殺防止のため専用電話を設置し、助けを求める相談者に対して、生きる勇気をもてるよう支援する活動や自殺防止の講演会や映画会の開催などの啓発活動を行っている団体があります。その団体において、専用電話を開局して10年間で6万件を超える相談を受けています。

(事例2) 経済的な問題を抱える失業者や非正規労働者を支援しようと、県内の弁護士や社会福祉士が市民団体を立ち上げ、それぞれの分野の専門家が連携することにより、幅広い支援を目指しています。

(2) 市町の取組事例（取組事例の紹介）

- いなべ市では、「いのち・愛」をテーマとして啓発活動を行っており、人権連続講座では「自死対策」などテーマにした講演会を開催しました。また、広報紙・ホームページで生きやすくなる情報の提供を行ったり、電話相談窓口を定期的に設置しています。
- 市町が実施する住民向けの講演会や講座、職員向けの研修会などにおいても、「アイヌの人びと」、「性的マイノリティの人々」や「貧困問題」など、さまざまな人権課題をテーマに開催されることが増えています。また、平成23年度は、「震災と人権」をテーマとした講演会・研修会も開催されました。

■ 今後の取組方向（平成24年度以降の取組方向）

- 多様化する現代社会においては、「三重県人権施策基本方針（第一次改定）」に示した課題のほかにもさまざまな人権課題が存在します。今日の厳しい社会情勢の中、貧困や格差の問題、雇い止め等労働者をめぐる問題、また、年間3万人を超える自殺者やその家族への対応など、新たに発生する課題も含めて、人権に関する課題をしっかりと見据え、さまざまな人権課題に対して的確な状況把握に努めます。
- 平成24年度に「人権に関する三重県民意識調査」を実施し、その分析結果を今後の人権施策に反映していくとともに、平成27年度を目途に行う「三重県人権施策基本方針」の改定にかかる基礎資料として活用します。
- 今後とも人権関連諸施策を推進する中で、人権をめぐる社会の動向を把握し、現状への理解と課題認識を深めるとともに、幅広く、啓発・広報に努めます。

注) 相対的貧困率

すべての国民を所得順に並べて、真ん中の人の所得の半分に満たない人の割合をいいます。主に国民の間の経済格差を示すが、資産は含まない。これとは別に、所得が定められた最低水準額に満たない人の割合を示す「絶対的貧困率」もあります。

注) 性的マイノリティの人びと

生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない性同一性障がい者、人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す性的指向にかかる同性愛者、先天的に身体上の性別が不明瞭な方などをいいます。

2012（平成 24）年度版
第二次人権が尊重される三重をつくる行動プラン年次報告

2012（平成 24）年 10 月発行

三重県 環境生活部 人権課
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
TEL 059-224-2278 FAX 059-224-3069
E-mail jinken@pref.mie.jp